

神奈川地域森林計画案 新旧対照表

樹立案	現行	検討の視点
<p style="text-align: center;"><u>(案)</u></p> <p style="text-align: center;">神奈川地域森林計画書 (神奈川森林計画区)</p> <p style="text-align: center;">自 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日</p> <p>計画期間</p> <p style="text-align: center;">至 令和 <u>15</u> 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;">神 奈 川 県</p>	<p style="text-align: center;">神奈川地域森林計画書 (神奈川森林計画区)</p> <p style="text-align: center;">自 平成30年 4 月 1 日</p> <p>計画期間</p> <p style="text-align: center;">至 令和10年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;">第 1 回変更 平成31年 4 月 第 2 回変更 令和 4 年 1 月</p> <p style="text-align: center;">神 奈 川 県</p>	

樹立案	現行	検討の視点																																																																																																																																																
<p>I 部 計画にあたって</p> <p>1 計画の趣旨 (略)</p> <p>2 神奈川森林計画区の概況</p> <p>(1) 計画区の位置 計画区の包括する市町村は、県内全ての市町村であり 19 市 13 町 1 村である。 また計画区の行政区域面積は、<u>241,611</u>ha であり、その市町村別面積内訳は次表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">計画区の市町村別行政区域面積 単位：ha</p> <table border="1" data-bbox="195 688 1219 1142"> <thead> <tr> <th>市町村名</th><th>面積</th><th>市町村名</th><th>面積</th><th>市町村名</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>横浜市</td><td>43,778</td><td>秦野市</td><td>10,376</td><td>二宮町</td><td>908</td></tr> <tr><td>川崎市</td><td>14,296</td><td>厚木市</td><td>9,384</td><td>中井町</td><td>1,999</td></tr> <tr><td>横須賀市</td><td>10,082</td><td>大和市</td><td>2,709</td><td>大井町</td><td>1,438</td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>*6,782</td><td>伊勢原市</td><td>5,556</td><td>松田町</td><td>3,775</td></tr> <tr><td>鎌倉市</td><td>3,966</td><td>海老名市</td><td>2,659</td><td>山北町</td><td>22,461</td></tr> <tr><td>藤沢市</td><td>6,956</td><td>座間市</td><td>1,757</td><td>開成町</td><td>655</td></tr> <tr><td>小田原市</td><td>11,360</td><td>南足柄市</td><td>7,712</td><td>箱根町</td><td>9,286</td></tr> <tr><td>茅ヶ崎市</td><td>*3,570</td><td>綾瀬市</td><td>2,214</td><td>真鶴町</td><td>705</td></tr> <tr><td>逗子市</td><td>1,728</td><td>葉山町</td><td>1,704</td><td>湯河原町</td><td>4,097</td></tr> <tr><td>相模原市</td><td>32,891</td><td>寒川町</td><td>1,334</td><td>愛川町</td><td>3,428</td></tr> <tr><td>三浦市</td><td>3,205</td><td>大磯町</td><td>*1,718</td><td>清川村</td><td>7,124</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」 *印の市町は境界が未定であり、参考値（便宜上の概算数値）としての面積値。</p> <p>(2) 地 形 計画区は、関東平野の南西部に位置し、北は東京都、西は山梨県・静岡県と接しており、南は相模湾、東は東京湾に面している。 地形は、蛭ヶ岳を主峰とし、標高 1,300m 前後の山々が連なる丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる西部地域と多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域さらには、本県の 2 大河川である酒匂川の東岸と相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と平地からなる中央地域の大きく 3 地域に分けられる。</p> <p>(3) 土 壤 計画区の土壌の特徴は、その大部分が富士火山や箱根火山の影響を強く受けた黒ボク土が、台地及び丘陵地から山地にかけて広く分布していることである。 褐色森林土は、丘陵地及び山地に多く、その土壌タイプは山地の尾根から山麓部に及ぶ広い分布パターンを示している。 また河川の流域には、低地土壌が分布し、特に相模川流域にはその上中下流域の地形区分との関連で、それぞれ褐色低地土、灰色低地土、グライ土、泥炭土が見られる。酒匂川流域は扇状地からなり、砂礫層を伴う土壌の出現が多く、黒泥土等が存在しないことが特徴である。</p>	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	横浜市	43,778	秦野市	10,376	二宮町	908	川崎市	14,296	厚木市	9,384	中井町	1,999	横須賀市	10,082	大和市	2,709	大井町	1,438	平塚市	*6,782	伊勢原市	5,556	松田町	3,775	鎌倉市	3,966	海老名市	2,659	山北町	22,461	藤沢市	6,956	座間市	1,757	開成町	655	小田原市	11,360	南足柄市	7,712	箱根町	9,286	茅ヶ崎市	*3,570	綾瀬市	2,214	真鶴町	705	逗子市	1,728	葉山町	1,704	湯河原町	4,097	相模原市	32,891	寒川町	1,334	愛川町	3,428	三浦市	3,205	大磯町	*1,718	清川村	7,124	<p>I 部 計画にあたって</p> <p>1 計画の趣旨 (略)</p> <p>2 神奈川森林計画区の概況</p> <p>(1) 計画区の位置 計画区の包括する市町村は、県内全ての市町村であり 19 市 13 町 1 村である。 また計画区の行政区域面積は、241,592ha であり、その市町村別面積内訳は次表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">計画区の市町村別行政区域面積 単位：ha</p> <table border="1" data-bbox="1561 716 2178 1186"> <thead> <tr> <th>市町村名</th><th>面積</th><th>市町村名</th><th>面積</th><th>市町村名</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>横浜市</td><td>43,756</td><td>秦野市</td><td>10,376</td><td>二宮町</td><td>908</td></tr> <tr><td>川崎市</td><td>14,300</td><td>厚木市</td><td>9,384</td><td>中井町</td><td>1,999</td></tr> <tr><td>横須賀市</td><td>10,083</td><td>大和市</td><td>2,709</td><td>大井町</td><td>1,438</td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>*6,782</td><td>伊勢原市</td><td>5,556</td><td>松田町</td><td>3,775</td></tr> <tr><td>鎌倉市</td><td>3,967</td><td>海老名市</td><td>2,659</td><td>山北町</td><td>22,461</td></tr> <tr><td>藤沢市</td><td>6,957</td><td>座間市</td><td>1,757</td><td>開成町</td><td>655</td></tr> <tr><td>小田原市</td><td>11,381</td><td>南足柄市</td><td>7,712</td><td>箱根町</td><td>9,286</td></tr> <tr><td>茅ヶ崎市</td><td>*3,570</td><td>綾瀬市</td><td>2,214</td><td>真鶴町</td><td>705</td></tr> <tr><td>逗子市</td><td>1,728</td><td>葉山町</td><td>1,704</td><td>湯河原町</td><td>4,097</td></tr> <tr><td>相模原市</td><td>32,866</td><td>寒川町</td><td>1,334</td><td>愛川町</td><td>3,428</td></tr> <tr><td>三浦市</td><td>3,205</td><td>大磯町</td><td>*1,718</td><td>清川村</td><td>7,124</td></tr> </tbody> </table> <p>*印の市町は境界が未定であり、総務省自治行政局発行の全国市町村要覧（平成 28 年版）に記載されている便宜上の概算数値による。 資料：国土地理院「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」</p> <p>(2) 地 形 計画区は、関東平野の南西部に位置し、北は東京都、西は山梨県・静岡県と接しており、南は相模湾、東は東京湾に面している。 地形は、蛭ヶ岳を主峰とし、標高 1,300m 前後の山々が連なる丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる西部地域と多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域さらには、本県の 2 大河川である酒匂川の東岸と相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と平地からなる中央地域の大きく 3 地域に分けられる。</p> <p>(3) 土 壤 計画区の土壌の特徴は、その大部分が富士火山や箱根火山の影響を強く受けた黒ボク土が、台地及び丘陵地から山地にかけて広く分布していることである。 褐色森林土は、丘陵地及び山地に多く、その土壌タイプは山地の尾根から山麓部に及ぶ広い分布パターンを示している。 また河川の流域には、低地土壌が分布し、特に相模川流域にはその上中下流域の地形区分との関連で、それぞれ褐色低地土、灰色低地土、グライ土、泥炭土が見られる。酒匂川流域は扇状地からなり、砂礫層を伴う土壌の出現が多く、黒泥土等が存在しないことが特徴である。</p>	市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積	横浜市	43,756	秦野市	10,376	二宮町	908	川崎市	14,300	厚木市	9,384	中井町	1,999	横須賀市	10,083	大和市	2,709	大井町	1,438	平塚市	*6,782	伊勢原市	5,556	松田町	3,775	鎌倉市	3,967	海老名市	2,659	山北町	22,461	藤沢市	6,957	座間市	1,757	開成町	655	小田原市	11,381	南足柄市	7,712	箱根町	9,286	茅ヶ崎市	*3,570	綾瀬市	2,214	真鶴町	705	逗子市	1,728	葉山町	1,704	湯河原町	4,097	相模原市	32,866	寒川町	1,334	愛川町	3,428	三浦市	3,205	大磯町	*1,718	清川村	7,124	<p>ウ（以降同様）</p>
市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積																																																																																																																																													
横浜市	43,778	秦野市	10,376	二宮町	908																																																																																																																																													
川崎市	14,296	厚木市	9,384	中井町	1,999																																																																																																																																													
横須賀市	10,082	大和市	2,709	大井町	1,438																																																																																																																																													
平塚市	*6,782	伊勢原市	5,556	松田町	3,775																																																																																																																																													
鎌倉市	3,966	海老名市	2,659	山北町	22,461																																																																																																																																													
藤沢市	6,956	座間市	1,757	開成町	655																																																																																																																																													
小田原市	11,360	南足柄市	7,712	箱根町	9,286																																																																																																																																													
茅ヶ崎市	*3,570	綾瀬市	2,214	真鶴町	705																																																																																																																																													
逗子市	1,728	葉山町	1,704	湯河原町	4,097																																																																																																																																													
相模原市	32,891	寒川町	1,334	愛川町	3,428																																																																																																																																													
三浦市	3,205	大磯町	*1,718	清川村	7,124																																																																																																																																													
市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積																																																																																																																																													
横浜市	43,756	秦野市	10,376	二宮町	908																																																																																																																																													
川崎市	14,300	厚木市	9,384	中井町	1,999																																																																																																																																													
横須賀市	10,083	大和市	2,709	大井町	1,438																																																																																																																																													
平塚市	*6,782	伊勢原市	5,556	松田町	3,775																																																																																																																																													
鎌倉市	3,967	海老名市	2,659	山北町	22,461																																																																																																																																													
藤沢市	6,957	座間市	1,757	開成町	655																																																																																																																																													
小田原市	11,381	南足柄市	7,712	箱根町	9,286																																																																																																																																													
茅ヶ崎市	*3,570	綾瀬市	2,214	真鶴町	705																																																																																																																																													
逗子市	1,728	葉山町	1,704	湯河原町	4,097																																																																																																																																													
相模原市	32,866	寒川町	1,334	愛川町	3,428																																																																																																																																													
三浦市	3,205	大磯町	*1,718	清川村	7,124																																																																																																																																													

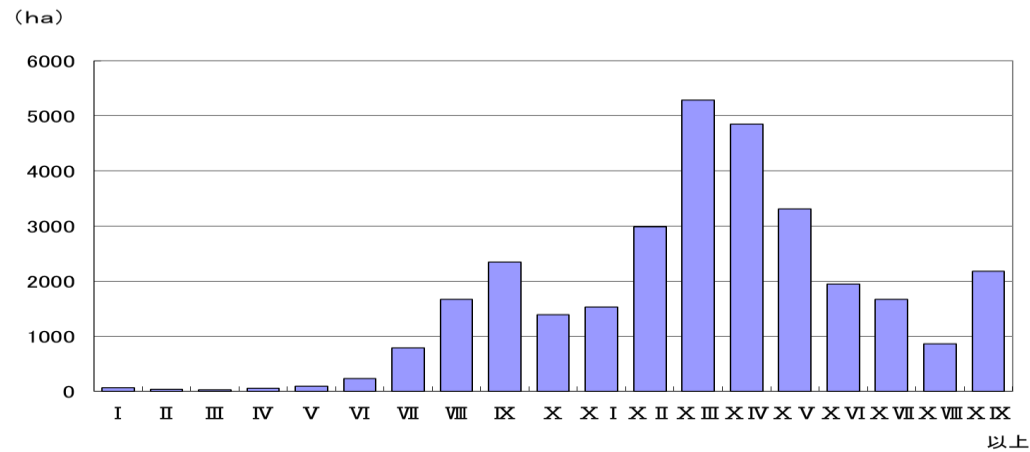
樹立案	現行	検討の視点										
<p>(4) 気 候 計画区の気候は、三浦半島から相模湾に沿った海岸部は、海洋の影響を受けて温暖であるが、秦野盆地から川崎市北部にわたる内陸部は、冬低温、夏高温のやや内陸性の気候であり、また箱根、丹沢等の山地部は、冬低温の山地性の気候を呈している。 <u>平成 29 年から令和 3 年の</u>5年間の年平均気温は、海岸部や平野部で <u>16℃前後</u>、山地部で <u>13℃</u>前後である。また年降水量は、山地部以外で <u>1,400～2,000 mm</u>、丹沢山地で <u>2,500 mm前後</u>、<u>箱根山地で 4,000 mm</u>前後となっている。</p> <p>(5) 人 口 <u>令和4年9月1日</u>現在の計画区の人口は、<u>923 万人</u>であり、また人口密度は、1km2 当たり <u>3,822 人</u>である。 地域別の人口分布は、横浜地域 <u>377 万 2 千人</u>、川崎地域 <u>154 万 1 千人</u>、横須賀・三浦地域 <u>68 万 1 千人</u>、県央地域 <u>159 万人</u>、湘南地域 <u>131 万 5 千人</u>、県西地域 <u>33 万 2 千人</u>となっており、海岸部や平野部に人口が集中している。</p> <p>(6) 土地利用 計画区の土地利用形態の構成は、<u>令和2年において農用地 8%、森林 39%、住宅地等 28%、その他 25%</u>となっている。</p> <p>(7) 産業別就業者 <u>令和2年</u>の「国勢調査」によれば、計画区の実業就業者数は <u>415 万 3 千人</u>で、その構成比は、第1次産業 <u>1%</u>、第2次産業 <u>20%</u>、第3次産業 <u>79%</u>となっている。</p>	<p>(4) 気 候 計画区の気候は、三浦半島から相模湾に沿った海岸部は、海洋の影響を受けて温暖であるが、秦野盆地から川崎市北部にわたる内陸部は、冬低温、夏高温のやや内陸性の気候であり、また箱根、丹沢等の山地部は、冬低温の山地性の気候を呈している。 平成 24～28 年の5年間の年平均気温は、海岸部や平野部で 16℃前後、山地部で 13℃前後である。また年降水量は、山地部以外で 1,500～2,100 mm、丹沢山地で 2,500 mm前後、箱根山地で 3,600 mm前後となっている。</p> <p>(5) 人 口 平成 28 年 10 月 1日現在の計画区の人口は、915 万人であり、また人口密度は、1km2 当たり 3,786 人である。 地域別の人口分布は、横浜地域 373 万 1 千人、川崎地域 148 万 9 千人、横須賀・三浦地域 71 万人、県央地域 156 万 8 千人、湘南地域 130 万 1 千人、県西地域 34 万 5 千人となっており、海岸部や平野部に人口が集中している。</p> <p>(6) 土地利用 計画区の土地利用形態の構成は、平成 27 年において農用地 8%、森林 39%、住宅地等 27%、その他 26%となっている。</p> <div data-bbox="1834 955 2240 1354" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>土地利用形態の構成</caption> <thead> <tr> <th>土地利用形態</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>住宅地等</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>農用地</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(7) 産業別就業者 平成 27 年の「国勢調査」によれば、計画区の実業就業者数は 4,122 千人で、その構成比は、第1次産業 1%、第2次産業 21%、第3次産業 78%となっている。</p>	土地利用形態	割合	森林	39%	住宅地等	27%	その他	26%	農用地	8%	<p>ウ（以降同様）</p>
土地利用形態	割合											
森林	39%											
住宅地等	27%											
その他	26%											
農用地	8%											

樹立案	現行	検討の視点																																				
<p>3 森林・林業の状況 (1) 森林・林業の現況 ア 森林資源 (ア) 森林面積 計画区的全森林面積は 94,024ha で、その内訳は国有林 10,085ha、私有林 83,939ha となっており、その森林率は (全森林面積/行政区域面積×100) は 39%である。</p> <p>(イ) 森林資源構成 対象森林の林相別構成は、次表のとおりであり、1ha 当たりの材積は、人工林 416 m³、天然林 146 m³となっている。</p> <p style="text-align: center;">林相別構成表(対象森林) 単位 面積: ha 構成比: %</p> <table border="1" data-bbox="281 945 1181 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人工林</th> <th>天然林</th> <th>竹林</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林面積</td> <td>31,332</td> <td>44,222</td> <td>621</td> <td>2,797</td> <td>78,972</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>面積(ha) </p> <p>材積(千m³) </p> <p>また人工林の樹種別割合は次表のとおりであり、1ha 当たりの平均材積は、スギ 456 m³、ヒノキ 365 m³、マツ 325 m³となっている。</p> <p>面積(ha) </p> <p>材積(千m³) </p>	区分	人工林	天然林	竹林	その他	計	森林面積	31,332	44,222	621	2,797	78,972	構成比	40	56	1	3	100	<p>3 森林・林業の状況 (1) 森林・林業の現況 ア 森林資源 (ア) 森林面積 計画区的全森林面積は 94,701ha で、その内訳は国有林 10,653ha、私有林 84,048ha となっており、その森林率は (全森林面積/行政区域面積×100) は 39%である。</p> <p>(イ) 森林資源構成 対象森林の林相別構成は、次表のとおりであり、1ha 当たりの材積は、人工林 391 m³、天然林 143 m³となっている。</p> <p style="text-align: center;">林相別構成表(対象森林) 単位 面積: ha 構成比: %</p> <table border="1" data-bbox="1448 966 2323 1102"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人工林</th> <th>天然林</th> <th>竹林</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林面積</td> <td>31,495</td> <td>44,779</td> <td>631</td> <td>2,874</td> <td>79,779</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>39</td> <td>56</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>面積(ha) </p> <p>材積(千m³) </p> <p>また人工林の樹種別割合は次表のとおりであり、1ha 当たりの平均材積は、スギ 431 m³、ヒノキ 335 m³、マツ 319 m³となっている。</p> <p>面積(ha) </p> <p>材積(千m³) </p>	区分	人工林	天然林	竹林	その他	計	森林面積	31,495	44,779	631	2,874	79,779	構成比	39	56	1	4	100	<p>ウ (以降同様)</p>
区分	人工林	天然林	竹林	その他	計																																	
森林面積	31,332	44,222	621	2,797	78,972																																	
構成比	40	56	1	3	100																																	
区分	人工林	天然林	竹林	その他	計																																	
森林面積	31,495	44,779	631	2,874	79,779																																	
構成比	39	56	1	4	100																																	

樹立案

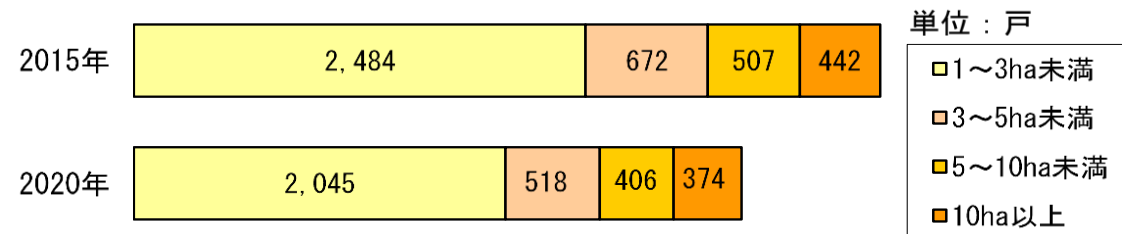
本県の人工林の齢級別構成は、近年、造林面積がわずかであることから高齢級に偏ってきており、Ⅷ齢級以上の占める割合は96%となっている。

齢級別人工林面積



(ウ)保有形態等

森林の保有形態は、公有林 35,475ha、私有林 43,497ha となっている。また、2020年農林業センサスによると、保有山林面積1ha以上の林家数は3,343戸で、そのうち所有規模1~3ha未満が61%、5ha未満まで含めると77%となり、総じて零細な所有構造となっている。



資料：2015年、2020年農林業センサス

(エ)在村・不在村別森林面積

不在村所有森林は、私有林全体の35%となっており、全国平均に比べ高くなっている。

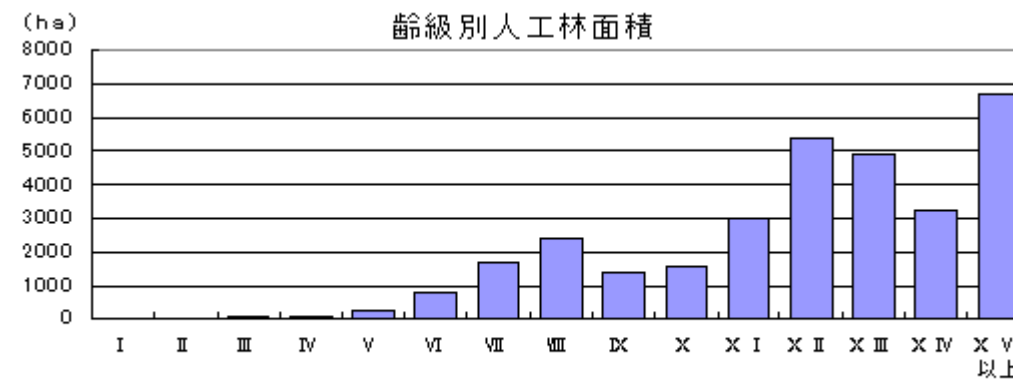
区分	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)
私有林面積 (ha)	63,536	61,333	62,444	59,924
不在村所有森林面積 (ha)	8,941	17,673	18,945	20,727
不在村所有森林率 (%)	14	29	30	35
同 全国割合 (%)	15	19	22	25

資料：世界農林業センサス※2010年調査からは項目除外

現行

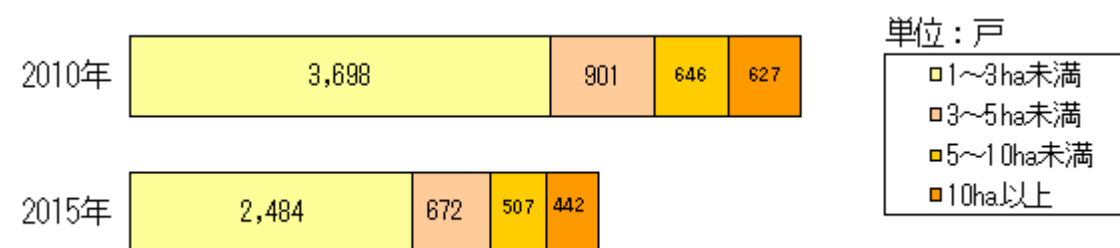
本県の人工林の齢級別構成は、近年、造林がほとんど行われないことから高齢級に偏ってきており、Ⅷ齢級以上の占める割合は91%となっている。

齢級別人工林面積



(ウ)保有形態等

森林の保有形態は、公有林 36,132ha、私有林 47,916ha となっている。また、2015年農林業センサスによると、保有山林面積1ha以上の林家数は4,105戸で、そのうち所有規模1~3ha未満が61%、5ha未満まで含めると77%となり、総じて零細な所有構造となっている。



資料：2010年世界農林業センサス、2015年農林業センサス

(エ)在村・不在村別森林面積

不在村所有森林は、私有林全体の35%となっており、全国平均に比べ高くなっている。

区分	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)
私有林面積 (ha)	63,536	61,333	62,444	59,924
不在村所有森林面積 (ha)	8,941	17,673	18,945	20,727
不在村所有森林率 (%)	14	29	30	35
同 全国割合 (%)	15	19	22	25

資料：世界農林業センサス※2010年調査からは項目除外

検討の視点

ウ (以降同様)

樹立案

現行

検討の視点

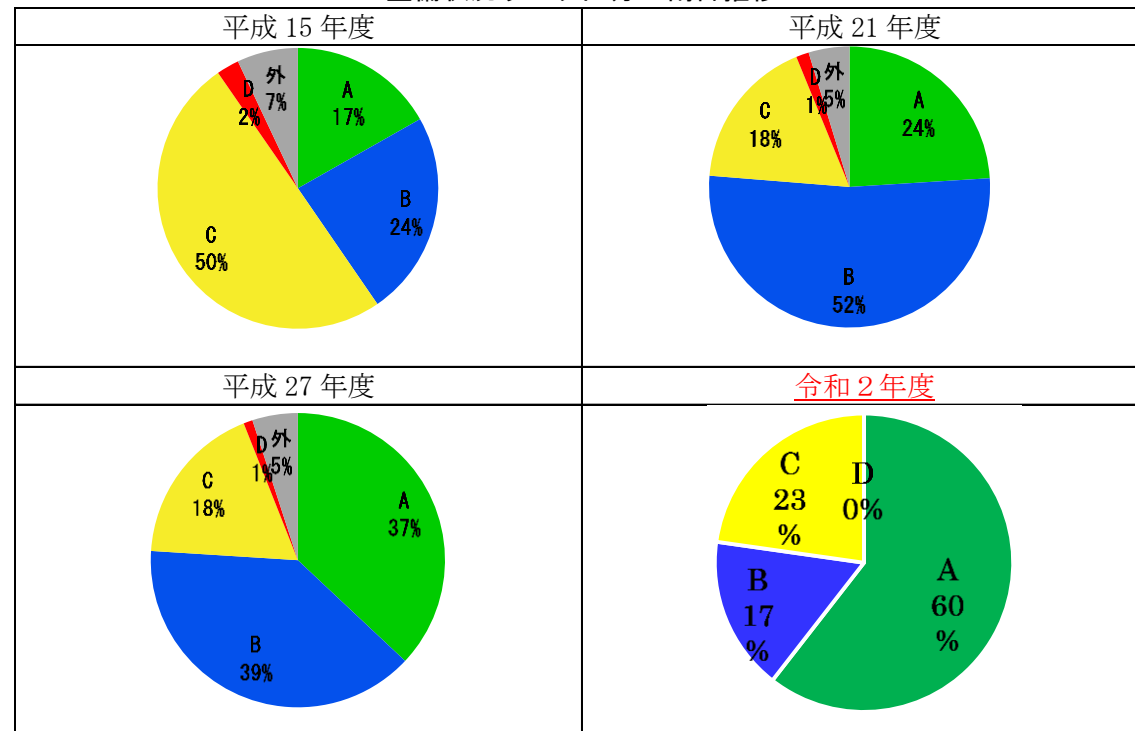
イ 森林整備

(ア) 人工林の現況調査

令和元年度及び令和2年度に、県内水源保全地域内の民有林人工林について整備状況、光環境、下層植生、土壌状況等をランク区分する調査を実施した結果、整備状況については長期間手入れがされていないCランク以下の森林が、平成15年度の59%から23%に減少した。

また、手入れが行われているA・Bランクの森林は、令和2年度は、77%で前回調査とほぼ同じ割合であったが、内訳を見ると、Aランクの割合が60%（27年度調査時は37%）に増加した。

整備状況ランク区分の割合推移



※外：成林せず、広葉樹林化が進んだ森林など

整備状況のランク区分

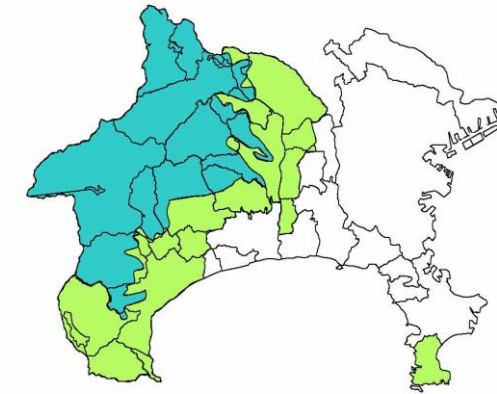
ランク	整備状況
A	「手入れが行われている」 5年以内に整備されているか、良好に成林している
B	「十分には手入れが行われていない」 概ね10年以内に整備が行われている
C	「手入れが長く行われていない」 概ね10年以上手入れの形跡がない
D	「手入れが行われていない」 手入れが行われた形跡がない

イ 森林整備

(ア) 人工林の現況調査

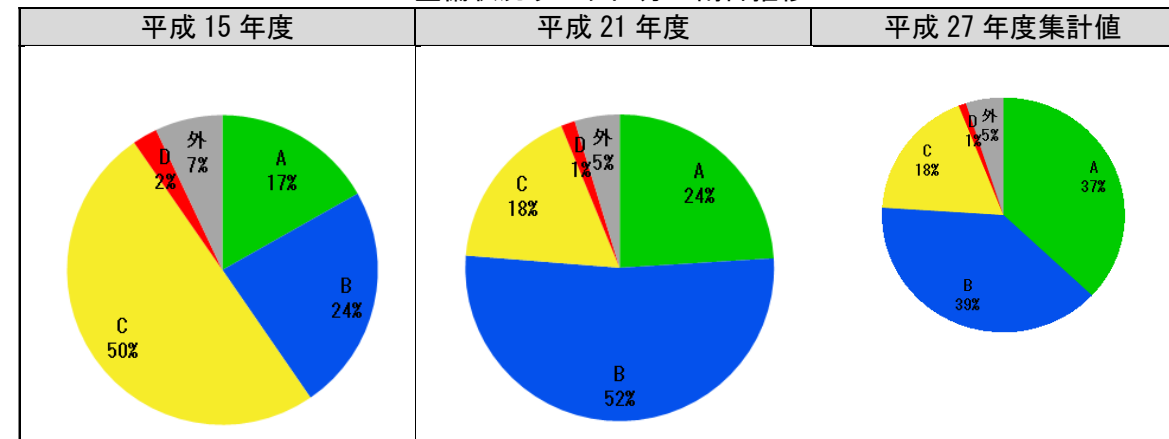
平成27年度に、県内水源保全地域内の民有林人工林について整備状況、光環境、下層植生、土壌状況等をランク区分する調査を実施した結果、整備状況については長期間手入れがされていないCランク以下の森林が、平成15年度の59%から24%に減少した。

また、手入れが行われているA・Bランクの森林は、平成21年度及び平成27年度とも76%と同じ割合であったが、内訳を見ると、Aランクの割合が平成21年度の24%から37%に増加した。



着色部：県内水源保全地域（※調査実施時点）

整備状況ランク区分の割合推移



※外：調査対象森林のうち広葉樹林化が進んだ森林など

整備状況のランク区分

ランク	整備状況
A	最近手入れがされ当面整備の必要なし
B	手入れがされているが、数年以内に整備が必要
C	長期間整備の形跡なし
D	全く整備の形跡なし

ウ（以降同様）

樹立案	現行	検討の視点																																																																																																																																																								
<p>(イ) 造林 平成 29～令和3年度の 5 か年平均面積は 35ha である。内訳は針葉樹が 27ha、広葉樹が 8ha と針葉樹が全体の約8割を占めている。年度別では、平成 30 年度に 20ha まで落ち込んだものの、それ以降は増加傾向にあり、令和3年には 46ha まで増加している。</p> <p style="text-align: center;">造林面積の推移</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="175 579 1178 783"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>5 か年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造林</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>46</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>針葉樹</td> <td>36</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>36</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">森林再生課資料</p> <p>(ウ)間伐等の保育 平成 29～令和3年度までの 5 か年平均面積は、2,348ha である。区分別にみると、下刈 147ha(6%)、除伐 155ha(7%)、間伐 1,804ha(77%)、枝打が 242ha(10%)で、森林整備の主体は間伐となっている。</p> <p style="text-align: center;">間伐等保育面積の推移</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="166 1129 1169 1457"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>5 か年平均</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下刈</td> <td>160</td> <td>153</td> <td>137</td> <td>141</td> <td>144</td> <td>147</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>除伐</td> <td>187</td> <td>191</td> <td>167</td> <td>129</td> <td>101</td> <td>155</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>2,037</td> <td>2,039</td> <td>1,854</td> <td>1,670</td> <td>1,418</td> <td>1,804</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>枝打</td> <td>268</td> <td>226</td> <td>234</td> <td>354</td> <td>128</td> <td>242</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,652</td> <td>2,609</td> <td>2,392</td> <td>2,294</td> <td>1,791</td> <td>2,348</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">森林再生課資料</p>	区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 か年平均	造林	45	20	31	31	46	35	針葉樹	36	18	21	22	36	27	広葉樹	9	2	10	9	10	8	区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 か年平均	割合	下刈	160	153	137	141	144	147	6%	除伐	187	191	167	129	101	155	7%	間伐	2,037	2,039	1,854	1,670	1,418	1,804	77%	枝打	268	226	234	354	128	242	10%	合計	2,652	2,609	2,392	2,294	1,791	2,348		<p>(イ) 造林 造林は、平成 24～28 年度の 5 か年の年平均実績は 24ha である。平成 19～23 年度の年平均実績 19ha と比べ、やや増加の傾向にある。</p> <p style="text-align: center;">造林面積の推移</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="1391 575 2315 770"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造林</td> <td>21</td> <td>13</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>28</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>針葉樹</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">森林再生課資料</p> <p>(ウ)間伐等の保育 平成 24～28 年度までの年平均面積は、2,575ha である。区分別にみると、下刈 124ha (5%)、除伐 60ha (2%)、間伐 1,951ha (76%)、枝打 440ha (17%) となっている。</p> <p style="text-align: center;">間伐等保育面積の推移</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="1391 1138 2356 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>計</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下刈</td> <td>105</td> <td>75</td> <td>156</td> <td>128</td> <td>158</td> <td>622</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>除伐</td> <td>154</td> <td>78</td> <td>44</td> <td>22</td> <td>2</td> <td>300</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>1,474</td> <td>1,726</td> <td>2,051</td> <td>1,926</td> <td>2,576</td> <td>9,753</td> <td>76%</td> </tr> <tr> <td>枝打</td> <td>591</td> <td>495</td> <td>483</td> <td>354</td> <td>276</td> <td>2,199</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,324</td> <td>2,374</td> <td>2,734</td> <td>2,430</td> <td>3,012</td> <td>12,874</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">森林再生課資料</p>	区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計	造林	21	13	28	30	28	120	針葉樹	9	12	11	10	18	60	広葉樹	12	1	17	20	10	60	区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計	割合	下刈	105	75	156	128	158	622	5%	除伐	154	78	44	22	2	300	2%	間伐	1,474	1,726	2,051	1,926	2,576	9,753	76%	枝打	591	495	483	354	276	2,199	17%	合計	2,324	2,374	2,734	2,430	3,012	12,874		<p>ウ (以降同様)</p>
区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 か年平均																																																																																																																																																				
造林	45	20	31	31	46	35																																																																																																																																																				
針葉樹	36	18	21	22	36	27																																																																																																																																																				
広葉樹	9	2	10	9	10	8																																																																																																																																																				
区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 か年平均	割合																																																																																																																																																			
下刈	160	153	137	141	144	147	6%																																																																																																																																																			
除伐	187	191	167	129	101	155	7%																																																																																																																																																			
間伐	2,037	2,039	1,854	1,670	1,418	1,804	77%																																																																																																																																																			
枝打	268	226	234	354	128	242	10%																																																																																																																																																			
合計	2,652	2,609	2,392	2,294	1,791	2,348																																																																																																																																																				
区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計																																																																																																																																																				
造林	21	13	28	30	28	120																																																																																																																																																				
針葉樹	9	12	11	10	18	60																																																																																																																																																				
広葉樹	12	1	17	20	10	60																																																																																																																																																				
区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計	割合																																																																																																																																																			
下刈	105	75	156	128	158	622	5%																																																																																																																																																			
除伐	154	78	44	22	2	300	2%																																																																																																																																																			
間伐	1,474	1,726	2,051	1,926	2,576	9,753	76%																																																																																																																																																			
枝打	591	495	483	354	276	2,199	17%																																																																																																																																																			
合計	2,324	2,374	2,734	2,430	3,012	12,874																																																																																																																																																				

樹立案	現行	検討の視点																																																																																																																																
<p>ウ 水源の森林づくり事業の実績 平成9～令和3年度の25か年で水源林として確保した森林は、<u>22,090</u>ha で全体事業計画(25,800ha)に対して <u>85.6%</u>の進捗率となっている。また、確保した森林ののべ整備面積は <u>45,848</u>ha となっている。</p> <p style="text-align: center;">水源林の確保 単位 面積： ha</p> <table border="1" data-bbox="195 537 1222 842"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H9～28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県確保森林</td> <td><u>14,021</u></td> <td><u>543</u></td> <td><u>472</u></td> <td><u>265</u></td> <td><u>201</u></td> <td><u>273</u></td> <td><u>15,775</u></td> </tr> <tr> <td>長期施業受委託 協力協約からの 移行面積(内数)</td> <td><u>1,195</u></td> <td><u>160</u></td> <td><u>180</u></td> <td><u>237</u></td> <td><u>183</u></td> <td><u>176</u></td> <td><u>2,131</u></td> </tr> <tr> <td>協力協約</td> <td><u>4,612</u></td> <td><u>35</u></td> <td><u>33</u></td> <td><u>32</u></td> <td><u>44</u></td> <td><u>44</u></td> <td><u>※3,812</u></td> </tr> <tr> <td>寄付森林</td> <td><u>364</u></td> <td><u>7</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>371</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>20,192</u></td> <td><u>746</u></td> <td><u>685</u></td> <td><u>535</u></td> <td><u>429</u></td> <td><u>501</u></td> <td><u>※22,090</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水源環境保全課資料</p> <p>※ 協力協約から長期施業受委託への移行面積を差し引いている。 注 四捨五入のため、合計と内訳は一致しない。</p> <p style="text-align: center;">水源林の整備 単位 面積： ha</p> <table border="1" data-bbox="181 1026 1237 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H9～28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源林整備</td> <td><u>29,413</u></td> <td><u>2,862</u></td> <td><u>3,331</u></td> <td><u>3,199</u></td> <td><u>3,384</u></td> <td><u>3,659</u></td> <td><u>45,848</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水源環境保全課資料</p>	区分	H9～28	H29	H30	R元	R2	R3	計	県確保森林	<u>14,021</u>	<u>543</u>	<u>472</u>	<u>265</u>	<u>201</u>	<u>273</u>	<u>15,775</u>	長期施業受委託 協力協約からの 移行面積(内数)	<u>1,195</u>	<u>160</u>	<u>180</u>	<u>237</u>	<u>183</u>	<u>176</u>	<u>2,131</u>	協力協約	<u>4,612</u>	<u>35</u>	<u>33</u>	<u>32</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>※3,812</u>	寄付森林	<u>364</u>	<u>7</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>371</u>	計	<u>20,192</u>	<u>746</u>	<u>685</u>	<u>535</u>	<u>429</u>	<u>501</u>	<u>※22,090</u>	区分	H9～28	H29	H30	R元	R2	R3	計	水源林整備	<u>29,413</u>	<u>2,862</u>	<u>3,331</u>	<u>3,199</u>	<u>3,384</u>	<u>3,659</u>	<u>45,848</u>	<p>ウ 水源の森林づくり事業の実績 平成9～28年度の20か年で水源林として確保した森林は、19,736ha で全体事業計画(25,800ha)に対して 76.5%の進捗率となっている。また、確保した森林ののべ整備面積は 29,413ha となっている。</p> <p style="text-align: center;">水源林の確保 単位 面積： ha</p> <table border="1" data-bbox="1383 537 2410 831"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H9～23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県確保森林</td> <td>10,566</td> <td>921</td> <td>758</td> <td>663</td> <td>594</td> <td>519</td> <td>14,021</td> </tr> <tr> <td>長期施業受委託 協力協約からの 移行面積(内数)</td> <td>-</td> <td>185</td> <td>206</td> <td>238</td> <td>234</td> <td>332</td> <td>1,195</td> </tr> <tr> <td>協力協約</td> <td>3,893</td> <td>230</td> <td>211</td> <td>106</td> <td>92</td> <td>79</td> <td>※4,156</td> </tr> <tr> <td>寄付森林</td> <td>354</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,814</td> <td>1,339</td> <td>1,181</td> <td>1,007</td> <td>920</td> <td>931</td> <td>※19,736</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水源環境保全課資料</p> <p>※ 協力協約から長期施業受委託への移行面積を差し引いている。 注 四捨五入のため、合計と内訳は一致しない。</p> <p style="text-align: center;">水源林の整備 単位 面積： ha</p> <table border="1" data-bbox="1368 1026 2424 1100"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H9～23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源林整備</td> <td>17,885</td> <td>2,034</td> <td>2,105</td> <td>2,400</td> <td>2,381</td> <td>2,608</td> <td>29,413</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水源環境保全課資料</p>	区分	H9～23	H24	H25	H26	H27	H28	計	県確保森林	10,566	921	758	663	594	519	14,021	長期施業受委託 協力協約からの 移行面積(内数)	-	185	206	238	234	332	1,195	協力協約	3,893	230	211	106	92	79	※4,156	寄付森林	354	4	6	0	0	0	364	計	14,814	1,339	1,181	1,007	920	931	※19,736	区分	H9～23	H24	H25	H26	H27	H28	計	水源林整備	17,885	2,034	2,105	2,400	2,381	2,608	29,413	<p>ウ (以降同様)</p>
区分	H9～28	H29	H30	R元	R2	R3	計																																																																																																																											
県確保森林	<u>14,021</u>	<u>543</u>	<u>472</u>	<u>265</u>	<u>201</u>	<u>273</u>	<u>15,775</u>																																																																																																																											
長期施業受委託 協力協約からの 移行面積(内数)	<u>1,195</u>	<u>160</u>	<u>180</u>	<u>237</u>	<u>183</u>	<u>176</u>	<u>2,131</u>																																																																																																																											
協力協約	<u>4,612</u>	<u>35</u>	<u>33</u>	<u>32</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>※3,812</u>																																																																																																																											
寄付森林	<u>364</u>	<u>7</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>371</u>																																																																																																																											
計	<u>20,192</u>	<u>746</u>	<u>685</u>	<u>535</u>	<u>429</u>	<u>501</u>	<u>※22,090</u>																																																																																																																											
区分	H9～28	H29	H30	R元	R2	R3	計																																																																																																																											
水源林整備	<u>29,413</u>	<u>2,862</u>	<u>3,331</u>	<u>3,199</u>	<u>3,384</u>	<u>3,659</u>	<u>45,848</u>																																																																																																																											
区分	H9～23	H24	H25	H26	H27	H28	計																																																																																																																											
県確保森林	10,566	921	758	663	594	519	14,021																																																																																																																											
長期施業受委託 協力協約からの 移行面積(内数)	-	185	206	238	234	332	1,195																																																																																																																											
協力協約	3,893	230	211	106	92	79	※4,156																																																																																																																											
寄付森林	354	4	6	0	0	0	364																																																																																																																											
計	14,814	1,339	1,181	1,007	920	931	※19,736																																																																																																																											
区分	H9～23	H24	H25	H26	H27	H28	計																																																																																																																											
水源林整備	17,885	2,034	2,105	2,400	2,381	2,608	29,413																																																																																																																											

樹立案	現行	検討の視点																																																																
<p>エ 木材利用 素材生産量は、平成 15 年度に年間 4 千 m³と低迷したが、<u>その後は増加に転じ、平成 29 年度以降は年間 3 万 m³ を概ね維持している。</u> <u>令和 3 年度の素材生産量は 2 万 9 千 m³で、森林の年間成長量(16 万 m³) の約 18% である。</u></p> <p style="text-align: center;">素材生産量の推移</p> <p style="text-align: right;">単位 材積：千 m³</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素材生産量</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>33</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：神奈川県素材生産量調査（森林再生課）</p> <p>オ 森林経営計画の認定 平成 23 年 4 月の森林法改正により、森林施業計画から森林経営計画に制度が改められた。森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、一体的なまとまりを持った森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じ、森林の有する多面的機能の十分な発揮を目的として、自発的意志に基づき作成する森林経営計画の認定面積は、<u>令和 4 年 3 月末時点で 9,564ha となっている。</u></p> <p style="text-align: center;">(令和 4 年 3 月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>市町村長認定</th> <th>知事認定</th> <th>大臣認定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>57</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>認定面積</td> <td>7,810ha</td> <td>1,751ha</td> <td>3ha</td> <td>9,564ha</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>(82%)</td> <td>(18%)</td> <td>(0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">森林再生課資料</p>	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	素材生産量	29	30	30	33	29	種別	市町村長認定	知事認定	大臣認定	計	件数	57	2	1	60	認定面積	7,810ha	1,751ha	3ha	9,564ha	割合	(82%)	(18%)	(0%)		<p>エ 木材利用 素材生産量は、平成 15 年度に年間 4 千 m³と低迷したが、その後は増加してきている。 平成 28 年度の素材生産量は 3 万 2 千 m³で、森林の年間成長量(269 千 m³) の約 12% である。</p> <p style="text-align: center;">素材生産量の推移</p> <p style="text-align: right;">単位 材積：千 m³</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素材生産量</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>27</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：林産物需給動態調査（森林再生課）</p> <p>オ 森林経営計画の認定 平成 23 年 4 月の森林法改正により、森林施業計画から森林経営計画に制度が改められた。森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、一体的なまとまりを持った森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じ、森林の有する多面的機能の十分な発揮を目的として、自発的意志に基づき作成する森林経営計画の認定面積は、平成 29 年 3 月 31 日現在で 4,763ha となっている。</p> <p style="text-align: center;">(平成 28 年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>市町村長認定</th> <th>知事認定</th> <th>大臣認定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>25</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>認定面積</td> <td>3,885ha</td> <td>875ha</td> <td>3ha</td> <td>4,763ha</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>(82%)</td> <td>(18%)</td> <td>(0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">森林再生課資料</p>	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	素材生産量	19	17	20	27	32	種別	市町村長認定	知事認定	大臣認定	計	件数	25	1	1	27	認定面積	3,885ha	875ha	3ha	4,763ha	割合	(82%)	(18%)	(0%)		<p>ウ（以降同様）</p>
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																																																													
素材生産量	29	30	30	33	29																																																													
種別	市町村長認定	知事認定	大臣認定	計																																																														
件数	57	2	1	60																																																														
認定面積	7,810ha	1,751ha	3ha	9,564ha																																																														
割合	(82%)	(18%)	(0%)																																																															
年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																													
素材生産量	19	17	20	27	32																																																													
種別	市町村長認定	知事認定	大臣認定	計																																																														
件数	25	1	1	27																																																														
認定面積	3,885ha	875ha	3ha	4,763ha																																																														
割合	(82%)	(18%)	(0%)																																																															

樹立案	現行	検討の視点																																																																																																								
<p>カ 森林組合 計画区には10の森林組合があり、組合員が所有する森林は約35,000haで私有林面積の42%を占めている。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年3月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="255 506 1196 982"> <thead> <tr> <th>組合名</th> <th>組合員所有森林面積 (ha)</th> <th>組合員数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>厚木市森林組合</td><td>1,485</td><td>385</td></tr> <tr><td>愛川町森林組合</td><td>878</td><td>240</td></tr> <tr><td>清川村森林組合</td><td>3,080</td><td>222</td></tr> <tr><td>秦野市森林組合</td><td>3,590</td><td>1,754</td></tr> <tr><td>伊勢原市森林組合</td><td>1,689</td><td>601</td></tr> <tr><td>松田町森林組合</td><td>1,566</td><td>410</td></tr> <tr><td>山北町森林組合</td><td>5,918</td><td>908</td></tr> <tr><td>南足柄市森林組合</td><td>2,029</td><td>888</td></tr> <tr><td>小田原市森林組合</td><td>1,230</td><td>535</td></tr> <tr><td>さがみはら津久井森林組合</td><td>13,645</td><td>1,504</td></tr> <tr><td>10組合合計</td><td>35,110</td><td>7,447</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">森林再生課資料</p> <p>キ 森林づくりの担い手 森林づくりの担い手を育成・確保するため、知事が雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画を認定した林業事業者(認定林業事業者)数は令和4年3月末時点で37となっている。その就労者数は336人で、近年横ばい傾向であるが、年齢構成は60歳以上が約19%と近年低下しており、一時期に比べ若返りが進んでいる。</p> <p style="text-align: center;">認定林業事業者の状況 (令和4年3月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="255 1331 1196 1518"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業者数</th> <th>就労者数(人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>森林組合等</td><td>11</td><td>155</td><td>県森連を含む</td></tr> <tr><td>林業会社</td><td>26</td><td>181</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>37</td><td>336</td><td>事務員、作業員を含む</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">森林再生課資料</p>	組合名	組合員所有森林面積 (ha)	組合員数 (人)	厚木市森林組合	1,485	385	愛川町森林組合	878	240	清川村森林組合	3,080	222	秦野市森林組合	3,590	1,754	伊勢原市森林組合	1,689	601	松田町森林組合	1,566	410	山北町森林組合	5,918	908	南足柄市森林組合	2,029	888	小田原市森林組合	1,230	535	さがみはら津久井森林組合	13,645	1,504	10組合合計	35,110	7,447	区分	事業者数	就労者数(人)	備考	森林組合等	11	155	県森連を含む	林業会社	26	181		計	37	336	事務員、作業員を含む	<p>カ 森林組合 計画区には10の森林組合があり、組合員が所有する森林は約35,000haで私有林面積の42%を占めている。</p> <p style="text-align: right;">(平成28年度末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1442 506 2214 982"> <thead> <tr> <th>組合名</th> <th>組合員所有森林面積 (ha)</th> <th>組合員数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>厚木市森林組合</td><td>1,471</td><td>389</td></tr> <tr><td>愛川町森林組合</td><td>805</td><td>258</td></tr> <tr><td>清川村森林組合</td><td>3,080</td><td>222</td></tr> <tr><td>秦野市森林組合</td><td>3,590</td><td>1,759</td></tr> <tr><td>伊勢原市森林組合</td><td>1,695</td><td>607</td></tr> <tr><td>松田町森林組合</td><td>1,570</td><td>428</td></tr> <tr><td>山北町森林組合</td><td>5,918</td><td>918</td></tr> <tr><td>南足柄市森林組合</td><td>2,038</td><td>911</td></tr> <tr><td>小田原市森林組合</td><td>1,230</td><td>547</td></tr> <tr><td>津久井郡森林組合</td><td>13,645</td><td>1,514</td></tr> <tr><td>10組合合計</td><td>35,042</td><td>7,553</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">森林再生課資料</p> <p>キ 森林づくりの担い手 森林づくりの担い手を育成・確保するため、知事が雇用管理及び経営に関する改善計画を認定した林業事業者(認定林業事業者)数は38となっている。その就労者数は319人で、年齢構成は60歳以上が約19%を占めている。</p> <p style="text-align: center;">認定林業事業者の状況 (平成28年度末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1362 1310 2312 1455"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業者数</th> <th>就労者数(人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>森林組合等</td><td>11</td><td>112</td><td>県森連を含む</td></tr> <tr><td>林業会社等</td><td>27</td><td>207</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>38</td><td>319</td><td>事務員、技術員、作業員を含む</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">森林再生課資料</p>	組合名	組合員所有森林面積 (ha)	組合員数 (人)	厚木市森林組合	1,471	389	愛川町森林組合	805	258	清川村森林組合	3,080	222	秦野市森林組合	3,590	1,759	伊勢原市森林組合	1,695	607	松田町森林組合	1,570	428	山北町森林組合	5,918	918	南足柄市森林組合	2,038	911	小田原市森林組合	1,230	547	津久井郡森林組合	13,645	1,514	10組合合計	35,042	7,553	区分	事業者数	就労者数(人)	備考	森林組合等	11	112	県森連を含む	林業会社等	27	207		計	38	319	事務員、技術員、作業員を含む	<p>ウ (以降同様)</p>
組合名	組合員所有森林面積 (ha)	組合員数 (人)																																																																																																								
厚木市森林組合	1,485	385																																																																																																								
愛川町森林組合	878	240																																																																																																								
清川村森林組合	3,080	222																																																																																																								
秦野市森林組合	3,590	1,754																																																																																																								
伊勢原市森林組合	1,689	601																																																																																																								
松田町森林組合	1,566	410																																																																																																								
山北町森林組合	5,918	908																																																																																																								
南足柄市森林組合	2,029	888																																																																																																								
小田原市森林組合	1,230	535																																																																																																								
さがみはら津久井森林組合	13,645	1,504																																																																																																								
10組合合計	35,110	7,447																																																																																																								
区分	事業者数	就労者数(人)	備考																																																																																																							
森林組合等	11	155	県森連を含む																																																																																																							
林業会社	26	181																																																																																																								
計	37	336	事務員、作業員を含む																																																																																																							
組合名	組合員所有森林面積 (ha)	組合員数 (人)																																																																																																								
厚木市森林組合	1,471	389																																																																																																								
愛川町森林組合	805	258																																																																																																								
清川村森林組合	3,080	222																																																																																																								
秦野市森林組合	3,590	1,759																																																																																																								
伊勢原市森林組合	1,695	607																																																																																																								
松田町森林組合	1,570	428																																																																																																								
山北町森林組合	5,918	918																																																																																																								
南足柄市森林組合	2,038	911																																																																																																								
小田原市森林組合	1,230	547																																																																																																								
津久井郡森林組合	13,645	1,514																																																																																																								
10組合合計	35,042	7,553																																																																																																								
区分	事業者数	就労者数(人)	備考																																																																																																							
森林組合等	11	112	県森連を含む																																																																																																							
林業会社等	27	207																																																																																																								
計	38	319	事務員、技術員、作業員を含む																																																																																																							

樹立案	現行	検討の視点																																																												
<p>ク 林道 林道は、令和4年3月末現在 213 路線、延長は 591km、林道密度にすると 7m/ha となっており、県営林道の占める割合は、63%と高くなっている。森林の整備と林業の生産性の向上を図るため、年間約 0.5kmの林道開設が進められている。</p> <p style="text-align: center;">(令和4年3月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="273 554 1050 804"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>路線数</th> <th>延長 (km)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営 林 道</td> <td>66 (-)</td> <td>375 (-)</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>市 町 村 営</td> <td>116 (-)</td> <td>169 (-)</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>森 林 組 合 営</td> <td>29 (-)</td> <td>43 (-)</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>生産森林組合営</td> <td>2 (-)</td> <td>4 (-)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>213 (-)</td> <td>591 (-)</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は林業専用道の現況で内数 森林再生課資料</p> <p>ケ 森林作業道 近年、森林作業道の整備が進められており、令和4年3月末現在、総延長は 395.7km となっている。作業道の密度は 5m/ha、林道と併せた路網密度は 12m/ha となっている。</p> <p style="text-align: center;">森林作業道延長の推移 (令和4年3月末現在) 単位 : km</p> <table border="1" data-bbox="204 1121 1157 1226"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林作業道延長</td> <td>206.6</td> <td>249.7</td> <td>298.5</td> <td>342.7</td> <td>395.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は各年度末のもの。 ※数値は、少数点以下第 2 位を四捨五入したもの。 森林再生課資料</p>	区 分	路線数	延長 (km)	割合 (%)	県 営 林 道	66 (-)	375 (-)	63	市 町 村 営	116 (-)	169 (-)	29	森 林 組 合 営	29 (-)	43 (-)	7	生産森林組合営	2 (-)	4 (-)	1	合 計	213 (-)	591 (-)	100	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	森林作業道延長	206.6	249.7	298.5	342.7	395.7	<p>ク 林道 林道は、平成 29 年 3 月 31 日現在 216 路線、延長は 601km、林道密度にすると 7.1m/ha となっており、県営林道の占める割合は、64%と高くなっている。森林の整備と林業の生産性の向上を図るため、年間約 0.5kmの林道開設が進められている。</p> <p style="text-align: center;">(平成 28 年度末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1436 548 2214 798"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>路線数</th> <th>延長 (km)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営 林 道</td> <td>67 (-)</td> <td>382 (-)</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>市 町 村 営</td> <td>118 (-)</td> <td>171 (-)</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>森 林 組 合 営</td> <td>29 (-)</td> <td>44 (-)</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>生産森林組合営</td> <td>2 (-)</td> <td>4 (-)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>216 (-)</td> <td>601 (-)</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は林業専用道の現況で内数 森林再生課資料</p>	区 分	路線数	延長 (km)	割合 (%)	県 営 林 道	67 (-)	382 (-)	64	市 町 村 営	118 (-)	171 (-)	28	森 林 組 合 営	29 (-)	44 (-)	7	生産森林組合営	2 (-)	4 (-)	1	合 計	216 (-)	601 (-)	100	<p>ウ (以降同様)</p>
区 分	路線数	延長 (km)	割合 (%)																																																											
県 営 林 道	66 (-)	375 (-)	63																																																											
市 町 村 営	116 (-)	169 (-)	29																																																											
森 林 組 合 営	29 (-)	43 (-)	7																																																											
生産森林組合営	2 (-)	4 (-)	1																																																											
合 計	213 (-)	591 (-)	100																																																											
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																																																									
森林作業道延長	206.6	249.7	298.5	342.7	395.7																																																									
区 分	路線数	延長 (km)	割合 (%)																																																											
県 営 林 道	67 (-)	382 (-)	64																																																											
市 町 村 営	118 (-)	171 (-)	28																																																											
森 林 組 合 営	29 (-)	44 (-)	7																																																											
生産森林組合営	2 (-)	4 (-)	1																																																											
合 計	216 (-)	601 (-)	100																																																											

樹立案	現行	検討の視点																																																																																																																																																										
<p>コ 保安林 保安林の指定面積は、<u>令和4年3月末</u>現在 51,998ha で全森林面積の 55%を占めている。保安林の大半を水源かん養保安林と土砂流出防備保安林の2種類で占めており、その他の保安林では保健保安林が大部分を占め、その多くが都市近郊で指定されている。</p> <p style="text-align: center;">保安林の指定状況 (令和4年3月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="290 537 1151 787"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積 (ha)</th> <th>割合 (%)</th> <th>民有林 (ha)</th> <th>国有林 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源かん養保安林</td> <td>25,491</td> <td>49</td> <td>18,422</td> <td>7,069</td> </tr> <tr> <td>土砂流出防備保安林</td> <td>25,449</td> <td>49</td> <td>22,167</td> <td>3,282</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防備保安林</td> <td>500</td> <td>1</td> <td>466</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>その他の保安林</td> <td>59</td> <td>1</td> <td>546</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>51,998</td> <td>100</td> <td>41,601</td> <td>10,397</td> </tr> <tr> <td>全森林面積に対する割合</td> <td>55%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水源環境保全課資料 (保安林台帳)</p> <p>サ 森林の保護 (ア) 森林災害 主な森林災害としては、林野火災のほか、<u>水害</u>、<u>風害</u>の気象災害が発生しており、平成 30 年には<u>県央地域および湘南地域で風害が</u>、<u>令和元年には県内全域で大規模な水害および風害がそれぞれ発生している</u>。</p> <p style="text-align: center;">森林災害の発生状況 単位：ha</p> <table border="1" data-bbox="350 1104 1092 1354"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29年</th> <th>H30年</th> <th>R元年</th> <th>R2年</th> <th>R3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災</td> <td>—</td> <td>0.00</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水害</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30.06</td> <td>—</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td>風害</td> <td>—</td> <td>10.44</td> <td>8.33</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>干害</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>10.44</td> <td>38.39</td> <td>—</td> <td>0.17</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水源環境保全課資料</p>	区分	面積 (ha)	割合 (%)	民有林 (ha)	国有林 (ha)	水源かん養保安林	25,491	49	18,422	7,069	土砂流出防備保安林	25,449	49	22,167	3,282	土砂崩壊防備保安林	500	1	466	34	その他の保安林	59	1	546	13	合計	51,998	100	41,601	10,397	全森林面積に対する割合	55%				区分	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	火災	—	0.00	—	—	—	水害	—	—	30.06	—	0.17	風害	—	10.44	8.33	—	—	干害	—	—	—	—	—	雪害	—	—	—	—	—	計	—	10.44	38.39	—	0.17	<p>ケ 保安林 保安林の指定面積は、平成 29 年3月 31 日現在 51,873ha で全森林面積の 55%を占めている。保安林の大半を水源かん養保安林と土砂流出防備保安林の2種類で占めており、その他の保安林では保健保安林が大部分を占め、その多くが都市近郊で指定されている。</p> <p style="text-align: center;">保安林の指定状況 (平成 28 年度末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1409 552 2270 821"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積 (ha)</th> <th>割合 (%)</th> <th>民有林 (ha)</th> <th>国有林 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源かん養保安林</td> <td>25,395</td> <td>49</td> <td>18,326</td> <td>7,069</td> </tr> <tr> <td>土砂流出防備保安林</td> <td>25,413</td> <td>49</td> <td>22,120</td> <td>3,294</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防備保安林</td> <td>498</td> <td>1</td> <td>465</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>その他の保安林</td> <td>566</td> <td>1</td> <td>553</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>51,873</td> <td>100</td> <td>41,464</td> <td>10,409</td> </tr> <tr> <td>全森林面積に対する割合</td> <td>55%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水源環境保全課資料 (保安林台帳)</p> <p>コ 森林の保護 (ア) 森林災害 主な森林災害としては、林野火災のほか、<u>風害</u>、<u>雪害</u>等の気象災害が発生しており、平成 22 年には水害が<u>県西地域で発生したが</u>、近年においては、<u>大規模な森林の災害は発生していない</u>。</p> <p style="text-align: center;">森林災害の発生状況 単位：ha</p> <table border="1" data-bbox="1478 1157 2220 1425"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年</th> <th>25年</th> <th>26年</th> <th>27年</th> <th>28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災</td> <td>0.04</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水害</td> <td>6.04</td> <td>0.56</td> <td>0.19</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>風害</td> <td>0.00</td> <td>2.04</td> <td>—</td> <td>0.07</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>干害</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td>0.00</td> <td>—</td> <td>1.83</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6.08</td> <td>2.60</td> <td>2.02</td> <td>0.07</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">水源環境保全課資料</p>	区分	面積 (ha)	割合 (%)	民有林 (ha)	国有林 (ha)	水源かん養保安林	25,395	49	18,326	7,069	土砂流出防備保安林	25,413	49	22,120	3,294	土砂崩壊防備保安林	498	1	465	34	その他の保安林	566	1	553	13	合計	51,873	100	41,464	10,409	全森林面積に対する割合	55%				区分	24年	25年	26年	27年	28年	火災	0.04	—	—	—	—	水害	6.04	0.56	0.19	—	—	風害	0.00	2.04	—	0.07	—	干害	—	—	—	—	—	雪害	0.00	—	1.83	—	—	計	6.08	2.60	2.02	0.07	—	<p>ウ (以降同様)</p>
区分	面積 (ha)	割合 (%)	民有林 (ha)	国有林 (ha)																																																																																																																																																								
水源かん養保安林	25,491	49	18,422	7,069																																																																																																																																																								
土砂流出防備保安林	25,449	49	22,167	3,282																																																																																																																																																								
土砂崩壊防備保安林	500	1	466	34																																																																																																																																																								
その他の保安林	59	1	546	13																																																																																																																																																								
合計	51,998	100	41,601	10,397																																																																																																																																																								
全森林面積に対する割合	55%																																																																																																																																																											
区分	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年																																																																																																																																																							
火災	—	0.00	—	—	—																																																																																																																																																							
水害	—	—	30.06	—	0.17																																																																																																																																																							
風害	—	10.44	8.33	—	—																																																																																																																																																							
干害	—	—	—	—	—																																																																																																																																																							
雪害	—	—	—	—	—																																																																																																																																																							
計	—	10.44	38.39	—	0.17																																																																																																																																																							
区分	面積 (ha)	割合 (%)	民有林 (ha)	国有林 (ha)																																																																																																																																																								
水源かん養保安林	25,395	49	18,326	7,069																																																																																																																																																								
土砂流出防備保安林	25,413	49	22,120	3,294																																																																																																																																																								
土砂崩壊防備保安林	498	1	465	34																																																																																																																																																								
その他の保安林	566	1	553	13																																																																																																																																																								
合計	51,873	100	41,464	10,409																																																																																																																																																								
全森林面積に対する割合	55%																																																																																																																																																											
区分	24年	25年	26年	27年	28年																																																																																																																																																							
火災	0.04	—	—	—	—																																																																																																																																																							
水害	6.04	0.56	0.19	—	—																																																																																																																																																							
風害	0.00	2.04	—	0.07	—																																																																																																																																																							
干害	—	—	—	—	—																																																																																																																																																							
雪害	0.00	—	1.83	—	—																																																																																																																																																							
計	6.08	2.60	2.02	0.07	—																																																																																																																																																							

樹立案	現行	検討の視点																																																	
<p>(イ) 病虫獣害 松くい虫による被害は、平成 29～令和3年度の5年間の平均で 367 m³となっており、昭和 48年度のピーク時(19,600 m³)の2%程度となっている。 <u>ナラ枯れによる被害は、平成 29 年度に初めて県内での被害が確認された。その後、被害の拡大が続き、令和 3 年度には開成町を除く県内全域でナラ枯れ被害が発生している。</u> また、ニホンジカ等による森林の被害は、平成 29～令和3年度においては報告されていない。</p> <p style="text-align: center;">病虫獣害による森林被害の推移</p> <table border="1" data-bbox="308 632 1101 779"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R 元年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松くい虫</td> <td>m³</td> <td>283</td> <td>375</td> <td>399</td> <td>277</td> <td>502</td> </tr> <tr> <td>ナラ枯れ</td> <td>m³</td> <td>239</td> <td>977</td> <td>1,195</td> <td>13,059</td> <td>17,514</td> </tr> <tr> <td>獣 害</td> <td>h a</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 獣害は、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ウサギ、台湾リスの合計 ※ 松くい虫およびナラ枯れの被害量は、被害立木材積。獣害の被害量は、被害実面積 水源環境保全課資料</p>	区 分	単 位	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	松くい虫	m ³	283	375	399	277	502	ナラ枯れ	m ³	239	977	1,195	13,059	17,514	獣 害	h a	0	0	0	0	0	<p>(イ) 病虫獣害 松くい虫による被害は、平成 24～28 年度の5年間の平均で 374 m³となっており、昭和 48年度のピーク時(19,600 m³)の2%程度となっている。 また、ニホンジカ等による森林の被害は、平成 24～28 年度においては発生していない。</p> <p style="text-align: center;">病虫獣害による森林被害の推移</p> <table border="1" data-bbox="1475 659 2267 779"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松くい虫</td> <td>m³</td> <td>408</td> <td>449</td> <td>319</td> <td>364</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>獣 害</td> <td>h a</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 獣害は、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ウサギ、台湾リスの合計 ※ 松くい虫の被害量は、被害立木材積。獣害の被害量は、被害実面積 水源環境保全課資料</p>	区 分	単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	松くい虫	m ³	408	449	319	364	332	獣 害	h a	0	0	0	0	0	<p>ウ（以降同様）</p>
区 分	単 位	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度																																													
松くい虫	m ³	283	375	399	277	502																																													
ナラ枯れ	m ³	239	977	1,195	13,059	17,514																																													
獣 害	h a	0	0	0	0	0																																													
区 分	単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																																													
松くい虫	m ³	408	449	319	364	332																																													
獣 害	h a	0	0	0	0	0																																													

樹立案	現行	検討の視点
<p>(2) 本県の森林・林業を巡る最近の状況と取組</p> <p>計画区の森林は、従来、木材生産活動を通じて、森林の持つ様々な公益を広く県民に提供してきた。</p> <p>しかし、<u>昭和 30～40 年代の高度経済成長期以降は外材の輸入や代替材の進出など、林業を取り巻く社会環境や経済状況の変化により木材生産活動は停滞傾向となり、その結果、昭和末期から平成初期には、手入れの行き届かない人工林が増加した。</u></p> <p><u>また、まとまった自然林のある丹沢山地においても、昭和 50 年代以降、主稜線部でのブナの立枯れ、林床植生及びササの後退が進行するなど、自然環境が劣化していることが明らかになってきた。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、本県では、平成9年度から、荒廃した私有林の公的管理・支援を行う「水源の森林づくり事業」に着手し、さらに、平成 19 年度からは、個人県民税の超過課税(水源環境保全税)を主な財源とし、「かながわ水源環境保全・再生実行 5 年計画」に位置付けることにより、水源地域における森林の保全・再生に一層力を入れて推進している。</p> <p>また、丹沢大山地域においては、平成 19 年度から「丹沢大山自然再生計画」により、この地域の総合的な自然再生の取組を推進している。<u>こうした本県の森林全体の再生の方向と目指す姿を県民と共有し、協働して森林づくりを進めるため、平成 18 年に「かながわ森林再生 50 年構想」として取りまとめている。</u></p> <p><u>このほか、スギ・ヒノキ人工林は、住宅の資材など、県民が必要とする木材を供給する一方で多くの花粉を飛散させる発生源でもあり、花粉症の原因となっているため、平成 20 年度から九都県市共同で広域的な花粉発生源対策を進めるとともに、平成 30 年度には本県独自の「神奈川県花粉発生源対策 10 年計画」を策定し、取組をさらに前進させている。</u></p> <p><u>平成 31 年度には、パリ協定の枠組の下における温室効果ガスの削減目標の達成や、災害防止等を図るため、国において森林環境税・森林環境譲与税が創設された。森林環境譲与税は主に市町村に配分されるが、市町村が同税により実施する森林整備や木材利用の促進等の取組を円滑に実施できるよう、県として様々な支援を行い、森林環境譲与税と水源環境保全税を効果的に組み合わせながら、県内すべての森林の保全・再生を図ることとしている。</u></p> <p><u>近年、世界的に気候変動による影響が顕著となっており、国内外で脱炭素社会の実現に向けた取組が加速化していることに加え、世界的な木材価格の高騰を受けて国産材に対する期待が高まっており、本県としても県産木材を始めとした木材利用の一層の促進に取り組んでいる。</u></p> <p><u>また、気候変動に関しては、豪雨の増加等により山地災害が激甚化・頻発化し、森林への被害リスクが増大しているだけでなく、県民の生命、財産等に対する危険の増大も懸念されている。こうしたことに対応するため、治山施設や林道施設の長寿命化・強靱化を進めるとともに、山地災害の予防対策の強化に取り組んでいる。</u></p>	<p>(2) 本県の森林・林業を巡る最近の状況</p> <p>計画区の森林は、従来、木材生産活動を通じて、森林の持つ様々な公益を広く県民に提供してきた。</p> <p>しかしながら、高度成長期以降は外材の輸入や代替材の進出など、林業を取り巻く社会環境や経済環境の変化により木材生産活動は停滞傾向となり、その結果、近年は手入れの行き届かない人工林が増加する状況となっていた。</p> <p>また、本県において、まとまった自然林のある丹沢山地では、主稜線部でのブナの立枯れ、林床植生及びササの後退など植生の劣化が進行し、平成 16・17 年度の 2 か年にわたり実施された丹沢大山総合調査の結果、丹沢大山の自然環境の劣化は、人間の様々な営みが累積的かつ複雑に絡み合っ引き起こされていることが明らかになった。</p> <p>一方、県民の森林に対する期待や要請は、水源涵(かん)養や災害防止に加え、世界的に環境問題が議論される中で、地球温暖化対策や自然とのふれあい、生活環境の保全など多様化しており、こうした県民の森林に対する多様な期待に応えていく必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、本県では、平成 9 年度から、荒廃した私有林の公的管理・支援を行う「水源の森林づくり事業」に取り組み、さらに、平成 19 年度からは、個人県民税の超過課税を主な財源とする「かながわ水源環境保全・再生実行 5 年計画」により、水源地域における森林の保全・再生を推進している。また、丹沢大山地域においては、平成 19 年度から「丹沢大山自然再生計画」により、この地域の総合的な自然再生の取組を開始するとともに、森林生態系への影響が問題となっているニホンジカについては、同じく平成 19 年度から「第2次ニホンジカ保護管理計画」により、生物多様性の保全・再生や農林業被害の軽減及び地域個体群の安定的な存続等を目指した取組を進めている。</p> <p>こうした取組により、人工林の荒廃状況が改善されるなど施策推進の成果が現れつつあるが、今後もこの流れを継続していくために、平成 29 年度からは「第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 年計画」、「第 3 期丹沢大山自然再生計画」、「第 4 次ニホンジカ管理計画」により、それぞれの取組をより一層推進している。</p>	<p>イー①、②</p>

樹立案	現行	検討の視点																																																																																																																																																																																																														
<p>4 前計画の実行結果の概要及びその評価 前計画(計画期間 <u>H30.4.1~R10.3.31</u>)における前半5か年の実行結果の概要及びその評価は次のとおりである。</p> <p>(1) 伐採立木材積 伐採立木材積については実行歩合が <u>117%</u>であった。間伐実績としては水源の森林づくり事業の実施等により計画の <u>126%</u>の実績を<u>挙げる</u>ことができた。</p> <p style="text-align: right;">単位 材積：千m3、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="157 575 1240 747"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">計画</th> <th colspan="3">実行</th> <th colspan="3">実行歩合</th> </tr> <tr> <th>主伐</th> <th>間伐</th> <th>総数</th> <th>主伐</th> <th>間伐</th> <th>総数</th> <th>主伐</th> <th>間伐</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>101</td> <td>635</td> <td>736</td> <td>61</td> <td>801</td> <td>862</td> <td>60</td> <td>126</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>針葉樹</td> <td>100</td> <td>625</td> <td>725</td> <td>49</td> <td>788</td> <td>837</td> <td>49</td> <td>126</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>25</td> <td>1200</td> <td>130</td> <td>227</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積 人工造林については実行歩合が <u>96%</u>、天然更新については <u>14%</u>であった。<u>花粉発生源対策や、水源の森林づくり事業などにより、人工造林はほぼ計画量と同程度の実績を確保することができた。</u></p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="157 961 1240 1104"> <thead> <tr> <th colspan="3">総数</th> <th colspan="3">人工造林</th> <th colspan="3">天然更新</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>430</td> <td>208</td> <td>48</td> <td>180</td> <td>173</td> <td>96</td> <td>250</td> <td>35</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 間伐面積 間伐面積については実行歩合が <u>88%</u>であった。水源の森林づくり事業の実施等により計画量に近い実績を確保することができた。</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="157 1285 1240 1428"> <thead> <tr> <th colspan="3">総数</th> <th colspan="3">針葉樹</th> <th colspan="3">広葉樹</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,250</td> <td>9,068</td> <td>88</td> <td>9,750</td> <td>8,337</td> <td>86</td> <td>500</td> <td>731</td> <td>146</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計画			実行			実行歩合			主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	総数	101	635	736	61	801	862	60	126	117	針葉樹	100	625	725	49	788	837	49	126	115	広葉樹	1	10	11	12	13	25	1200	130	227	総数			人工造林			天然更新			計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	430	208	48	180	173	96	250	35	14	総数			針葉樹			広葉樹			計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	10,250	9,068	88	9,750	8,337	86	500	731	146	<p>4 前計画の実行結果の概要及びその評価 前計画(計画期間 H25.4.1~H35.3.31)における前半 5 か年の実行結果の概要及びその評価は次のとおりである。</p> <p>(1) 伐採立木材積 伐採立木材積については実行歩合が 104%であった。間伐実績としては水源の森林づくり事業の実施等により計画の 110%の実績を確保することができた。</p> <p style="text-align: right;">単位 材積：千m3、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="1329 592 2412 751"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">計画</th> <th colspan="3">実行</th> <th colspan="3">実行歩合</th> </tr> <tr> <th>主伐</th> <th>間伐</th> <th>総数</th> <th>主伐</th> <th>間伐</th> <th>総数</th> <th>主伐</th> <th>間伐</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>79</td> <td>596</td> <td>675</td> <td>46</td> <td>656</td> <td>702</td> <td>58</td> <td>110</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>針葉樹</td> <td>78</td> <td>552</td> <td>630</td> <td>27</td> <td>625</td> <td>652</td> <td>35</td> <td>113</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>1</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>19</td> <td>31</td> <td>50</td> <td>1900</td> <td>70</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積 人工造林については実行歩合が 59%、天然更新については 77%であった。長期に及ぶ林業の低迷により、森林所有者が更新を伴う皆伐等の施業を控える傾向が続いている。</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="1329 970 2412 1129"> <thead> <tr> <th colspan="3">総数</th> <th colspan="3">人工造林</th> <th colspan="3">天然更新</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>317</td> <td>208</td> <td>66</td> <td>203</td> <td>120</td> <td>59</td> <td>114</td> <td>88</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 間伐面積 間伐面積については実行歩合が 96%であった。針葉樹については、水源の森林づくり事業の実施等により計画の 104%の実績を確保することができた。</p> <p style="text-align: right;">単位 面積：ha、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="1329 1327 2412 1486"> <thead> <tr> <th colspan="3">総数</th> <th colspan="3">針葉樹</th> <th colspan="3">広葉樹</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,729</td> <td>11,287</td> <td>96</td> <td>9,384</td> <td>9,773</td> <td>104</td> <td>2,345</td> <td>1,514</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計画			実行			実行歩合			主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	総数	79	596	675	46	656	702	58	110	104	針葉樹	78	552	630	27	625	652	35	113	103	広葉樹	1	44	45	19	31	50	1900	70	111	総数			人工造林			天然更新			計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	317	208	66	203	120	59	114	88	77	総数			針葉樹			広葉樹			計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	11,729	11,287	96	9,384	9,773	104	2,345	1,514	65	<p>ウ (以降同様)</p>
区分		計画			実行			実行歩合																																																																																																																																																																																																								
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数																																																																																																																																																																																																							
総数	101	635	736	61	801	862	60	126	117																																																																																																																																																																																																							
針葉樹	100	625	725	49	788	837	49	126	115																																																																																																																																																																																																							
広葉樹	1	10	11	12	13	25	1200	130	227																																																																																																																																																																																																							
総数			人工造林			天然更新																																																																																																																																																																																																										
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合																																																																																																																																																																																																								
430	208	48	180	173	96	250	35	14																																																																																																																																																																																																								
総数			針葉樹			広葉樹																																																																																																																																																																																																										
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合																																																																																																																																																																																																								
10,250	9,068	88	9,750	8,337	86	500	731	146																																																																																																																																																																																																								
区分	計画			実行			実行歩合																																																																																																																																																																																																									
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数																																																																																																																																																																																																							
総数	79	596	675	46	656	702	58	110	104																																																																																																																																																																																																							
針葉樹	78	552	630	27	625	652	35	113	103																																																																																																																																																																																																							
広葉樹	1	44	45	19	31	50	1900	70	111																																																																																																																																																																																																							
総数			人工造林			天然更新																																																																																																																																																																																																										
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合																																																																																																																																																																																																								
317	208	66	203	120	59	114	88	77																																																																																																																																																																																																								
総数			針葉樹			広葉樹																																																																																																																																																																																																										
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合																																																																																																																																																																																																								
11,729	11,287	96	9,384	9,773	104	2,345	1,514	65																																																																																																																																																																																																								

樹立案	現行	検討の視点																																																																											
<p>(4) 林道等の開設又は改良 林道開設の延長、林道改良の箇所数については、実行歩合がそれぞれ 56%、50%であった。計画量に対して実行量が伸びなかったのは令和元年台風 19 号による被災箇所の復旧を優先実施したところが多い。</p> <p style="text-align: center;">単位 延長：km、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="305 453 1080 611"> <thead> <tr> <th colspan="3">開設延長</th> <th colspan="3">改良箇所数</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.9</td> <td>1.6</td> <td>56</td> <td>428</td> <td>215</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 治山事業 治山事業施行箇所数については、実行歩合が 122%となった。計画量に対して実行量が伸びたのは、森林整備工の進捗による大きい。</p> <p style="text-align: center;">単位 実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="376 926 1009 1094"> <thead> <tr> <th colspan="3">治山事業施行地区数</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>206</td> <td>251</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 要整備森林の整備 特定保安林制度に基づく要整備森林の整備については、水源の森林づくり事業により荒廃した私有林の公的管理・支援を加速化して推進しているため、要整備森林の指定・整備の必要性は低くなっている。</p> <p style="text-align: center;">単位 面積：ha、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="403 1329 982 1434"> <thead> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	開設延長			改良箇所数			計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	2.9	1.6	56	428	215	50	治山事業施行地区数			計画	実行	実行歩合	206	251	122	計画	実行	実行歩合	-	-	-	<p>(4) 林道等の開設又は改良 林道開設の延長、林道改良の箇所数については、実行歩合がそれぞれ 72%、83%であった。計画量に対して実行量が伸びなかったのは予算規模の縮小による大きい。</p> <p style="text-align: center;">単位 延長：km、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="1484 453 2258 625"> <thead> <tr> <th colspan="3">開設延長</th> <th colspan="3">改良箇所数</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.6</td> <td>2.6</td> <td>72</td> <td>421</td> <td>351</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 保安林の整備及び治山事業 保安林整備面積については実行歩合が 81%であった。これは、想定より新規崩壊地等の発生が少なかったため、保安林整備の必要な箇所も計画量より少なかったことが大きい。保安施設については、実行歩合が 109%であるが、これは想定より新規崩壊地等の発生が少なかったため、前半に崩壊の拡大を予防するための予防事業を進めた結果によるものである。予防事業は復旧事業と比べ短期間で概成するため、実行数としては伸びた。</p> <p style="text-align: center;">単位 面積：ha、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="1478 947 2264 1121"> <thead> <tr> <th colspan="3">保安林整備面積</th> <th colspan="3">保安施設箇所</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>140</td> <td>113</td> <td>81</td> <td>70</td> <td>76</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 要整備森林の整備 特定保安林制度に基づく要整備森林の整備については、水源の森林づくり事業により荒廃した私有林の公的管理・支援を加速化して推進しているため、要整備森林の指定・整備の必要性は低くなっている。</p> <p style="text-align: center;">単位 面積：ha、実行歩合：%</p> <table border="1" data-bbox="1581 1346 2160 1457"> <thead> <tr> <th>計画</th> <th>実行</th> <th>実行歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	開設延長			改良箇所数			計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	3.6	2.6	72	421	351	83	保安林整備面積			保安施設箇所			計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	140	113	81	70	76	109	計画	実行	実行歩合	-	-	-	<p>ウ</p> <p>エ (国の要領に準じて変更)</p>
開設延長			改良箇所数																																																																										
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合																																																																								
2.9	1.6	56	428	215	50																																																																								
治山事業施行地区数																																																																													
計画	実行	実行歩合																																																																											
206	251	122																																																																											
計画	実行	実行歩合																																																																											
-	-	-																																																																											
開設延長			改良箇所数																																																																										
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合																																																																								
3.6	2.6	72	421	351	83																																																																								
保安林整備面積			保安施設箇所																																																																										
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合																																																																								
140	113	81	70	76	109																																																																								
計画	実行	実行歩合																																																																											
-	-	-																																																																											

樹立案	現行	検討の視点
<p>5 計画にあたっての基本的な考え方</p> <p>(1) かながわ森林再生 50 年構想について (略)</p> <p>(2) 3つの基本的な考え方 本計画区では、かながわ森林再生 50 年構想を踏まえて、森林の区分や、区分ごとの目指す姿を設定するとともに、次の 3 つの基本的な考え方により、50 年の長期的な展望の下に森林づくりを進めていくこととする。</p> <div data-bbox="249 653 1240 1003" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>広葉樹林の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 丹沢大山の高標高域の自然林は、ニホンジカによる下草や低木の過度の採食を防ぎつつ、後継樹を育成し、多様な樹種による原生的な自然林に誘導していく。 ○ 放置されている山地や里山など中低標高域の二次林は、主として抜き伐りと天然下種更新により多様な樹種の自然林に誘導していく。 ○ 土壌流出の著しい溪畔林は、必要に応じて広葉樹の植栽を行う。 </div> <div data-bbox="249 1052 1240 1352" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>人工林から混交林への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道から 200m 以上離れたスギ・ヒノキの人工林は、主として間伐・抜き伐りと天然下種更新により、混交林や巨木林に誘導していく。ただし、急傾斜地や天然下種更新による広葉樹の導入が困難な人工林にあつては、広葉樹の植栽を行う。 </div> <div data-bbox="249 1394 1240 1675" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>人工林の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道から 200m 以内のスギ・ヒノキの人工林は、間伐による木材利用を積極的に進めるほか、伐採後は、<u>無花粉品種を含めた花粉症対策品種</u>のスギ・ヒノキを植栽し、複層林などに誘導していく。 </div> <p>(3) 森林区分ごとのめざす姿 (略)</p>	<p>5 計画にあたっての基本的な考え方</p> <p>(1) かながわ森林再生 50 年構想について (略)</p> <p>(2) 3つの基本的な考え方 本計画区では、かながわ森林再生 50 年構想を踏まえて、森林の区分や、区分ごとの目指す姿を設定するとともに、次の 3 つの基本的な考え方により、50 年の長期的な展望の下に森林づくりを進めていくこととする。</p> <div data-bbox="1383 653 2362 989" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>広葉樹林の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 丹沢大山の高標高域の自然林は、ニホンジカによる下草や低木の過度の採食を防ぎつつ、後継樹を育成し、多様な樹種による原生的な自然林に誘導していく。 ○ 放置されている山地や里山など中低標高域の二次林は、主として抜き伐りと天然下種更新により多様な樹種の自然林に誘導していく。 ○ 土壌流出の著しい溪畔林は、必要に応じて広葉樹の植栽を行う。 </div> <div data-bbox="1383 1037 2362 1331" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>人工林から混交林への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道から 200m 以上離れたスギ・ヒノキの人工林は、主として間伐・抜き伐りと天然下種更新により、混交林や巨木林に誘導していく。ただし、急傾斜地や天然下種更新による広葉樹の導入が困難な人工林にあつては、広葉樹の植栽を行う。 </div> <div data-bbox="1383 1394 2362 1619" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>人工林の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道から 200m 以内のスギ・ヒノキの人工林は、間伐による木材利用を積極的に進めるほか、伐採後は、花粉の少ないスギ・ヒノキや今後実用化する無花粉スギを植栽し、複層林などに誘導していく。 </div> <p>(3) 森林区分ごとのめざす姿 (略)</p>	<p>イー②</p>

樹立案	現行	検討の視点
<p>第Ⅱ部 基本的な計画事項</p> <p>1 計画の対象とする森林の区域</p> <p>本計画の対象とする森林は、森林法第2条に規定されている木竹が集団して生育している土地及び伐採跡地、笹地など木竹の集団的な生育に供される土地、すなわち現況が森林である土地であって、概ね 0.3ha 以上のまとまった森林(「森林計画制度の運用について(平成3年7月 25 日 3林野計第 294 号)」)のうち、都市計画法の区域区分等を考慮した次の①から④に掲げる民有林とする。</p> <p>ただし、ミカン畑やクリ畑などの農地、住宅地若しくはこれに準じる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹並びに試験林で農林水産大臣が指定するものなどは除く。</p> <p>計画の対象とする森林の区域の市町村別面積は別表 1 のとおりである。</p> <p>①都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)による市街化調整区域内の森林</p> <p>②都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域の区域外にある森林</p> <p>③都市計画法の未適用区域内の森林</p> <p>④都市計画法による市街化区域及び市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域の区域内にある森林であって、次に掲げる森林</p> <p>ア 保安林</p> <p>イ 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第2条の規定により指定された土地に係る森林</p> <p>ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区内の森林</p> <p>エ 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第128条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林</p> <p>オ 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第13条第1項または第60条第1項の規定により指定された特別地域内の森林</p> <p>カ <u>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域内の森林及び同法第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区内の森林</u></p> <p>キ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区内の森林</p> <p>ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林</p> <p>ケ 林業種苗法(昭和 45 年法律第 89 号)第4条第1項の規定により指定された特別母樹または特別母樹林に係る森林</p> <p>コ 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林</p> <p>サ 首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域内の森林及び同法第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区内の森林</p> <p>シ 自然環境保全条例(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)第6条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区内の森林</p>	<p>第Ⅱ部 基本的な計画事項</p> <p>1 計画の対象とする森林の区域</p> <p>本計画の対象とする森林は、森林法第2条に規定されている木竹が集団して生育している土地及び伐採跡地、笹地など木竹の集団的な生育に供される土地、すなわち現況が森林である土地であって、概ね 0.3ha 以上のまとまった森林(「森林計画制度の運用について(平成3年7月 25 日 3林野計第 294 号)」)のうち、都市計画法の区域区分等を考慮した次の①から④に掲げる民有林とする。</p> <p>ただし、ミカン畑やクリ畑などの農地、住宅地若しくはこれに準じる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹並びに試験林で農林水産大臣が指定するものなどは除く。</p> <p>計画の対象とする森林の区域の市町村別面積は別表 1 のとおりである。</p> <p>①都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)による市街化調整区域内の森林</p> <p>②都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域の区域外にある森林</p> <p>③都市計画法の未適用区域内の森林</p> <p>④都市計画法による市街化区域及び市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域の区域内にある森林であって、次に掲げる森林</p> <p>ア 保安林</p> <p>イ 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第2条の規定により指定された土地に係る森林</p> <p>ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区内の森林</p> <p>エ 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第128条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林</p> <p>オ 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第13条第1項または第60条第1項の規定により指定された特別地域内の森林</p> <p>カ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第1号)第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区内の森林及び同法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域内の森林</p> <p>キ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区内の森林</p> <p>ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林</p> <p>ケ 林業種苗法(昭和 45 年法律第 89 号)第4条第1項の規定により指定された特別母樹または特別母樹林に係る森林</p> <p>コ 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林</p> <p>サ 首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域内の森林及び同法第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区内の森林</p> <p>シ 自然環境保全条例(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)第6条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区内の森林</p>	<p>エ (条項順とした)</p>

樹立案				現行						検討の視点
別表1 計画の対象とする森林の市町村別面積 単位 面積：ha				別表1 計画の対象とする森林の市町村別面積 単位 面積：ha						ウ
区分		面積	区分	面積	備考	区分	面積	備考		
総数		78,972.28								
市	横浜市	1,682.65	市	南足柄市		市	南足柄市			
	川崎市	242.90		綾瀬市	4,719.02		綾瀬市	4,721.74		
	横須賀市	2,011.12		葉山町	110.67		葉山町	111.70		
	平塚市	460.28		寒川町	869.03		寒川町	868.66		
町	鎌倉市	1,067.88	町	大磯町	15.37		大磯町	15.56		
	藤沢市	349.98		二宮町	489.40		二宮町	489.86		
	小田原市	4,193.00		中井町	149.62		中井町	146.69		
村	茅ヶ崎市	225.92	村	大井町	645.88		大井町	641.01		
	逗子市	497.90		松田町	314.18		松田町	316.93		
	相模原市	17,750.73		山北町	2,853.58		山北町	2,856.96		
別	三浦市	501.35	別	開成町	13,874.87		開成町	13,856.68		
	秦野市	4,683.27		箱根町	-		箱根町	-		
	厚木市	2,428.42		真鶴町	5,476.19		真鶴町	5,481.27		
内	大和市	108.58	内	湯河原町	332.67		湯河原町	331.80		
	伊勢原市	2,053.09		愛川町	2,953.47		愛川町	2,957.72		
記	海老名市	32.72	記	清川村	1,455.04		清川村	1,454.62		
	座間市	62.12			6,361.38			6,359.03		
<p>(注) 1. 計画の対象とする森林は、保安林、保安施設地区の区域内の森林、海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、森林法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可制度の対象となる。</p> <p>2. 計画の対象とする森林は、森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出制度の対象となる。</p> <p>3. 計画の対象とする森林は、保安林、保安施設地区の区域内の森林を除き、森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出制度の対象となる。</p> <p>4. 計画の対象となる森林の区域を表示した森林計画図の縦覧場所は、次のとおりとする。</p> <p>神奈川県環境農政局緑政部森林再生課 神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課 神奈川県県央地域県政総合センター森林保全課 神奈川県湘南地域県政総合センター森林課 神奈川県県西地域県政総合センター森林保全課 計画区内の各市役所及び各町村役場(開成町役場は除く)</p>				<p>(注) 1. 計画の対象とする森林は、保安林、保安施設地区の区域内の森林、海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、森林法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可制度の対象となる。</p> <p>2. 計画の対象とする森林は、森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出制度の対象となる。</p> <p>3. 計画の対象とする森林は、保安林、保安施設地区の区域内の森林を除き、森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出制度の対象となる。</p> <p>4. 計画の対象となる森林の区域を表示した森林計画図の縦覧場所は、次のとおりとする。</p> <p>神奈川県環境農政局緑政部森林再生課 神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課 神奈川県県央地域県政総合センター森林保全課 神奈川県湘南地域県政総合センター森林課 神奈川県県西地域県政総合センター森林保全課 計画区内の各市役所及び各町村役場(開成町役場は除く)</p>						

樹立案	現行	検討の視点
<p>2 森林区分の各区域における森林の整備及び保全の目標</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 木材資源を循環利用するゾーン</p> <p>木材資源を循環利用するゾーンでは、水土保持機能の高度発揮を目指すことを基本としつつ、林道から近いなど経済的立地条件に優れ、高い生産力を有するスギ・ヒノキの生育に適した森林で持続的な木材資源の利用を図るための施業を行うこととし、主伐による水土保持機能の低下を最小限に抑えるため、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林や下層植生の豊かな林齢 100 年以上の巨木林への誘導を積極的に推進するとともに、単層林施業を行う森林においても長伐期化に努める。</p> <p>スギ・ヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。</p> <p>主伐を行う場合は、林地の保全に配慮しつつ、素材生産の生産性も考慮した小面積かつ分散的な皆伐又は択伐を行う<u>ことを基本とする</u>。</p> <p>(4) 身近なみどりを継承し再生するゾーン</p> <p>身近なみどりを継承し再生するゾーンでは、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うことを基本とし、常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的視点から現存する林相の保存または保全を基本とする。</p> <p>景勝地の森林など地域の景観を特徴づける森林は、必要に応じて、樹種構成の多様化を目指した広葉樹林や混交林の整備、特徴的な景観の維持を目指した単層林の整備など、景観の保全または向上を目指した施業を基本とする。</p> <p>市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、地域住民等の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業を基本とする。</p>	<p>2 森林区分の各区域における森林の整備及び保全の目標</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 木材資源を循環利用するゾーン</p> <p>木材資源を循環利用するゾーンでは、水土保持機能の高度発揮を目指すことを基本としつつ、林道から近いなど経済的立地条件に優れ、高い生産力を有するスギ・ヒノキの生育に適した森林で持続的な木材資源の利用を図るための施業を行うこととし、主伐による水土保持機能の低下を最小限に抑えるため、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林や下層植生の豊かな林齢 100 年以上の巨木林への誘導を積極的に推進するとともに、単層林施業を行う森林においても長伐期化に努める。</p> <p>スギ・ヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。</p> <p>主伐を行う場合は、林地の保全に配慮しつつ、素材生産の生産性も考慮した小面積かつ分散的な皆伐又は択伐を行う。</p> <p>(4) 身近なみどりを継承し再生するゾーン</p> <p>身近なみどりを継承し再生するゾーンでは、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うことを基本とし、常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的視点から現存する林相の保存または保全を基本とする。</p> <p>景勝地の森林など地域の景観を特徴づける森林は、必要に応じて、樹種構成の多様化を目指した広葉樹林や混交林の整備、特徴的な景観の維持を目指した単層林の整備など、景観の保全または向上を目指した施業を基本とする。</p> <p>市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、地域住民等の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業を基本とする。</p>	<p>エ (p45との整合を図る)</p>

樹立案	現行	検討の視点																																														
<p>3 目標林型に関する事項 森林区分別の目指す森林の姿を踏まえた、具体的な目標林型別の整備計画及び施業指針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 目標林型別の整備計画等</p> <table border="1" data-bbox="284 409 1145 667"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">目標林型</td> <td>単層林 (ha)</td> <td>21,882</td> <td>19,003</td> </tr> <tr> <td>巨木林 (ha)</td> <td>2,213</td> <td>3,817</td> </tr> <tr> <td>複層林 (ha)</td> <td>1,540</td> <td>1,540</td> </tr> <tr> <td>混交林 (ha)</td> <td>5,697</td> <td>6,972</td> </tr> <tr> <td>広葉樹林 (ha)</td> <td>43,840</td> <td>43,840</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="284 695 1145 741"> <tr> <td>森林蓄積 (m³/ha)</td> <td>259</td> <td>277</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 目標林型別の面積は、目標林型の整備に取り組む森林の面積である。 目標林型と全国森林計画における森林整備の目標区分との対応については「単層林」と「巨木林」は「育成単層林」に、「複層林」と「混交林」は「育成複層林」に、「広葉樹林」は「天然生林」又は「育成単層林」に該当する。 <p>(2) 目標林型別の施業指針</p> <p>ア 単層林施業 単層林施業を行う森林では、成長の良好な短伐期又は長伐期の針葉樹単層林を目指す。造林は、適地適木を原則とした人工造林を行うものとし、スギまたはヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するほか、状況に応じて地域の自然条件に適した品種等を選択する。 間伐及び保育は、主林木の生育に応じて、適時適切に下刈、つる切、間伐、枝打などを行い、造林目的に沿った主林木の育成と下層植生の維持を図る。 短伐期施業では、概ね標準伐期齢に達した時期以降に主伐を行うものとし、長伐期施業を行う場合は、標準伐期齢以降も間伐等を継続し、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行う。 主伐は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行う<u>ことを基本とする。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準 (略)</p> <p>5 森林区分ごとの重視すべき機能 (略)</p>	項目		現況	計画期末	目標林型	単層林 (ha)	21,882	19,003	巨木林 (ha)	2,213	3,817	複層林 (ha)	1,540	1,540	混交林 (ha)	5,697	6,972	広葉樹林 (ha)	43,840	43,840	森林蓄積 (m ³ /ha)	259	277	<p>3 目標林型に関する事項 森林区分別の目指す森林の姿を踏まえた、具体的な目標林型別の整備計画及び施業指針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 目標林型別の整備計画等</p> <table border="1" data-bbox="1439 417 2300 680"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">目標林型</td> <td>単層林 (ha)</td> <td>23,228</td> <td>18,056</td> </tr> <tr> <td>巨木林 (ha)</td> <td>1,391</td> <td>3,983</td> </tr> <tr> <td>複層林 (ha)</td> <td>1,540</td> <td>1,540</td> </tr> <tr> <td>混交林 (ha)</td> <td>5,336</td> <td>7,916</td> </tr> <tr> <td>広葉樹林 (ha)</td> <td>44,402</td> <td>44,402</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1439 716 2300 762"> <tr> <td>森林蓄積 (m³/ha)</td> <td>245</td> <td>278</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 目標林型別の面積は、目標林型の整備に取り組む森林の面積である。 目標林型と全国森林計画における森林整備の目標区分との対応については「単層林」と「巨木林」は「育成単層林」に、「複層林」と「混交林」は「育成複層林」に、「広葉樹林」は「天然生林」又は「育成単層林」に該当する。 <p>(2) 目標林型別の施業指針</p> <p>ア 単層林施業 単層林施業を行う森林では、成長の良好な短伐期又は長伐期の針葉樹単層林を目指す。造林は、適地適木を原則とした人工造林を行うものとし、スギまたはヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するほか、状況に応じて地域の自然条件に適した品種等を選択する。 間伐及び保育は、主林木の生育に応じて、適時適切に下刈、つる切、間伐、枝打などを行い、造林目的に沿った主林木の育成と下層植生の維持を図る。 短伐期施業では、概ね標準伐期齢に達した時期以降に主伐を行うものとし、長伐期施業を行う場合は、標準伐期齢以降も間伐等を継続し、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行う。 主伐は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行う。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準 (略)</p> <p>5 森林区分ごとの重視すべき機能 (略)</p>	項目		現況	計画期末	目標林型	単層林 (ha)	23,228	18,056	巨木林 (ha)	1,391	3,983	複層林 (ha)	1,540	1,540	混交林 (ha)	5,336	7,916	広葉樹林 (ha)	44,402	44,402	森林蓄積 (m ³ /ha)	245	278	<p>アー①</p> <p>エ (p45との整合を図る)</p>
項目		現況	計画期末																																													
目標林型	単層林 (ha)	21,882	19,003																																													
	巨木林 (ha)	2,213	3,817																																													
	複層林 (ha)	1,540	1,540																																													
	混交林 (ha)	5,697	6,972																																													
	広葉樹林 (ha)	43,840	43,840																																													
森林蓄積 (m ³ /ha)	259	277																																														
項目		現況	計画期末																																													
目標林型	単層林 (ha)	23,228	18,056																																													
	巨木林 (ha)	1,391	3,983																																													
	複層林 (ha)	1,540	1,540																																													
	混交林 (ha)	5,336	7,916																																													
	広葉樹林 (ha)	44,402	44,402																																													
森林蓄積 (m ³ /ha)	245	278																																														

樹立案	現行	検討の視点
<p>4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準 森林の有する機能の別に応じて、その機能の維持増進を図る森林の区域の設定にあたっては、本県の森林区分を踏まえつつ、次の基準により設定するものとする。</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の設定基準 水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能といった公益的機能の高度発揮が求められ、それらの機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林を公益的機能別施業森林という。 公益的機能別施業森林の区域は、維持増進を図るべき公益的機能の別に、次の基準により設定するものとする。</p> <p>ア 水源涵(かん)養機能 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林とする。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林、及び特に効率的な施業が可能な森林の設定基準 (略)</p> <p>(3) 区域の重複について (略)</p>	<p>4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準 森林の有する機能の別に応じて、その機能の維持増進を図る森林の区域の設定にあたっては、本県の森林区分を踏まえつつ、次の基準により設定するものとする。</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の設定基準 水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能といった公益的機能の高度発揮が求められ、それらの機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林を公益的機能別施業森林という。 公益的機能別施業森林の区域は、維持増進を図るべき公益的機能の別に、次の基準により設定するものとする。</p> <p>ア 水源涵(かん)養機能 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林とする。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林、及び特に効率的な施業が可能な森林の設定基準 (略)</p> <p>(3) 区域の重複について (略)</p>	<p>アー④</p>

樹立案	現行	検討の視点
<p>第Ⅲ部 個別の計画事項</p> <p>1 森林整備に関する事項</p> <p>(1) 造林に関する事項</p> <p>ア 森林区分の区域別の造林の方法 (略)</p> <p>イ 造林に関する指針</p> <p>市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の利用状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 造林樹種</p> <p>人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として森林の立地条件、地域における種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、コナラ、ケヤキ、ミズキ等の有用広葉樹、地域の自然条件に適した郷土樹種及び品種などの中から幅広く樹種を選定し、多彩な森林の造成に努めるものとする。</p> <p>特に、ブナ林など自然林を再生するゾーンにおいて自然環境の保全・再生を目指した造林を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。</p> <p>スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択する。</p> <p>天然更新の対象樹種は、次に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。</p> <div data-bbox="189 1073 1225 1598" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>カヤ、スギ、アスナロ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ウラジロモミ、ツガ、モミ、イイギリ、ハリギリ、コシアブラ、<u>エゴノキ</u>、<u>オオバアサガラ</u>、ハクウンボク、<u>カエデ類</u>（<u>イトマキイタヤ</u>、<u>イロハモミジ</u>、<u>エンコウカエデ</u>、<u>オニイタヤ</u>）、カツラ、アサダ、オオバヤシャブシ、クマシデ属、ケヤマハンノキ、ミズメ、ミヤマヤシャブシ、<u>シロダモ</u>、<u>ヤブニッケイ</u>、<u>タブノキ</u>、カゴノキ、<u>オニグルミ</u>、サワグルミ、ケンボナシ、<u>ヤマグル</u>、<u>シナノキ</u>、<u>ニシキウツギ</u>、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシャラ、<u>トチノキ</u>、<u>マユミ</u>、<u>ユモトマユミ</u>、<u>エノキ</u>、<u>オヒヨウ</u>、ケヤキ、<u>ハルニレ</u>、<u>ムクノキ</u>、<u>イヌザクラ</u>、<u>ウワミズザクラ</u>、<u>オオヤマザクラ</u>、<u>ミヤマザクラ</u>、<u>ヤマザクラ</u>、ウラジロノキ、アズキナシ、オオウラジロノキ、<u>フサザクラ</u>、<u>アカガシ</u>、<u>アラカシ</u>、<u>ウラジログシ</u>、<u>カシワ</u>、<u>クリ</u>、<u>クヌギ</u>、<u>コナラ</u>、<u>シラカシ</u>、<u>スダジイ</u>、ブナ、<u>ミズナラ</u>、イヌエンジュ、フジキ、オオバノキハダ、ミズキ、ヤマボウシ、<u>アラゲアオダモ</u>、<u>ヤマトアオダモ</u>、シオジ、マルバアオダモ、コブシ、<u>ホオノキ</u>、アオハダ、モチノキ、ヤマグルマ、<u>リョウブ</u>、<u>ミヤマイボタ</u>、<u>カマツカ</u>、<u>マメザクラ</u>、<u>サワラ</u>、<u>ハンノキ</u>、<u>カゴノキ</u>、<u>クマノミズキ</u>、<u>ユクノキ</u>、<u>ニガキ</u></p> </div> <p>(注) 1. 上記対象樹種のうち下線のあるものは、萌芽更新が可能な樹種。 2. 上記対象樹種の5年生での期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。</p>	<p>第Ⅲ部 個別の計画事項</p> <p>1 森林整備に関する事項</p> <p>(1) 造林に関する事項</p> <p>ア 森林区分の区域別の造林の方法 (略)</p> <p>イ 造林に関する指針</p> <p>市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の利用状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 造林樹種</p> <p>人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として森林の立地条件、地域における種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、コナラ、ケヤキ、ミズキ等の有用広葉樹、地域の自然条件に適した郷土樹種及び品種などの中から幅広く樹種を選定し、多彩な森林の造成に努めるものとする。</p> <p>特に、ブナ林など自然林を再生するゾーンにおいて自然環境の保全・再生を目指した造林を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。</p> <p>スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。</p> <p>天然更新の対象樹種は、次に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。</p> <div data-bbox="1359 1073 2395 1556" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>カヤ、スギ、アスナロ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ウラジロモミ、ツガ、モミ、イイギリ、ハリギリ、コシアブラ、<u>エゴノキ</u>、<u>オオバアサガラ</u>、ハクウンボク、<u>イトマキイタヤ</u>、<u>イロハモミジ</u>、<u>エンコウカエデ</u>、<u>オニイタヤ</u>、<u>カエデ類</u>、カツラ、アサダ、オオバヤシャブシ、クマシデ属、<u>ケヤマハンノキ</u>、<u>ミズメ</u>、<u>ミヤマヤシャブシ</u>、<u>シロダモ</u>、<u>ヤブニッケイ</u>、<u>タブノキ</u>、<u>カゴノキ</u>、<u>オニグルミ</u>、<u>サワグルミ</u>、<u>ケンボナシ</u>、<u>ヤマグル</u>、<u>シナノキ</u>、<u>ニシキウツギ</u>、<u>ヒコサンヒメシャラ</u>、<u>ヒメシャラ</u>、<u>アカメガシワ</u>、<u>トチノキ</u>、<u>マユミ</u>、<u>ユモトマユミ</u>、<u>エノキ</u>、<u>オヒヨウ</u>、ケヤキ、<u>ハルニレ</u>、<u>ムクノキ</u>、<u>イヌザクラ</u>、<u>ウワミズザクラ</u>、<u>オオシマザクラ</u>、<u>オオヤマザクラ</u>、<u>ミヤマザクラ</u>、<u>ヤマザクラ</u>、ウラジロノキ、アズキナシ、オオウラジロノキ、<u>フサザクラ</u>、<u>アカガシ</u>、<u>アラカシ</u>、<u>ウラジログシ</u>、<u>カシワ</u>、<u>クリ</u>、<u>クヌギ</u>、<u>コナラ</u>、<u>シラカシ</u>、<u>スダジイ</u>、ブナ、<u>ミズナラ</u>、イヌエンジュ、フジキ、オオバノキハダ、カラスザンショウ、ミズキ、ヤマボウシ、アラゲアオダモ、ヤマトアオダモ、シオジ、マルバアオダモ、コブシ、<u>ホオノキ</u>、アオハダ、モチノキ、ヤマグルマ、<u>リョウブ</u></p> </div> <p>(注) 1. 上記対象樹種のうち下線のあるものは、萌芽更新が可能な樹種。 2. 上記対象樹種の5年生での期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。</p>	<p>イー②</p> <p>エ (現在の知見を踏まえた見直し)</p>

樹立案	現行	検討の視点																		
<p>(イ) 目標林型別の造林の標準的な方法</p> <p>① 単層林施業及び巨木林施業 単層林施業及び巨木林施業における主要樹種の植栽本数については、次に示す植栽本数を指針として、樹種、植栽地の自然条件、施業体系、生産目標などに対応して適切な本数を適用するものとし、樹種別仕立て方法別に幅広く定めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="332 457 1086 617"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数(本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>中庸仕立て</td> <td>2,500～3,500</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>中庸仕立て</td> <td>2,500～3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>植付け方法及び時期は、苗木の活着を高め、植栽後の生育が良好に保たれることを重点において、気候その他植栽地の自然条件及び使用する苗木の樹種や形状に応じて決定し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、<u>低密度植栽</u>など、<u>造林の省力化と低コスト化</u>に努めることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 混交林施業 樹種構成及び森林の階層構造が多様な、針葉樹と広葉樹が混生する森林を目指す混交林施業における造林は、針葉樹単層林の抜き伐りを繰り返すことにより、天然下種更新による多様な広葉樹の導入を促進することを基本とする。 天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、<u>前生稚樹の生育状況</u>、自然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壤保全、かき起こし等の地表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。 自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種を植栽する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(ウ)伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針 (略)</p> <p>(エ)天然更新の完了に関する指針 (略)</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	<p>(イ) 目標林型別の造林の標準的な方法</p> <p>① 単層林施業及び巨木林施業 単層林施業及び巨木林施業における主要樹種の植栽本数については、次に示す植栽本数を指針として、樹種、植栽地の自然条件、施業体系、生産目標などに対応して適切な本数を適用するものとし、樹種別仕立て方法別に幅広く定めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="1463 457 2217 617"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数(本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>中庸仕立て</td> <td>2,500～3,500</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>中庸仕立て</td> <td>2,500～3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>植付け方法及び時期は、苗木の活着を高め、植栽後の生育が良好に保たれることを重点において、気候その他植栽地の自然条件及び使用する苗木の樹種や形状に応じて決定し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化施業に努めることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 混交林施業 樹種構成及び森林の階層構造が多様な、針葉樹と広葉樹が混生する森林を目指す混交林施業における造林は、針葉樹単層林の抜き伐りを繰り返すことにより、天然下種更新による多様な広葉樹の導入を促進することを基本とする。 天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、自然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壤保全、かき起こし等の地表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。 自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種を植栽する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(ウ)伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針 (略)</p> <p>(エ)天然更新の完了に関する指針 (略)</p>	樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	<p>イー①</p> <p>アー④</p>
樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)																		
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500																		
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500																		
樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)																		
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500																		
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500																		

樹立案	現行	検討の視点																		
<p>(オ) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 人工植栽により造成され種子を供給する母樹が存在しないことや、林床や地表の状況あるいは病虫害などの被害の発生状況などから、天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めることとする。 <u>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めることとする。</u></p> <p>ウ 人工造林、天然更新別の造林面積 人工造林、天然更新別の造林面積を次のとおり計画する。</p> <table border="1" data-bbox="371 598 1044 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">面 積 (ha)</th> <th>前半5カ年の計画量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林</td> <td>665</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>天然更新</td> <td>349</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 間伐及び保育に関する事項 ア 間伐及び保育に関する考え方 間伐及び保育は、森林区分の各区域ごとの重視すべき機能及び望ましい森林の姿を踏まえ、森林の質的な向上と健全化、目標とする森林状態への誘導、木材資源の持続的活用等を図るため、適時適切な方法により間伐及び枝打等を積極的に推進する。 <u>なお、施業にあたっては、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めるものとする。</u></p> <p>イ 間伐及び保育に関する指針 市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の自然的条件、社会的条件、地域に特有の施業体系、間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 目標林型別の間伐及び保育の標準的な方法 ① 単層林施業及び巨木林施業 i) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 単層林施業及び巨木林施業における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とし、地域の自然的条件や社会的条件を踏まえ、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。 <u>また、施業の省力化・効率化の観点から、地質等に配慮しながら、列状間伐の導入も検討する。</u></p> <p>(表略)</p>	区 分	面 積 (ha)	前半5カ年の計画量	人工造林	665	206	天然更新	349	175	<p>(オ) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 人工植栽により造成され種子を供給する母樹が存在しないことや、林床や地表の状況あるいは病虫害などの被害の発生状況などから、天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めること。</p> <p>ウ 人工造林、天然更新別の造林面積 人工造林、天然更新別の造林面積を次のとおり計画する。</p> <table border="1" data-bbox="1519 598 2193 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">面 積 (ha)</th> <th>前半5カ年の計画量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林</td> <td>360</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>天然更新</td> <td>500</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 間伐及び保育に関する事項 ア 間伐及び保育に関する考え方 間伐及び保育は、森林区分の各区域ごとの重視すべき機能及び望ましい森林の姿を踏まえ、森林の質的な向上と健全化、目標とする森林状態への誘導、木材資源の持続的活用等を図るため、適時適切な方法により間伐及び枝打等を積極的に推進する。</p> <p>イ 間伐及び保育に関する指針 市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の自然的条件、社会的条件、地域に特有の施業体系、間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 目標林型別の間伐及び保育の標準的な方法 ① 単層林施業及び巨木林施業 i) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 単層林施業及び巨木林施業における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とし、地域の自然的条件や社会的条件を踏まえ、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。</p> <p>(表略)</p>	区 分	面 積 (ha)	前半5カ年の計画量	人工造林	360	180	天然更新	500	250	<p>ア－③</p> <p>ア－①</p> <p>ア－④</p> <p>ア－④</p>
区 分			面 積 (ha)	前半5カ年の計画量																
	人工造林	665		206																
天然更新	349	175																		
区 分	面 積 (ha)	前半5カ年の計画量																		
		人工造林	360	180																
天然更新	500	250																		

樹立案	現行	検討の視点																																								
<p>ii) 保育の標準的な方法 単層林施業及び巨木林施業における保育の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とし、地域の自然的条件や社会的条件を踏まえ、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。<u>特に下刈りについては、作業の省力化・効率化にも配慮すること。</u></p> <p>(表略) ②～④(略)</p> <p>ウ 間伐立木材積 針葉樹・広葉樹別の間伐立木材積を次のとおり計画する。</p> <table border="1" data-bbox="278 598 1213 907"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>13,000</td> <td>1,400</td> <td>14,400</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>6,500</td> <td>700</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>材積 (千m³)</td> <td>1,200</td> <td>25</td> <td>1,225</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>600</td> <td>12</td> <td>612</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ その他必要な事項 (略)</p> <p>(3) 森林の伐採に関する事項 ア 立木竹の伐採(主伐)に関する考え方 (略)</p> <p>イ 立木竹の伐採(主伐)に関する指針 森林の立木竹の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ヘクタール以下を標準とし、やむを得ない場合にあっても20ヘクタールを限度とする。 ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこと。 市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の生産動向等を勘案して立木竹の伐採(主伐)に関する事項を定めるものとする。 <u>あわせて、伐採(主伐)の方法について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全、及び生物多様性の保全に配慮した方法を定めるものとする。</u></p> <p>(ア) 目標林型別の立木の伐採(主伐)の標準的な方法 (略)</p>	区分	針葉樹	広葉樹	計	面積 (ha)	13,000	1,400	14,400	前半5カ年の計画量	6,500	700	7,200	材積 (千m ³)	1,200	25	1,225	前半5カ年の計画量	600	12	612	<p>ii) 保育の標準的な方法 単層林施業及び巨木林施業における保育の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とし、地域の自然的条件や社会的条件を踏まえ、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。</p> <p>(表略) ②～④(略)</p> <p>ウ 間伐立木材積 針葉樹・広葉樹別の間伐立木材積を次のとおり計画する。</p> <table border="1" data-bbox="1442 569 2377 856"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>19,500</td> <td>1,000</td> <td>20,500</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>9,750</td> <td>500</td> <td>10,250</td> </tr> <tr> <td>材積 (千m³)</td> <td>1,250</td> <td>21</td> <td>1,271</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>625</td> <td>10</td> <td>635</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ その他必要な事項 (略)</p> <p>(3) 森林の伐採に関する事項 ア 立木竹の伐採(主伐)に関する考え方 (略)</p> <p>イ 立木竹の伐採(主伐)に関する指針 森林の立木竹の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ヘクタール以下を標準とし、やむを得ない場合にあっても20ヘクタールを限度とする。 ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこと。 市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の生産動向等を勘案して立木竹の伐採(主伐)に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 目標林型別の立木の伐採(主伐)の標準的な方法 (略)</p>	区分	針葉樹	広葉樹	計	面積 (ha)	19,500	1,000	20,500	前半5カ年の計画量	9,750	500	10,250	材積 (千m ³)	1,250	21	1,271	前半5カ年の計画量	625	10	635	<p>ア-④</p> <p>ア-①</p> <p>ア-②</p>
区分	針葉樹	広葉樹	計																																							
面積 (ha)	13,000	1,400	14,400																																							
前半5カ年の計画量	6,500	700	7,200																																							
材積 (千m ³)	1,200	25	1,225																																							
前半5カ年の計画量	600	12	612																																							
区分	針葉樹	広葉樹	計																																							
面積 (ha)	19,500	1,000	20,500																																							
前半5カ年の計画量	9,750	500	10,250																																							
材積 (千m ³)	1,250	21	1,271																																							
前半5カ年の計画量	625	10	635																																							

樹立案	現行	検討の視点																																																																
<p>(イ) 立木の標準伐期齢</p> <p>立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な主伐の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域内に生育する主要樹種ごとに、次に示す林齢を基本とし、市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。</p> <p>なお、立木の標準伐期齢は、<u>地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではないことに留意することとする。</u></p> <p><u>また、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、市町村森林整備計画において、当該地域ごとに標準伐期齢を定めることとする。</u></p> <p>基準林齢</p> <table border="1" data-bbox="273 701 1196 911"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 区</th> <th colspan="6">樹 種</th> </tr> <tr> <th>ス ギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>マツ類</th> <th>その他 針葉樹</th> <th>クヌギ コナラ</th> <th>その他 広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神 奈 川</td> <td>40年</td> <td>45年</td> <td>35年</td> <td>50年</td> <td>10年</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 伐採立木材積</p> <p>伐採立木材積(主伐)については、次のとおり計画する。</p> <table border="1" data-bbox="273 1102 1196 1251"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>針 葉 樹</th> <th>広 葉 樹</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 積 (千m³)</td> <td><u>240</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>243</u></td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td><u>93</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>94</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 区	樹 種						ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹	神 奈 川	40年	45年	35年	50年	10年	20年	区 分	針 葉 樹	広 葉 樹	計	材 積 (千m ³)	<u>240</u>	<u>3</u>	<u>243</u>	前半5カ年の計画量	<u>93</u>	<u>1</u>	<u>94</u>	<p>(イ) 立木の標準伐期齢</p> <p>立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な主伐の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域内に生育する主要樹種ごとに、次に示す林齢を基本とし、市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。</p> <p>なお、立木の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではないことに留意すること。</p> <p>基準林齢</p> <table border="1" data-bbox="1439 646 2362 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 区</th> <th colspan="6">樹 種</th> </tr> <tr> <th>ス ギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>マツ類</th> <th>その他 針葉樹</th> <th>クヌギ コナラ</th> <th>その他 広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神 奈 川</td> <td>40年</td> <td>45年</td> <td>35年</td> <td>50年</td> <td>10年</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 伐採立木材積</p> <p>伐採立木材積(主伐)については、次のとおり計画する。</p> <table border="1" data-bbox="1439 1016 2362 1192"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>針 葉 樹</th> <th>広 葉 樹</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 積 (千m³)</td> <td>203</td> <td>2</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>前半5カ年の計画量</td> <td>100</td> <td>1</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	樹 種						ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹	神 奈 川	40年	45年	35年	50年	10年	20年	区 分	針 葉 樹	広 葉 樹	計	材 積 (千m ³)	203	2	205	前半5カ年の計画量	100	1	101	<p>エ (国の要領に準じて変更)</p> <p>アー①</p>
地 区		樹 種																																																																
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹																																																												
神 奈 川	40年	45年	35年	50年	10年	20年																																																												
区 分	針 葉 樹	広 葉 樹	計																																																															
材 積 (千m ³)	<u>240</u>	<u>3</u>	<u>243</u>																																																															
前半5カ年の計画量	<u>93</u>	<u>1</u>	<u>94</u>																																																															
地 区	樹 種																																																																	
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹																																																												
神 奈 川	40年	45年	35年	50年	10年	20年																																																												
区 分	針 葉 樹	広 葉 樹	計																																																															
材 積 (千m ³)	203	2	205																																																															
前半5カ年の計画量	100	1	101																																																															

樹立案	現行	検討の視点
<p>(4) 公益的機能別施業森林等の森林施業の方法に関する指針 森林の有する機能の別に応じて、その機能を十分に発揮させるために推進すべき森林施業の方法は次のとおりとする。</p> <p>ア 公益的機能別施業森林の森林施業の方法</p> <p>① 公益的機能別施業森林のうち、水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小することとする。</p> <p>② 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の公益的機能別施業森林においては、特に公益的機能の発揮を図る場合には択伐による複層林施業、または混交林施業を行うこととし、それ以外の場合には択伐以外の方法による複層林施業、または混交林施業を行うこととする。また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能とし、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>なお、保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行う必要がある場合には、これを推進することとする。</p> <p>イ 木材等生産機能の維持増進を図る森林、及び特に効率的な施業が可能な森林の森林施業の方法 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた伐採の方法を定めるとともに、集約化等を通じた効率的かつ適切な森林整備を推進することとする。</p> <p>特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととする。</p> <p>2 森林・林業の基盤整備に関する事項</p> <p>(1) 林道の整備に関する事項</p> <p>ア 林道の整備に関する基本的な考え方 林道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設である。</p> <p>県営林道については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の輸送等への対応の視点を踏まえて整備を推進することとし、利用形態等に応じて3つに区分することで森林区分に応じた適正な林道の配置・整備を行う。</p> <p>県営林道における区分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>林業振興型林道：専ら林業活動に利用されている路線 地域振興型林道：専ら生活用道路等として市町村道的な役割を担っている路線 併用型林道：林業振興型と地域振興型の両方の役割を担っている路線</p> </div> <p>なお、林道を整備する際には、「林道規程」に基づいて実施するものとする。</p> <p>イ 森林区分別の林道整備の方針 (略)</p>	<p>(4) 公益的機能別施業森林等の森林施業の方法に関する指針 森林の有する機能の別に応じて、その機能を十分に発揮させるために推進すべき森林施業の方法は次のとおりとする。</p> <p>ア 公益的機能別施業森林の森林施業の方法</p> <p>① 公益的機能別施業森林のうち、水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小することとする。</p> <p>② 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の公益的機能別施業森林においては、特に公益的機能の発揮を図る場合には択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の場合には択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能とし、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>なお、保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行う必要がある場合には、これを推進することとする。</p> <p>イ 木材等生産機能の維持増進を図る森林、及び特に効率的な施業が可能な森林の森林施業の方法 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた伐採の方法を定めるとともに、集約化等を通じた効率的かつ適切な森林整備を推進することとする。</p> <p>特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととする。</p> <p>2 森林・林業の基盤整備に関する事項</p> <p>(1) 林道の整備に関する事項</p> <p>ア 林道の整備に関する基本的な考え方 林道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設である。</p> <p>県営林道については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を推進することとし、利用形態等に応じて3つに区分することで森林区分に応じた適正な林道の配置・整備を行う。</p> <p>県営林道における区分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>林業振興型林道：専ら林業活動に利用されている路線 地域振興型林道：専ら生活用道路等として市町村道的な役割を担っている路線 併用型林道：林業振興型と地域振興型の両方の役割を担っている路線</p> </div> <p>なお、林道を整備する際には、「林道規程」に基づいて実施するものとする。</p> <p>イ 森林区分別の林道整備の方針 (略)</p>	<p>エ (施業方法の定義について整理)</p> <p>アー④</p>

樹立案	現行	検討の視点																																													
<p>ウ 開設、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量 開設すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表2、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表3のとおり計画する。</p> <p>(2) 森林作業道の整備に関する事項 適切な森林施業を推進し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るためには、適正な路網の整備が欠かせないため、森林所有者、県、市町村等が協調し、作業内容に適合した計画的な森林作業道の整備を推進する。 なお、森林作業道を作設する際には、「神奈川県森林作業道作設指針」に基づいて実施するものとする。</p> <p>(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、地形傾斜や路網の整備状況等に応じて設定するものとし、当面の間は国が示す数値に準じて次表を目安として選択するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="311 808 1118 1358"> <thead> <tr> <th>地形傾斜区分</th> <th>作業システム</th> <th>路網密度 (m/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緩傾斜地 (0～15°)</td> <td>車両系作業システム</td> <td>110 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜地 (15～30°)</td> <td>車両系作業システム</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>架線系作業システム</td> <td>25 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地 (30～35°)</td> <td>車両系作業システム</td> <td>60 以上</td> </tr> <tr> <td>架線系作業システム</td> <td>20 以上</td> </tr> <tr> <td>急峻地 (35° 以上)</td> <td>架線系作業システム</td> <td>5 以上</td> </tr> </tbody> </table>	地形傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	緩傾斜地 (0～15°)	車両系作業システム	110 以上	中傾斜地 (15～30°)	車両系作業システム	85 以上	架線系作業システム	25 以上	急傾斜地 (30～35°)	車両系作業システム	60 以上	架線系作業システム	20 以上	急峻地 (35° 以上)	架線系作業システム	5 以上	<p>ウ 開設、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量 開設すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表2、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表3のとおり計画する。</p> <p>(2) 森林作業道の整備に関する事項 適切な森林施業を推進し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るためには、適正な路網の整備が欠かせないため、森林所有者、県、市町村等が協調し、作業内容に適合した計画的な森林作業道の整備を推進する。 なお、森林作業道を作設する際には、「神奈川県森林作業道作設指針」に基づいて実施するものとする。</p> <p>(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、地形傾斜や路網の整備状況等に応じて設定するものとし、当面の間は国が示す数値に準じて次表を目安として選択するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1374 774 2389 1312"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地形傾斜区分</th> <th rowspan="2">作業システム</th> <th colspan="2">路網密度 (m/ha)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>基幹路網</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緩傾斜地 (0～15°)</td> <td>車両系作業システム</td> <td>100 以上</td> <td>35 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜地 (15～30°)</td> <td>車両系作業システム</td> <td>75 以上</td> <td rowspan="2">25 以上</td> </tr> <tr> <td>架線系作業システム</td> <td>25 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地 (30～35°)</td> <td>車両系作業システム</td> <td>60 以上</td> <td rowspan="2">15 以上</td> </tr> <tr> <td>架線系作業システム</td> <td>15 以上</td> </tr> <tr> <td>急峻地 (35° 以上)</td> <td>架線系作業システム</td> <td>5 以上</td> <td>5 以上</td> </tr> </tbody> </table>	地形傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)			基幹路網	緩傾斜地 (0～15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上	中傾斜地 (15～30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上	架線系作業システム	25 以上	急傾斜地 (30～35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上	架線系作業システム	15 以上	急峻地 (35° 以上)	架線系作業システム	5 以上	5 以上	<p>ア－④</p>
地形傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)																																													
緩傾斜地 (0～15°)	車両系作業システム	110 以上																																													
中傾斜地 (15～30°)	車両系作業システム	85 以上																																													
	架線系作業システム	25 以上																																													
急傾斜地 (30～35°)	車両系作業システム	60 以上																																													
	架線系作業システム	20 以上																																													
急峻地 (35° 以上)	架線系作業システム	5 以上																																													
地形傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)																																													
			基幹路網																																												
緩傾斜地 (0～15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上																																												
中傾斜地 (15～30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上																																												
	架線系作業システム	25 以上																																													
急傾斜地 (30～35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上																																												
	架線系作業システム	15 以上																																													
急峻地 (35° 以上)	架線系作業システム	5 以上	5 以上																																												

樹立案	現行	検討の視点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方 路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域については、森林資源の状況、既存路網の整備状況等を勘案するとともに、(3)の表を踏まえ、基本的に木材資源を循環利用するゾーン内において設定するものとする。</p> <p>(5) 林産物の搬出方法 「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、林地保全に配慮した適切な搬出方法を選択するものとする。</p> <p>(6) 林業機械の導入に関する事項 本県は、地形が急峻であることから、小規模・分散的な間伐施業が中心であるが、素材生産に取り組む場合は群状伐採や帯状伐採などの非皆伐施業も行われており、効率的な集材作業を進めるため、神奈川県内の地形や諸条件に適した作業システムの構築が求められている。そこで、作業路網と高性能林業機械等との組み合わせによる集材技術の向上や、ICT等の活用により作業の効率化を進め、生産性の向上によるコストの低減と労働強度の軽減、労働安全性の向上を図る。</p> <p>別表2 開設すべき林道の種類別・箇所別数量 (単位：m、ha、m3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種類</th> <th rowspan="3">事業区分</th> <th rowspan="3">路線名</th> <th rowspan="3">位置</th> <th rowspan="3">実施主体</th> <th colspan="5">林道・林業専用道別</th> <th colspan="2">林道性格区分</th> <th colspan="3">開設・改築</th> <th colspan="3">利用区域</th> <th rowspan="3">前半5年計画箇所</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">林道</th> <th rowspan="2">林業専用道</th> <th rowspan="2">林業振興型</th> <th rowspan="2">併用型</th> <th rowspan="2">地域振興型</th> <th rowspan="2">全体延長</th> <th rowspan="2">開設・改築延長</th> <th rowspan="2">計画期間中の開設・改築延長</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">蓄積</th> <th rowspan="2">開設・改築延長</th> <th rowspan="2">計画期間中の開設・改築延長</th> <th rowspan="2">面積</th> <th rowspan="2">針葉樹</th> <th rowspan="2">広葉樹</th> </tr> <tr> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級</td> <td>開設</td> <td>(仮称)和田山組神線</td> <td>南足柄市</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,380</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>185</td> <td>24,162</td> <td>5,171</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>平山退ヶ沢線</td> <td>山北町</td> <td>山北町</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,500</td> <td></td> <td>2,500</td> <td>130</td> <td>20,234</td> <td>5,972</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>猿沢北支線</td> <td>箱根町</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,350</td> <td>310</td> <td>1,040</td> <td>32</td> <td>3,342</td> <td>881</td> <td>○</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>猿沢南支線</td> <td>小田原市、箱根町</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>47</td> <td>5,392</td> <td>919</td> <td>○</td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4路線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,540</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち開設</td> <td>5,540</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち改築</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別					林道性格区分		開設・改築			利用区域			前半5年計画箇所	備考	林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型	全体延長	開設・改築延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	蓄積		開設・改築延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	2級	開設	(仮称)和田山組神線	南足柄市	神奈川県	○					4,380		1,000	185	24,162	5,171	○		3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○					2,500		2,500	130	20,234	5,972			3級	開設	猿沢北支線	箱根町	神奈川県	○					1,350	310	1,040	32	3,342	881	○	継続	3級	開設	猿沢南支線	小田原市、箱根町	神奈川県	○					3,000		1,000	47	5,392	919	○	新規	計		4路線									5,540																		うち開設	5,540																	うち改築							<p>(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方 路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域については、森林資源の状況、既存路網の整備状況等を勘案するとともに、(3)の表を踏まえ、基本的に木材資源を循環利用するゾーン内において設定するものとする。</p> <p>(5) 林業機械の導入に関する事項 本県は、地形が急峻であることから、小規模・分散的な間伐施業が中心であるが、素材生産に取り組む場合は群状伐採や帯状伐採などの非皆伐施業も行われており、効率的な集材作業を進めるため、神奈川県内の地形や諸条件に適した作業システムの構築が求められている。そこで、作業路網と高性能林業機械等との組み合わせによる集材技術の向上や作業の効率化を進め、生産性の向上によるコストの低減と労働強度の軽減、労働安全性の向上を図る。</p> <p>別表2 開設すべき林道の種類別・箇所別数量 (単位：m、ha、m3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種類</th> <th rowspan="3">事業区分</th> <th rowspan="3">路線名</th> <th rowspan="3">位置</th> <th rowspan="3">実施主体</th> <th colspan="5">林道・林業専用道別</th> <th colspan="2">林道性格区分</th> <th colspan="3">開設・改築</th> <th colspan="3">利用区域</th> <th rowspan="3">前半5年計画箇所</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">林道</th> <th rowspan="2">林業専用道</th> <th rowspan="2">林業振興型</th> <th rowspan="2">併用型</th> <th rowspan="2">地域振興型</th> <th rowspan="2">全体延長</th> <th rowspan="2">開設・改築延長</th> <th rowspan="2">計画期間中の開設・改築延長</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">蓄積</th> <th rowspan="2">開設・改築延長</th> <th rowspan="2">計画期間中の開設・改築延長</th> <th rowspan="2">面積</th> <th rowspan="2">針葉樹</th> <th rowspan="2">広葉樹</th> </tr> <tr> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級</td> <td>開設</td> <td>松山線</td> <td>南足柄市</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11,745</td> <td>11,342</td> <td>403</td> <td>762</td> <td>85,851</td> <td>49,730</td> <td>○</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>和田山明神線</td> <td>南足柄市</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6,750</td> <td>0</td> <td></td> <td>201</td> <td>40,716</td> <td>8,911</td> <td></td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>宮城野線</td> <td>箱根町</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,970</td> <td>4,185</td> <td>785</td> <td>331</td> <td>20,175</td> <td>13,246</td> <td>○</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>改築</td> <td>早川・石橋線</td> <td>小田原市</td> <td>小田原市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,954</td> <td>1,770</td> <td>870</td> <td>190</td> <td>14,548</td> <td>3,005</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>平山退ヶ沢線</td> <td>山北町</td> <td>山北町</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,500</td> <td></td> <td>2,500</td> <td>130</td> <td>20,234</td> <td>5,972</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>猿沢北支線</td> <td>小田原市</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,350</td> <td></td> <td></td> <td>32</td> <td>5,498</td> <td>4,708</td> <td></td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>猿沢南支線</td> <td>小田原市</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> <td></td> <td>1,750</td> <td>47</td> <td>11,404</td> <td>7,016</td> <td>○</td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7路線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6,308</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち開設</td> <td>5,438</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち改築</td> <td>870</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別					林道性格区分		開設・改築			利用区域			前半5年計画箇所	備考	林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型	全体延長	開設・改築延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	蓄積		開設・改築延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	2級	開設	松山線	南足柄市	神奈川県	○						11,745	11,342	403	762	85,851	49,730	○	継続	3級	開設	和田山明神線	南足柄市	神奈川県	○						6,750	0		201	40,716	8,911		新規	3級	開設	宮城野線	箱根町	神奈川県	○						4,970	4,185	785	331	20,175	13,246	○	継続	3級	改築	早川・石橋線	小田原市	小田原市	○						4,954	1,770	870	190	14,548	3,005			3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○						2,500		2,500	130	20,234	5,972			3級	開設	猿沢北支線	小田原市	神奈川県	○						1,350			32	5,498	4,708		新規	3級	開設	猿沢南支線	小田原市	神奈川県	○						3,000		1,750	47	11,404	7,016	○	新規	計		7路線										6,308																	うち開設	5,438																	うち改築	870						<p>ア-②</p> <p>ウ</p>
種類						事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別					林道性格区分		開設・改築													利用区域							前半5年計画箇所	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
										林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型	全体延長	開設・改築延長	計画期間中の開設・改築延長	面積			蓄積		開設・改築延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	針葉樹	広葉樹																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	針葉樹	広葉樹																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2級	開設	(仮称)和田山組神線	南足柄市	神奈川県	○					4,380		1,000	185	24,162	5,171	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○					2,500		2,500	130	20,234	5,972																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3級	開設	猿沢北支線	箱根町	神奈川県	○					1,350	310	1,040	32	3,342	881	○	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3級	開設	猿沢南支線	小田原市、箱根町	神奈川県	○					3,000		1,000	47	5,392	919	○	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計		4路線									5,540																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
											うち開設	5,540																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
											うち改築																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別					林道性格区分		開設・改築			利用区域			前半5年計画箇所	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
					林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型	全体延長	開設・改築延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	蓄積		開設・改築延長	計画期間中の開設・改築延長			面積	針葉樹	広葉樹																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
														針葉樹	広葉樹																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2級	開設	松山線	南足柄市	神奈川県	○						11,745	11,342	403	762	85,851	49,730	○	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3級	開設	和田山明神線	南足柄市	神奈川県	○						6,750	0		201	40,716	8,911		新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3級	開設	宮城野線	箱根町	神奈川県	○						4,970	4,185	785	331	20,175	13,246	○	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3級	改築	早川・石橋線	小田原市	小田原市	○						4,954	1,770	870	190	14,548	3,005																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○						2,500		2,500	130	20,234	5,972																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3級	開設	猿沢北支線	小田原市	神奈川県	○						1,350			32	5,498	4,708		新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3級	開設	猿沢南支線	小田原市	神奈川県	○						3,000		1,750	47	11,404	7,016	○	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
計		7路線										6,308																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
											うち開設	5,438																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
											うち改築	870																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

樹立案

別表3 改良又は舗装すべきの種類別・箇所別数量 (単位:m、ha、m3)

Table with columns: 種類, 事業区分, 路線名, 位置, 実施主体, 林道性格区分, 全体延長, 改良, 舗装, 利用区域, 備考. Contains detailed data for tree maintenance and paving projects.

現行

別表3 改良又は舗装すべきの種類別・箇所別数量 (単位:m、ha、m3)

Table with columns: 種類, 事業区分, 路線名, 位置, 実施主体, 林道性格区分, 全体延長, 改良, 舗装, 利用区域, 備考. Contains detailed data for current tree maintenance and paving projects.

検討の視点

ウ

樹立案

(単位: m、ha、m3)

Table with columns: 種類, 事業区分, 路線名, 位置, 実施主体, 林道性格区分, 全体延長, 改良 (計画期間中の改良箇所数), 舗装 (舗装済延長, 計画期間中の新規舗装延長, 計画期間中の舗装打換え延長), 利用区域 (面積, 蓄積, 針葉樹, 広葉樹), 備考. Rows include various road improvement projects across different prefectures.

現行

(単位: m、ha、m3)

Table with columns: 種類, 事業区分, 路線名, 位置, 実施主体, 林道性格区分, 全体延長, 改良 (計画期間中の改良箇所数), 舗装 (舗装済延長, 計画期間中の新規舗装延長, 計画期間中の舗装打換え延長), 利用区域 (面積, 蓄積, 針葉樹, 広葉樹), 備考. Rows list existing road conditions and planned improvements.

検討の視点

ウ

樹立案	現行	検討の視点
<p>3 林業経営及び担い手に関する事項</p> <p>(1) 森林施業や経営の集約化に関する事項 本県における森林所有者は、所有規模が零細で、かつ不在村割合が増加するなど適正な森林経営が困難な状況にあり、加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退している。 <u>そのため、森林組合等の林業事業体については、小規模で分散した所有形態の森林を集約化し、効率的な森林整備や採算性のある素材生産を進めるため、森林所有者と長期的な受委託契約を締結して森林経営計画を作成し、持続的な森林の経営管理を目指すものとする。</u></p> <p>(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項 森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に 行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が 経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者 に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度については、水源環境保全・再生 施策等、既存の施策等を踏まえ、市町村の実情に応じて活用することとする。</p> <p>(3) 林業の担い手確保と支援に関する事項 本県における林業労働力は、森林組合をはじめとした林業事業体に雇用されている林業就労者が中心であるが、不安定な雇用環境などから就労者数は減少傾向にあった。 そこで本県では、国が実施する「緑の雇用」事業や、平成 21 年度からスタートした「かながわ森林塾」における研修等を通じて、水源環境保全・再生施策等により増加が見込まれる森林整備や素材生産量に対応するため、森林整備の担い手である林業労働力の量的・質的な育成確保を図る。</p>	<p>3 林業経営及び担い手に関する事項</p> <p>(1) 森林施業や経営の集約化に関する事項 本県における森林所有者は、所有規模が零細で、かつ不在村割合が増加するなど適正な森林経営が困難な状況にあり、加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退している。 そのため、森林組合、素材生産事業体、造林事業体等の林業事業体については、小規模所有者の森林を一つにまとめ、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者への働きかけを積極的に行い、集約的な施業の受託等により、効率的かつ安定的な森林整備を推進していくこととする。</p> <p>(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項 森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に 行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が 経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者 に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度については、水源環境保全・再生 施策等、既存の施策等を踏まえ、市町村の実情に応じて活用することとする。</p> <p>(3) 林業の担い手確保と支援に関する事項 本県における林業労働力は、森林組合をはじめとした林業事業体に雇用されている林業就労者が中心であるが、不安定な雇用環境などから就労者数は減少傾向にあった。 そこで本県では、国が実施する「緑の雇用」事業や、平成 21 年度からスタートした「かながわ森林塾」における研修等を通じて、水源環境保全・再生施策等により増加が見込まれる森林整備や素材生産量に対応するため、森林整備の担い手である林業労働力の量的・質的な育成確保を図っている。</p>	<p>イー②</p> <p>エ (文言訂正)</p>

樹立案	現行	検討の視点
<p>ア 林業労働力の確保・支援 林業労働力の量的な確保を図るため、年間を通じた事業量の平準化による通年就労に努め、若手労働者など林業事業体の労働力の定着を図る。</p> <p>また、複層林や混交林といった多彩な森林づくりや素材生産など高度な技術を要する森林施業に対応するため、既就労者が持つ知識、経験、技術に応じた研修体系の整備を通じて、技術水準の向上を促進し、林業労働力の質的な確保を図る。</p> <p>さらに、林業労働者の就労環境の改善を推進するため、次のことを進める。 事業主の雇用管理の改善や労働安全衛生の強化のため、森林整備のうち、伐木造材や集材作業の現場を重点とした安全巡回指導、リスクアセスメントの徹底や安全意識の向上などを図る講習会の開催や、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している巡回指導、振動障害の特殊検診、及び<u>蜂毒アレルギー対策</u>に対し支援を行い、雇用管理の改善を促進する。</p> <p>また、施業集約化の促進に向けては、森林所有者と合意形成を図りながら、施業提案ができる人材の育成や、生産性の向上については、<u>高性能林業機械やICT機器の導入等</u>、低コスト作業システムの整備に必要な支援を図り、事業の合理化を促進する。</p> <p>イ 多様な人材の育成・後継者の確保 森林所有者の世代交代が進む中で、地域の森林を<u>長期にわたり</u>適切に整備・保全していくためには、<u>意欲ある森林所有者や林業グループを支援するとともに、他地域からの転入者や他産業からの参入者など多様な人材の参画を図り、後継者を確保することが重要である。</u> <u>そこで、地域の多様な人材に対し、森林施業に関する知識、技術の向上を図るとともに、地域の関係者が連携して行う森林管理を支援する。</u></p> <p>ウ 林業労働安全の推進 林業における労働災害の発生頻度は、他産業に比べて<u>極めて高い水準にあり、この状況を改善することは喫緊の課題である。</u>このため、<u>林業・木材製造業労働災害防止協会等、外部機関との連携の上、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、伐木作業等における禁止事項の遵守、ガイドラインに沿った安全作業の徹底を図るほか、森林整備施業地の巡回指導、現地研修等を通じた安全意識の向上、事業体における安全管理体制の確立を図る等、労働安全対策を強化していく。</u></p>	<p>ア 林業労働力の確保・支援 林業労働力の量的な確保を図るため、年間を通じた事業量の平準化による通年就労に努め、若手労働者など林業事業体の労働力の定着を図る<u>ほか、造園業者や土木事業者などの参入を図る。</u> また、複層林や混交林といった多彩な森林づくりや素材生産など高度な技術を要する森林施業に対応するため、既就労者が持つ知識、経験、技術に応じた研修体系の整備を通じて、技術水準の向上を促進し、林業労働力の質的な確保を図る。</p> <p>さらに、林業労働者の就労環境の改善を推進するため、次のことを進める。 事業主の雇用管理の改善や労働安全衛生の強化のため、森林整備のうち、伐木造材や集材作業の現場を重点とした安全巡回指導、リスクアセスメントの徹底や安全意識の向上などを図る講習会の開催や、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している巡回指導、振動障害の特殊検診に対し支援を行い、雇用管理の改善を促進する。</p> <p>また、施業集約化の促進に向けては、森林所有者と合意形成を図りながら、施業提案ができる人材の育成や、生産性の向上については、低コスト作業システムの整備に必要な支援を図り、事業の合理化を促進する。</p> <p>イ 後継者の育成 森林所有者の世代交代が進む中で、地域の森林を適切に整備・保全していくためには、森林所有者や林業グループ等の後継者の育成が重要である。 このため、所有森林に対する関心を高めるとともに、森林所有者等の森林施業に関する知識、技術の向上を図る。</p> <p>ウ 林業労働安全の推進 林業における労働災害の発生頻度は他産業に比べて高いことから、森林整備施業地の巡回指導、現地研修等を通じた安全意識の向上、事業体における安全管理体制の確立を図る。</p>	<p>イー②</p> <p>イー②</p> <p>イー①</p>

樹立案	現行	検討の視点
<p>4 木材の利用に関する事項</p> <p>(1) 県産木材の活用に関する基本的事項</p> <p>本県では、民間の林業・木材産業関係団体と協力し、広く県民に木の良さと、木を使うことが神奈川の森林を守り育てるために必要なことを理解していただくために、平成 7 年度から「かながわ木づかい運動」を開始し、県と民間が一体となって県産木材の普及・PRを進めるとともに、平成 13 年度には「かながわ県産木材産地認証制度」を創設して、<u>合法的に伐採され</u>産地の明らかな県産木材を広く県民に供給する体制を整備した。</p> <p>また、平成 18 年 10 月に「かながわ森林再生 50 年構想」を取りまとめ、林道から比較的近い人工林を中心に、県産木材の有効活用の促進を図り、資源循環による持続的な森林の管理を図るため、「林業再生総合対策事業」として、生産・加工・消費にわたる総合的な取組を進めている。</p> <p>一方、県内の住宅新築状況は、<u>令和3年度に6万5千戸</u>で東京都に次ぐ建築数となっている。そのうち、在来軸組工法をはじめとした木造の住宅建築戸数は<u>3万7千戸</u>と、木材の大消費県としての特徴を有している。</p> <p>今後県では、こうした強みを最大限に活かし、地産地消を推進することで、神奈川県らしい生産・加工・流通・消費対策を推進し、県産木材の有効活用を促進していく。</p> <p>(2) 県産木材の生産体制の強化に関する事項</p> <p>本県では、木材価格の低迷と生産労賃の上昇などを反映して、素材生産活動が低迷していたが、資源循環による持続的な森林整備を目指すため、年間3万立方メートルの木材生産を目標に間伐材の有効利用を図る取組を進めてきた。その結果、木材の生産量は目標に達するまでとなったが、今後は、生産量を維持しながら、生産される木材の質の向上に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>そのためには、引き続き私有林に対し、森林整備により発生した間伐材の搬出を促進していく中で、木の太さによって丸太の長さを変えるなどの工夫を行い、県内で流通しやすい建築用材の生産割合を高めるほか、国有林と連携しつつ、1年を通じた素材の量の安定供給を促進する。</p> <p>また、素材生産者の技術の向上や、高性能林業機械の活用などによる神奈川に適した素材生産システムの確立を目指すとともに、施業の集約化等を図るなど県産木材の生産体制を強化していく。</p>	<p>4 木材の利用に関する事項</p> <p>(1) 県産木材の活用に関する基本的事項</p> <p>本県では、民間の林業・木材産業関係団体と協力し、広く県民に木の良さと、木を使うことが神奈川の森林を守り育てるために必要なことを理解していただくために、平成 7 年度から「かながわ木づかい運動」を開始し、県と民間が一体となって県産木材の普及・PRを進めるとともに、平成 13 年度には「かながわ県産木材産地認証制度」を創設して、産地の明らかな県産木材を広く県民に供給する体制を整備した。</p> <p>また、平成 18 年 10 月に「かながわ森林再生 50 年構想」を取りまとめ、林道から比較的近い人工林を中心に、県産木材の有効活用の促進を図り、資源循環による持続的な森林の管理を図るため、「林業再生総合対策事業」として、生産・加工・消費にわたる総合的な取組を進めている。</p> <p>一方、県内の住宅新築状況は、平成 28 年度に7万7千戸で東京都に次ぐ建築数となっている。そのうち、在来軸組工法をはじめとした木造の住宅建築戸数は4万2千戸と、木材の大消費県としての特徴を有している。</p> <p>今後県では、こうした強みを最大限に活かし、地産地消を推進することで、神奈川県らしい生産・加工・流通・消費対策を推進し、県産木材の有効活用を促進していく。</p> <p>(2) 県産木材の生産体制の強化に関する事項</p> <p>本県では、木材価格の低迷と生産労賃の上昇などを反映して、素材生産活動が低迷していたが、資源循環による持続的な森林整備を目指すため、年間3万立方メートルの木材生産を目標に間伐材の有効利用を図る取組を進めてきた。その結果、木材の生産量は目標に達するまでとなったが、今後は、生産量を維持しながら、生産される木材の質の向上に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>そのためには、引き続き私有林に対し、森林整備により発生した間伐材の搬出を促進していく中で、木の太さによって丸太の長さを変えるなどの工夫を行い、県内で流通しやすい建築用材の生産割合を高めるほか、国有林と連携しつつ、1年を通じた素材の量の安定供給を促進する。</p> <p>また、素材生産者の技術の向上や、高性能林業機械の活用などによる神奈川に適した素材生産システムの確立を目指すとともに、施業の集約化等を図るなど県産木材の生産体制を強化していく。</p>	<p>アー④</p> <p>ウ</p>

樹立案	現行	検討の視点
<p>(3) 材質に応じた県産木材の加工・流通に関する事項（加工・流通） 木材使用量の多い住宅建築部門では、建築工期の短縮や施工コストの低減等を図るため「プレカット材」の利用が主流となっており、品質・性能の確かな木材製品供給への要請は高くなっている。このため、品質・性能の確かな木材生産体制整備への支援を行い、かながわ森林・林材業活性化協議会が制度化した「かながわブランド品質認証木材」や、<u>JAS材</u>の生産量の増加を図り、流通・消費につなげていく。</p> <p>また、スギノアカネトラカミキリによる虫害材や曲がりなど低質材については、県外大型加工工場において合板等に加工し、建築分野で利用促進を図る。</p> <p>県内で唯一の原木市場である林業センターで県産木材の材質別の仕分けを徹底することで、<u>柱や梁などの建築用材を確保するとともに、低質材については</u>県外大型加工工場へ<u>供給するなど</u>、安定的な流通の体制整備を進めていく。</p> <p>(4) 本県の強みを活かした県産木材の利用促進に関する事項（消費） 本県は、木造住宅着工戸数が多く木材の大量消費県としての特徴を有しているが、県産木材の製材品は需要量に対しごくわずかしかなく、流通量の大半が県外で製材・加工された木材である。</p> <p>そこで、大木材消費地である本県の強みを活かして、木材を利用することの意味や良さを伝え、木材を使用してもらうことを目的とした、<u>一般県民向けの普及PRイベントを林業・木材産業関係団体、認証工務店等と連携して開催することなどにより、県産木材の利用促進に努める。</u></p> <p>また、山から製材工場へ直送した木材を利用した家づくりは、流通コストの低減、産地の明確化による森林整備効果の「見える化」にもつながることから、森林組合などの素材生産者、製材事業者、認証工務店が連携した家づくりを推進する。</p> <p>さらに、「<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等</u>」における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物の木造・木質化を推進するとともに、<u>民間の建築物についても木材の利用を促していく。</u></p> <p><u>また</u>、建築用材として利用できない材質のものは、公共土木工事や、製紙用チップ、パーティクルボード等の原料として利用するほか、<u>バイオマス</u>燃料としての活用を進めることで、搬出される県産木材の効率的な利用を推進する。</p> <p>5 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項 保安林では、土地の形質の変更は、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとする。</p> <p>保安林以外の森林については、土地の形質の変更にあたっては、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川・水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと ② 水害を発生させるおそれがないこと ③ 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと ④ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと <p>の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図るものとする。</p> <p><u>なお、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。</u></p>	<p>(3) 材質に応じた県産木材の加工・流通に関する事項（加工・流通） 木材使用量の多い住宅建築部門では、建築工期の短縮や施工コストの低減等を図るため「プレカット材」の利用が主流となっており、品質・性能の確かな木材製品供給への要請は高くなっている。このため、品質・性能の確かな木材生産体制整備への支援を行い、かながわ森林・林材業活性化協議会が制度化した「かながわブランド品質認証木材」の生産量の増加を図り、流通・消費につなげていく。</p> <p>また、スギノアカネトラカミキリによる虫害材や曲がりなど低質材については、県外大型加工工場において合板やLVL等に加工し、建築分野で利用促進を図る。</p> <p>県内で唯一の原木市場である林業センターの土場面積の拡張により、取扱可能量が増えたこととあわせ、県産木材の材質別の仕分けを徹底することで、県外大型加工工場への安定的な流通の体制整備を進めていく。</p> <p>(4) 本県の強みを活かした県産木材の利用促進に関する事項（消費） 本県は、木造住宅着工戸数が多く木材の大量消費県としての特徴を有しているが、県産木材の製材品は需要量に対しごくわずかしかなく、流通量の大半が県外で製材・加工された木材である。</p> <p>そこで、大木材消費地である本県の強みを活かして、家づくりを考える施主にターゲットを絞った「住宅フェア」や建築士や工務店向けのセミナー等を開催し、「かながわブランド品質認証木材」をPRし利用促進に努める。</p> <p>また、山から製材工場へ直送した木材を利用した家づくりは、流通コストの低減、産地の明確化による森林整備効果の「見える化」にもつながることから、森林組合などの素材生産者、製材事業者、認証工務店が連携した家づくりを推進する。</p> <p>さらに、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物の木造・木質化を推進するとともに、建築用材として利用できない材質のものは、公共土木工事や、製紙用チップ、パーティクルボード等の原料として利用するほか、ボイラー等の燃料としての活用を進めることで、搬出される県産木材の効率的な利用を推進する。</p> <p>5 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項 保安林では、土地の形質の変更は、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとする。</p> <p>保安林以外の森林については、土地の形質の変更にあたっては、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川・水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと ② 水害を発生させるおそれがないこと ③ 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと ④ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと <p>の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図るものとする。</p>	<p>イー②（以降同様）</p> <p>アー④</p>

樹立案	現行	検討の視点																																												
<p>6 保安林及び保安施設に関する事項</p> <p>(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を、別表4のとおり計画する。</p> <p>(2) 保安林の指定及び解除に関する事項 保安林の指定及び解除については、災害防備等の公益的機能を保持する必要がある箇所及び指定の理由が消滅している保安林について、別表5のとおり計画する。 なお、公共事業等を実施するために必要となった場合は、公益性を勘案して保安林解除の可否を検討する。 指定施業要件の変更は、別表6のとおり、変更の必要性が高い箇所から優先的に手続きを行う。 保安林種及び指定施業要件については、本計画における森林区分別の整備方針を考慮して決定するものとする。</p> <p>(3) 特定保安林の整備に関する事項 指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を「特定保安林」というが、本県では水源の森林づくり事業により、荒廃した私有林について適正な森林の整備及び管理を進めており、保安林においても当該事業の実施により保安林の指定の目的に即した機能が維持されている。なお、水源の森林づくり事業を実施しない地域の保安林で、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林が確認された場合には、特定保安林の指定を行い森林の整備を推進することとする。</p> <p>(4) 治山事業に関する事項 治山事業は、保安林の整備、崩壊地の復旧、荒廃溪流の整備、治山施設の強靱化対策及び山地災害の予防的対策を計画的に推進することとし、別表7のとおり計画する。</p> <p>別表4 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積 単位 面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="213 1192 1243 1524"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安林の種類</th> <th colspan="2">面積</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>前半5カ年の計画面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数（実面積）</td> <td>41,669</td> <td>41,661</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水源涵（かん）養のための保安林</td> <td>18,421</td> <td>18,421</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害防備のための保安林</td> <td>33,309</td> <td>33,301</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健、風致の保存等のための保安林</td> <td>5,641</td> <td>5,641</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 水源涵（かん）養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。 注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号から第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。 注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。 注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵（かん）養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。</p>	保安林の種類	面積		備考	面積	前半5カ年の計画面積	総数（実面積）	41,669	41,661		水源涵（かん）養のための保安林	18,421	18,421		災害防備のための保安林	33,309	33,301		保健、風致の保存等のための保安林	5,641	5,641		<p>6 保安林及び保安施設に関する事項</p> <p>(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を、別表4のとおり計画する。</p> <p>(2) 保安林の指定及び解除に関する事項 保安林の指定及び解除については、災害防備等の公益的機能を保持する必要がある箇所及び指定の理由が消滅している保安林について、別表5のとおり計画する。 なお、公共事業等を実施するために必要となった場合は、公益性を勘案して保安林解除の可否を検討する。 指定施業要件の変更は、別表6のとおり、変更の必要性が高い箇所から優先的に手続きを行う。 保安林種及び指定施業要件については、本計画における森林区分別の整備方針を考慮して決定するものとする。</p> <p>(3) 特定保安林の整備に関する事項 指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を「特定保安林」というが、本県では水源の森林づくり事業により、荒廃した私有林について適正な森林の整備及び管理を進めており、保安林においても当該事業の実施により保安林の指定の目的に即した機能が維持されている。なお、水源の森林づくり事業を実施しない地域の保安林で、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林が確認された場合には、特定保安林の指定を行い森林の整備を推進することとする。</p> <p>(4) 治山事業に関する事項 治山事業は、保安林の整備、崩壊地の復旧、荒廃溪流の整備を計画的に推進することとし、別表7のとおり計画する。</p> <p>別表4 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積 単位 面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="1368 1136 2329 1444"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安林の種類</th> <th colspan="2">面積</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>前半5カ年の計画面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数（実面積）</td> <td>41,523</td> <td>41,515</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水源涵（かん）養のための保安林</td> <td>18,325</td> <td>18,325</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害防備のための保安林</td> <td>33,252</td> <td>33,244</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健、風致の保存等のための保安林</td> <td>5,636</td> <td>5,636</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 水源涵（かん）養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。 注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号から第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。 注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。 注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵（かん）養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。</p>	保安林の種類	面積		備考	面積	前半5カ年の計画面積	総数（実面積）	41,523	41,515		水源涵（かん）養のための保安林	18,325	18,325		災害防備のための保安林	33,252	33,244		保健、風致の保存等のための保安林	5,636	5,636		<p>イー①</p> <p>アー①</p>
保安林の種類		面積			備考																																									
	面積	前半5カ年の計画面積																																												
総数（実面積）	41,669	41,661																																												
水源涵（かん）養のための保安林	18,421	18,421																																												
災害防備のための保安林	33,309	33,301																																												
保健、風致の保存等のための保安林	5,641	5,641																																												
保安林の種類	面積		備考																																											
	面積	前半5カ年の計画面積																																												
総数（実面積）	41,523	41,515																																												
水源涵（かん）養のための保安林	18,325	18,325																																												
災害防備のための保安林	33,252	33,244																																												
保健、風致の保存等のための保安林	5,636	5,636																																												

樹立案

現行

検討の視点

別表5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積 単位：ha

指定解除別	種類	流域名	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域				
指定	災害防備	相模川	相模原市	全域	28	22	表土の流出及び林地の崩壊を防備し流域の保全に資するため又は土砂の崩壊を防備し家屋、耕地及び道路その他の公共施設の保護に資するため	
			厚木市	全域				
			秦野市	寺山(一部)				
			愛川町	全域				
			清川村	全域				
		酒匂川	南足柄市	全域	53	47		
			秦野市	三廻部・堀山下(一部)・堀西(一部)・柳川・八沢・菖蒲・千村及び千村一丁目から千村五丁目まで				
			小田原市	南町一丁目から南町四丁目まで・南板橋二丁目・板橋・風祭・入生田・早川・早川一丁目から早川三丁目まで・石橋・米神・根府川・江之浦・久野(一部)を除いた区域				
			松田町	全域				
			山北町	全域				
		大井町	全域					
		中井町	全域					
		小計			81	69		
		合計			81	69		

別表5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積 単位：ha

指定解除別	種類	流域名	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域				
指定	災害防備	多摩川から相模川まで	横須賀市	全域	2	1	表土の流出及び林地の崩壊を防備し流域の保全に資するため又は土砂の崩壊を防備し家屋、耕地及び道路その他の公共施設の保護に資するため	
			鎌倉市	全域				
			逗子市	全域				
			三浦市	全域				
			葉山町	全域				
		相模川	相模原市	全域	44	35		
			厚木市	全域				
			秦野市	寺山(一部)				
			愛川町	全域				
			清川村	全域				
		酒匂川	南足柄市	全域	34	27		
			秦野市	三廻部・堀山下(一部)・堀西(一部)・柳川・八沢・菖蒲・千村及び千村一丁目から千村五丁目まで				
			小田原市	南町一丁目から南町四丁目まで・南板橋二丁目・板橋・風祭・入生田・早川・早川一丁目から早川三丁目まで・石橋・米神・根府川・江之浦・久野(一部)を除いた区域				
			松田町	全域				
			山北町	全域				
大井町	全域							
中井町	全域							
小計			80	63				
合計			80	63				

ア-①

樹立案							現行							検討の視点						
単位：ha							単位：ha							ア-①						
指定解除別	種類	流域名	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考	指定解除別	種類	流域名	森林の所在			面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考		
解除	水源のかん養	相模川	愛甲郡清川村		0.63	0.63	指定理由の消滅		解除	水源のかん養	相模川	相模原市		0.23	0.23	指定理由の消滅				
			愛甲郡清川村		0.63	0.63						愛甲郡清川村		0.63	0.30					
	小計				0.63	0.63					小計				0.86	0.53				
	災害防備	多摩川から相模川まで	相模川	横須賀市		0.00	0.00	指定理由の消滅				災害防備	多摩川から相模川まで	相模川	横須賀市		0.00	0.00	指定理由の消滅	
				鎌倉市		0.21	0.21								鎌倉市		0.14	0.14		
				三浦市		0.33	0.33								三浦市		0.52	0.52		
				三浦郡葉山町		0.00	0.00								相模原市		0.79	0.79		
				相模原市		0.02	0.02								厚木市		0.07	0.07		
				愛甲郡清川村		8.43	4.00								愛甲郡愛川町		0.30	0.30		
				茅ヶ崎市		0.07	0.07								愛甲郡清川村		8.43	4.00		
	相模川から酒匂川まで		0.02	0.02	相模川から酒匂川まで		0.01	0.01												
	酒匂川から静岡県境まで		3.03	3.03	酒匂川		0.04	0.04												
	小計				12.09	7.66					小計				19.57	10.87				
	保健・風致の保存等	多摩川から相模川まで	相模川	鎌倉市		0.20	0.20	指定理由の消滅				保健・風致の保存等	多摩川から相模川まで	相模川	鎌倉市		0.43	0.43	指定理由の消滅	
				三浦市		0.06	0.06								相模原市		0.11	0.11		
三浦郡葉山町					0.00	0.00	厚木市			0.07					0.07					
酒匂川					0.02	0.02	愛甲郡愛川町			0.03					0.03					
小計				0.28	0.28			小計				0.64	0.64							
合計				13.00	8.57			合計				21.07	12.04							

別表6 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 単位：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵(かん)養			300	300	300
災害の防備			1,300	1,300	1,000
保健、風致の保存等			200	200	200
計			1,800	1,800	1,500

別表6 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 単位：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵(かん)養			2,300	3,000	2,300
災害の防備			1,100	1,200	1,100
保健、風致の保存等			0	700	0
計			3,400	4,900	3,400

樹立案

現行

検討の視点

別表7 治山事業の数量

森林の所在		治山事業 施行地区	前半5カ年 の計画	主な工種	備考
市町村	区 域				
相模原市	道志川	4	2	溪間工	
		15	7	森林整備工	
	宮ヶ瀬ダム周辺	3	2	森林整備工	
	早戸川	6	3	森林整備工	
	水沢川	3	2	森林整備工	
	津久井湖周辺	4	3	山腹工	
		7	4	森林整備工	
	串川	1	1	山腹工	
		6	3	森林整備工	
	神の川	3	1	山腹工	
		6	3	森林整備工	
	底沢	2	2	溪間工	
		3	2	森林整備工	
	相模湖周辺	4	3	山腹工	
		6	3	森林整備工	
	相模湖南部	2	2	山腹工	
		4	2	森林整備工	
	沢井川	5	4	山腹工	
		5	3	森林整備工	
	藤野境川	1	1	森林整備工	
横須賀市	横須賀市北部	2	1	山腹工	
		2	1	森林整備工	
	横須賀市東部	2	1	山腹工	
		2	1	森林整備工	
	横須賀市西部	2	2	溪間工	
		2	1	山腹工	
2	2	地すべり防止工			
2	1	森林整備工			
平塚市	津久井湖下流	1	1	森林整備工	
	花水川	1	1	森林整備工	
鎌倉市	柏尾川	1		山腹工	
		2	1	森林整備工	
	滑川	2	1	山腹工	
		2	1	森林整備工	

別表7 治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業 施行地区	前半5カ年 の計画	主な工種	備考
市町村	区 域				
横須賀市	横須賀市北部	1	1	山腹工	
	横須賀市東部	1	1	山腹工	
	横須賀市西部	1	1	溪間工 山腹工	
平塚市	津久井湖下流	1	1	森林整備工	
	花水川	1	1	森林整備工	
鎌倉市	柏尾川	1	1	山腹工	
	滑川	1		山腹工	
藤沢市	江の島	1	1	森林整備工	
小田原市	山王川	1	1	溪間工	
		3	3	山腹工	
		2	1	森林整備工	
早川	1	1	森林整備工		
茅ヶ崎市	津久井湖下流	2	2	森林整備工	
逗子市	田越川	1		山腹工	
		1	1	森林整備工	
相模原市	道志川	3	1	溪間工	
		15	7	森林整備工	
	宮ヶ瀬ダム周辺	3	2	森林整備工	
	早戸川	6	3	森林整備工	
	水沢川	3	1	森林整備工	
	津久井湖周辺	6	3	山腹工	
		7	4	森林整備工	
	串川	2	1	山腹工	
		6	3	森林整備工	
	神の川	2		溪間工	
		3	3	山腹工	
		6	3	森林整備工	
	底沢	2	2	溪間工	
3		2	森林整備工		
相模湖周辺	2	1	山腹工		
	6	3	森林整備工		
相模湖南部	2	1	山腹工		
	4	2	森林整備工		
沢井川	5	3	山腹工		
	5	3	森林整備工		
藤野境川	1	1	山腹工		
	1	1	森林整備工		

ウ

樹立案						現行						検討の視点
												ウ
森林の所在		治山事業		主な工種	備考	森林の所在		治山事業		主な工種	備考	
市町村	区 域	施行地区	前半5カ年の計画			市町村	区 域	施行地区	前半5カ年の計画			
藤沢市	江の島	1	1	森林整備工		三浦市	三 浦	1		山 腹 工		
小田原市	山 王 川	1	1	溪 間 工		秦野市	葛 葉 川	5	5	溪 間 工		
		2	2	山 腹 工				3	3	山 腹 工		
	2	1	森林整備工		2		1	森林整備工				
	早 川	1	1	森林整備工			中津川上流	1	1	溪 間 工		
曾我山	2	1	溪 間 工		10	10		山 腹 工				
2	1	森林整備工		2	1	森林整備工						
茅ヶ崎市	津久井湖下流	2	2	森林整備工		金目川上流	2	2	山 腹 工			
逗子市	田 越 川	4	2	溪 間 工		1	1	森林整備工				
		2	1	森林整備工		四十八瀬川	2	1	森林整備工			
三浦市	三 浦	5	4	山 腹 工		水 無 川	1	1	溪 間 工			
		2	1	森林整備工		1	1	森林整備工				
秦野市	葛 葉 川	6	5	溪 間 工		厚木市	玉川本流	2	1	溪 間 工		
		3	3	山 腹 工				1	1	森林整備工		
		2	1	森林整備工			小鮎川本流	5	5	森林整備工		
		1	1	溪 間 工			荻野川	1	1	森林整備工		
	中津川上流	1	1	溪 間 工		1	1	森林整備工				
		4	3	山 腹 工		中津川上流	1		森林整備工			
		3	2	森林整備工		伊勢原市	鈴 川	4	4	溪 間 工		
	1	1	溪 間 工		2		1	森林整備工				
	1	1	山 腹 工		玉川本流		1	1	溪 間 工			
	1		山 腹 工			1	1	山 腹 工				
	金目川上流	1		山 腹 工		2	2	森林整備工				
		1	1	森林整備工		南足柄市	狩 川 - 1	1	1	溪 間 工		
4		2	溪 間 工		1			1	山 腹 工			
2		1	山 腹 工		4		2	森林整備工				
2	1	森林整備工		狩 川 - 2	4		2	森林整備工				
四十八瀬川	4	2	溪 間 工		内 川	4	2	森林整備工				
	2	1	山 腹 工		畑 沢	1		山 腹 工				
	2	1	森林整備工			1	1	森林整備工				
水 無 川	1	1	溪 間 工		葉山町	森 戸 川	1		山 腹 工			
	1	1	森林整備工			下 山 川	1	1	山 腹 工			
厚木市	玉川本流	1	1	森林整備工		大磯町	花 水 川	1	1	森林整備工		
	小鮎川本流	6	5	森林整備工		松田町	中 津 川	7	3	森林整備工		
	荻野川	1	1	森林整備工			1	1	森林整備工			
	中津川上流	1		森林整備工		山北町	中 川	12	6	森林整備工		
伊勢原市	鈴 川	2	1	溪 間 工		玄 倉	6	3	森林整備工			
		1	1	山 腹 工								
		2	1	森林整備工								
	玉川本流	3	2	溪 間 工								
2	1	森林整備工										

樹立案					現行					検討の視点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">森林の所在</th> <th colspan="2">治山事業 施行地区</th> <th rowspan="2">主な工種</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>区域</th> <th>前半5カ年 の計画</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">南足柄市</td> <td rowspan="2">狩川-1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">狩川-2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内川</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">畑沢</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">葉山町</td> <td rowspan="3">森戸川</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下山川</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大磯町</td> <td>花水川</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">松田町</td> <td>中津川</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松田山</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">山北町</td> <td rowspan="2">中川</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>6</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">玄倉</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>5</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">河内川</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松田山</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鮎沢</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中津川</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑沢</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">皆瀬川</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					森林の所在		治山事業 施行地区		主な工種	備考	市町村	区域	前半5カ年 の計画		南足柄市	狩川-1	4	2	森林整備工		3	3	溪間工		狩川-2	3	3	山腹工		4	2	森林整備工		内川	2	2	溪間工		1	1	山腹工		4	2	森林整備工		畑沢	2	2	溪間工		2	2	山腹工		1	1	森林整備工		葉山町	森戸川	3	2	溪間工		1		山腹工		2	1	森林整備工		下山川	2	2	溪間工		3	2	山腹工		2	1	森林整備工		大磯町	花水川	2	2	森林整備工		松田町	中津川	6	3	森林整備工		松田山	1	1	森林整備工		山北町	中川	2	2	溪間工		12	6	森林整備工		玄倉	2	2	溪間工		7	5	森林整備工		河内川	3	3	溪間工		3	3	山腹工		4	2	森林整備工		松田山	1	1	森林整備工		鮎沢	2	1	森林整備工		中津川	1	1	森林整備工		畑沢	4	2	溪間工		7	3	森林整備工		皆瀬川	2	2	山腹工		4	2	森林整備工		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">森林の所在</th> <th colspan="2">治山事業 施行地区</th> <th rowspan="2">主な工種</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>区域</th> <th>前半5カ年 の計画</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">山北町</td> <td rowspan="3">河内川</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中津川</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鮎沢</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">畑沢</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">皆瀬川</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三保ダム周辺</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世附川</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>14</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">尺里川</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">玄倉川</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">箱根町</td> <td rowspan="2">早川</td> <td>2</td> <td></td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>須雲川</td> <td>1</td> <td></td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">愛川町</td> <td>宮ヶ瀬ダム下流</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">清川村</td> <td rowspan="2">小鮎川本流</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中津川上流</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮ヶ瀬金沢</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮ヶ瀬ダム周辺</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小計</td> <td></td> <td>42</td> <td>29</td> <td>溪間工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>109</td> <td>74</td> <td>山腹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>179</td> <td>103</td> <td>森林整備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>330</td> <td>206</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					森林の所在		治山事業 施行地区		主な工種	備考	市町村	区域	前半5カ年 の計画		山北町	河内川	9	2	溪間工		3	3	山腹工		4	2	森林整備工		中津川	1	1	森林整備工		1		森林整備工		鮎沢	2	1	森林整備工		7	3	山腹工		畑沢	2	1	山腹工		7	3	森林整備工		4	2	森林整備工		皆瀬川	2	2	溪間工		1	1	山腹工		三保ダム周辺	1	1	溪間工		5	1	山腹工		5	3	森林整備工		世附川	1	1	溪間工		20	14	山腹工		尺里川	5	3	森林整備工		1	1	山腹工		玄倉川	3	2	森林整備工		1	1	山腹工		箱根町	早川	2		山腹工		1		森林整備工		須雲川	1		山腹工		愛川町	宮ヶ瀬ダム下流	4	3	山腹工		1	1	森林整備工		清川村	小鮎川本流	5	3	山腹工		2	1	森林整備工		中津川上流	13	8	山腹工		4	3	森林整備工		宮ヶ瀬金沢	2	2	溪間工		宮ヶ瀬ダム周辺	1	1	森林整備工		3	2	溪間工		小計		42	29	溪間工			109	74	山腹工			179	103	森林整備工		合計		330	206			ウ
森林の所在		治山事業 施行地区		主な工種	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市町村	区域	前半5カ年 の計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
南足柄市	狩川-1	4	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		3	3	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	狩川-2	3	3	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		4	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	内川	2	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1	1	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		4	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	畑沢	2	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		2	2	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
葉山町	森戸川	3	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1		山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		2	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	下山川	2	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		3	2	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大磯町	花水川	2	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
松田町	中津川	6	3	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	松田山	1	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
山北町	中川	2	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		12	6	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	玄倉	2	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		7	5	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	河内川	3	3	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		3	3	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		4	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	松田山	1	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	鮎沢	2	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	中津川	1	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	畑沢	4	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		7	3	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	皆瀬川	2	2	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		4	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
森林の所在		治山事業 施行地区		主な工種	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市町村	区域	前半5カ年 の計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
山北町	河内川	9	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		3	3	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		4	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	中津川	1	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1		森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	鮎沢	2	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		7	3	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	畑沢	2	1	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		7	3	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		4	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	皆瀬川	2	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1	1	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	三保ダム周辺	1	1	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		5	1	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5		3	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
世附川	1	1	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	20	14	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
尺里川	5	3	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1	1	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
玄倉川	3	2	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1	1	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
箱根町	早川	2		山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1		森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	須雲川	1		山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
愛川町	宮ヶ瀬ダム下流	4	3	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	1	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
清川村	小鮎川本流	5	3	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		2	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	中津川上流	13	8	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		4	3	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	宮ヶ瀬金沢	2	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
宮ヶ瀬ダム周辺	1	1	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	3	2	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計		42	29	溪間工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		109	74	山腹工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		179	103	森林整備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
合計		330	206																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

樹立案					現行	検討の視点
森林の所在		治山事業 施行地区		主な工種	備考	ウ
市町村	区域	前半5カ年 の計画				
山北町	三保ダム周辺	1	1	溪間工		
		1	1	山腹工		
		5	3	森林整備工		
	世附川	5	3	森林整備工		
		1		溪間工		
	尺里川	2	1	山腹工		
		3	2	森林整備工		
岸	1		溪間工			
箱根町	早川	7	6	溪間工		
		3	2	山腹工		
		1		森林整備工		
	早川下流	1		溪間工		
	芦ノ湖	1	1	溪間工		
愛川町	宮ヶ瀬ダム下流	1		山腹工		
		1	1	森林整備工		
	津久井湖下流	1	1	山腹工		
清川村	小鮎川本流	3	1	山腹工		
		2	1	森林整備工		
	宮ヶ瀬金沢	1	1	森林整備工		
	中津川上流	4	3	山腹工		
		10	7	森林整備工		
	宮ヶ瀬ダム周辺	2	1	溪間工		
4		2	森林整備工			
小計		70	52	溪間工		
		76	54	山腹工		
		4	2	地すべり防止工		
		205	120	森林整備工		
合計		355	228			

樹立案	現行	検討の視点
<p>7 鳥獣害の防止に関する事項 市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を方針として、地域の自然条件、森林施業の方法、社会的条件等を勘案して鳥獣害の防止に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 鳥獣害防止森林区域の設定 「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に定める区域の対象とする鳥獣はニホンジカとし、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域は神奈川県ニホンジカ管理計画に定める計画対象区域に基づき設定するものとする。</p> <p>(2) 鳥獣害の防止の方法 鳥獣害防止森林区域においては、森林の的確な更新及び造林の確実な育成を図るため、ニホンジカの生息密度や採食による下層植生への影響に応じて、植生保護柵・単木の保護ネット等の設置や調査・巡回等を推進する。 この際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、ニホンジカの管理施策や農業被害対策との連携・調整に努めるものとする。</p> <p>(3) その他必要な事項 鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて対策実施箇所への調査・巡回や、林業事業者や森林所有者からの聞き取り等の情報収集等により確認に努めるものとする。</p> <p>8 その他必要な事項</p> <p>(1) 保安林その他制限林の施業方法 保安林その他制限林の施業方法等は別表8のとおりである。</p>	<p>7 鳥獣害の防止に関する事項 市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を方針として、地域の自然条件、森林施業の方法、社会的条件等を勘案して鳥獣害の防止に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 鳥獣害防止森林区域の設定 「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に定める区域の対象とする鳥獣はニホンジカとし、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域は神奈川県ニホンジカ管理計画に定める計画対象区域に基づき設定するものとする。</p> <p>(2) 鳥獣害の防止の方法 鳥獣害防止森林区域においては、森林の的確な更新及び造林の確実な育成を図るため、ニホンジカの生息密度や採食による下層植生への影響に応じて、植生保護柵・単木の保護ネット等の設置や調査・巡回等を推進する。 この際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、ニホンジカの保護管理施策や農業被害対策との連携・調整に努めるものとする。</p> <p>(3) その他必要な事項 鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて保護措置実施箇所への調査・巡回や、林業事業者や森林所有者からの聞き取り等の情報収集等により確認に努めるものとする。</p> <p>8 その他必要な事項</p> <p>(1) 保安林その他制限林の施業方法 保安林その他制限林の施業方法等は別表8のとおりである。</p>	<p>イー②</p> <p>イー②</p>

樹立案	現行	検討の視点
<p>(2) 森林の保護及び管理 森林の保護及び管理については、保護樹林帯の設置や広葉樹林、混交林など多様な森林づくりの推進等により、病虫獣害、気象災害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、特に、松くい虫による被害及び森林火災への対策を積極的に推進する。</p> <p>ア 森林病虫害等の被害対策 森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期対策等に努める。 特に、松くい虫の防除対策については、保安林、その他制限林の指定を受けた松林など、将来にわたり保全すべき貴重な松林において、集中的かつ継続的な防除対策を徹底的に実施する。 松くい虫の防除の実施にあたっては県民の生活環境に配慮し、予防対策として樹幹注入による防除を推進するとともに、駆除対策としては、特別伐倒駆除(被害木を伐倒し、破碎・焼却を行う)、伐倒駆除(被害木を伐倒し、薬剤散布等を行う)を推進する。 <u>また、貴重な松林については被害松林の再生に取り組むほか、他の樹種に転換が可能な松林については、広葉樹林等への誘導を図る。</u> <u>なお、ナラ枯れ被害については全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値のある樹木の保全を優先して対策を行う。</u></p> <p>イ 獣害対策 7(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて7(2)に準じた鳥獣害防止対策を推進する。 また、野生生物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置に努めるとともに、不要となった植生保護柵等の施設については、野生動物の生息環境の保全のため、必要に応じ撤去を図るものとする。</p> <p>ウ 森林火災予防対策 森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・市町村の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。 入山者の多い森林とのふれあい施設、林道、ハイキング道等への初期防火用水の整備、消火用水として利用可能な湛水池への看板整備、既設防火線や伐採・再造林予定地を中心とした防火樹の植栽による防火林の造成、既設径路沿いへの防火樹の植栽による防火樹帯の整備等を推進する。 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。 また、山火事が発生した場合、大火災となるおそれのある箇所については、防火線の整備を推進する。</p>	<p>(2) 森林の保護及び管理 森林の保護及び管理については、保護樹林帯の設置や広葉樹林、混交林など多様な森林づくりの推進等により、病虫獣害、気象災害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、特に、松くい虫による被害及び森林火災への対策を積極的に推進する。</p> <p>ア 森林病虫害等の被害対策 森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。 特に、松くい虫の防除対策については、保安林、その他制限林の指定を受けた松林など、将来にわたり保全すべき貴重な松林において、集中的かつ継続的な防除対策を徹底的に実施する。 また、松くい虫の防除の実施にあたっては県民の生活環境に配慮し、予防対策として樹幹注入による防除を推進するとともに、駆除対策としては、特別伐倒駆除(被害木を伐倒し、破碎・焼却を行う)、伐倒駆除(被害木を伐倒し、薬剤散布等を行う)に加え、新たに開発した効果の高い駆除方法を導入して事業を推進する。 なお、貴重な松林については被害松林の再生に取り組むほか、他の樹種に転換が可能な松林については、広葉樹林等への誘導を図る。</p> <p>イ 獣害対策 7(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて7(2)に準じた鳥獣害防止対策を推進する。 また、野生生物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置に努めるとともに、不要となった植生保護柵等の施設については、野生動物の生息環境の保全のため、必要に応じ撤去を図るものとする。</p> <p>ウ 森林火災予防対策 森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・市町村の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。 入山者の多い森林とのふれあい施設、林道、ハイキング道等への初期防火用水の整備、消火用水として利用可能な湛水池への看板整備、既設防火線や伐採・再造林予定地を中心とした防火樹の植栽による防火林の造成、既設径路沿いへの防火樹の植栽による防火樹帯の整備等を推進する。 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。 また、山火事が発生した場合、大火災となるおそれのある箇所については、防火線の整備を推進する。</p>	<p>イ-②</p>

樹立案	現行	検討の視点
<p>(3) 県民参加による森林づくり 県民共通の財産である森林に対する県民の理解を深め、県民と協働して守り育てていくため、県民参加による森林づくりを推進していく。 このため、「かながわ森林基金」を活用して、従来から取り組んでいる公募型の森林づくりボランティア活動支援や企業団体等の自主的な森林ボランティア活動への支援、学校教育における森林環境教育への支援等を引き続き実施していく。</p> <p>(削除)</p> <p>また、幅広い県民の理解と参加を実現するため、公的に管理している森林において県民参加による森林づくりのフィールドを積極的に提供していくこととする。 さらに身近なみどりを継承し再生するゾーンにおいては、里山などの身近なみどりに対し、地域住民参加による森林づくりや里山整備の活動の支援を実施している。</p> <p>(4) 森林の保健・文化・教育的利用に関する事項 (略)</p> <p>(5) 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 (略)</p> <p>(6) 森林分野の調査・研究に関する事項 (略)</p>	<p>(3) 県民参加による森林づくり 県民共通の財産である森林に対する県民の理解を深め、県民と協働して守り育てていくため、県民参加による森林づくりを推進していく。 このため、「かながわ森林基金」を活用して、従来から取り組んでいる公募型の森林づくりボランティア活動支援や企業団体等の自主的な森林ボランティア活動への支援、学校教育における森林環境教育への支援等を引き続き実施していく。 <u>また、活動形態を行政主導型から県民主導型へと発展させるため、ボランティア活動の企画立案から実施までを主体的・自立的に実行できるようなNPO等民間組織の育成を図るとともに、これまでより主体的な活動として、定着型ボランティア活動の支援を実施している。</u> また、幅広い県民の理解と参加を実現するため、公的に管理している森林において県民参加による森林づくりのフィールドを積極的に提供していくこととする。 さらに身近なみどりを継承し再生するゾーンにおいては、里山などの身近なみどりに対し、地域住民参加による森林づくりや里山整備の活動の支援を実施している。</p> <p>(4) 森林の保健・文化・教育的利用に関する事項 (略)</p> <p>(5) 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 (略)</p> <p>(6) 森林分野の調査・研究に関する事項 (略)</p>	<p>イ-②</p>

樹立案				現行				検討の視点																																																																																																																																																																																							
別表8 保安林その他制限林の施業方法 注1：保安林以外の面積は森林計画図上の森林の面積であり、各法令の指定面積とは異なる場合がある。 注2：表中※印は、「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」にも該当 単位 面積：ha				別表8 保安林その他制限林の施業方法 注1：保安林以外の面積は森林計画図上の森林の面積であり、各法令の指定面積とは異なる場合がある。 注2：表中※印は、「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」にも該当 単位 面積：ha				ウ																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">施業方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>伐採方法</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">水源かん養 保安林 ※</td> <td>小田原市</td> <td>1,004.84</td> <td rowspan="10">1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所限り行うことができる。ただし禁伐地域は除く</td> <td rowspan="10">更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。</td> <td rowspan="10">許可 又は 届出</td> </tr> <tr><td>相模原市</td><td>5,930.85</td></tr> <tr><td>秦野市</td><td>1,017.48</td></tr> <tr><td>伊勢原市</td><td>706.47</td></tr> <tr><td>南足柄市</td><td>2,133.70</td></tr> <tr><td>松田町</td><td>446.17</td></tr> <tr><td>山北町</td><td>5,265.46</td></tr> <tr><td>箱根町</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>真鶴町</td><td>14.99</td></tr> <tr><td>清川村</td><td>1,901.67</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>18,421.65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="17">土砂流出 防備保安林 ※</td> <td>横須賀市</td> <td>25.31</td> <td rowspan="17">1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。</td> <td rowspan="17">同上</td> <td rowspan="17">許可 又は 届出</td> </tr> <tr><td>平塚市</td><td>3.70</td></tr> <tr><td>鎌倉市</td><td>88.01</td></tr> <tr><td>小田原市</td><td>554.00</td></tr> <tr><td>逗子市</td><td>43.99</td></tr> <tr><td>相模原市</td><td>9,710.47</td></tr> <tr><td>三浦市</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>秦野市</td><td>2,924.22</td></tr> <tr><td>厚木市</td><td>779.90</td></tr> <tr><td>伊勢原市</td><td>820.87</td></tr> <tr><td>南足柄市</td><td>162.40</td></tr> <tr><td>葉山町</td><td>33.16</td></tr> <tr><td>大磯町</td><td>28.75</td></tr> <tr><td>中井町</td><td>11.35</td></tr> <tr><td>大井町</td><td>12.74</td></tr> <tr><td>松田町</td><td>1,645.76</td></tr> <tr><td>山北町</td><td>7,642.66</td></tr> <tr><td>箱根町</td><td>1,666.33</td></tr> <tr><td>真鶴町</td><td>51.00</td></tr> <tr><td>湯河原町</td><td>759.07</td></tr> <tr><td>愛川町</td><td>448.29</td></tr> <tr><td>清川村</td><td>5,250.04</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>32,662.23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類	市町村	面積	施業方法		備考	伐採方法	その他	水源かん養 保安林 ※	小田原市	1,004.84	1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所限り行うことができる。ただし禁伐地域は除く	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出	相模原市	5,930.85	秦野市	1,017.48	伊勢原市	706.47	南足柄市	2,133.70	松田町	446.17	山北町	5,265.46	箱根町	0.02	真鶴町	14.99	清川村	1,901.67	計	18,421.65					土砂流出 防備保安林 ※	横須賀市	25.31	1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	平塚市	3.70	鎌倉市	88.01	小田原市	554.00	逗子市	43.99	相模原市	9,710.47	三浦市	0.20	秦野市	2,924.22	厚木市	779.90	伊勢原市	820.87	南足柄市	162.40	葉山町	33.16	大磯町	28.75	中井町	11.35	大井町	12.74	松田町	1,645.76	山北町	7,642.66	箱根町	1,666.33	真鶴町	51.00	湯河原町	759.07	愛川町	448.29	清川村	5,250.04	計	32,662.23					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">施業方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>伐採方法</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">水源かん養 保安林 ※</td> <td>小田原市</td> <td>1,004.84</td> <td rowspan="10">1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所限り行うことができる。ただし禁伐地域は除く。</td> <td rowspan="10">更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。</td> <td rowspan="10">許可 又は 届出</td> </tr> <tr><td>相模原市</td><td>5,919.83</td></tr> <tr><td>秦野市</td><td>1,017.49</td></tr> <tr><td>伊勢原市</td><td>703.14</td></tr> <tr><td>南足柄市</td><td>2,050.96</td></tr> <tr><td>松田町</td><td>446.17</td></tr> <tr><td>山北町</td><td>5,265.43</td></tr> <tr><td>箱根町</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>真鶴町</td><td>14.99</td></tr> <tr><td>清川村</td><td>1,902.87</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>18,325.74</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="17">土砂流出 防備保安林 ※</td> <td>横須賀市</td> <td>24.95</td> <td rowspan="17">1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。</td> <td rowspan="17">同上</td> <td rowspan="17">許可 又は 届出</td> </tr> <tr><td>平塚市</td><td>3.50</td></tr> <tr><td>鎌倉市</td><td>88.00</td></tr> <tr><td>小田原市</td><td>554.07</td></tr> <tr><td>逗子市</td><td>43.93</td></tr> <tr><td>相模原市</td><td>9,656.06</td></tr> <tr><td>三浦市</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>秦野市</td><td>2,921.91</td></tr> <tr><td>厚木市</td><td>779.48</td></tr> <tr><td>伊勢原市</td><td>820.98</td></tr> <tr><td>南足柄市</td><td>162.20</td></tr> <tr><td>葉山町</td><td>33.80</td></tr> <tr><td>大磯町</td><td>28.75</td></tr> <tr><td>中井町</td><td>11.35</td></tr> <tr><td>大井町</td><td>12.79</td></tr> <tr><td>松田町</td><td>1,645.84</td></tr> <tr><td>山北町</td><td>7,614.54</td></tr> <tr><td>箱根町</td><td>1,667.71</td></tr> <tr><td>真鶴町</td><td>51.00</td></tr> <tr><td>湯河原町</td><td>769.94</td></tr> <tr><td>愛川町</td><td>448.29</td></tr> <tr><td>清川村</td><td>5,274.03</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>32,613.30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類	市町村	面積	施業方法		備考	伐採方法	その他	水源かん養 保安林 ※	小田原市	1,004.84	1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所限り行うことができる。ただし禁伐地域は除く。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出	相模原市	5,919.83	秦野市	1,017.49	伊勢原市	703.14	南足柄市	2,050.96	松田町	446.17	山北町	5,265.43	箱根町	0.02	真鶴町	14.99	清川村	1,902.87	計	18,325.74					土砂流出 防備保安林 ※	横須賀市	24.95	1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	平塚市	3.50	鎌倉市	88.00	小田原市	554.07	逗子市	43.93	相模原市	9,656.06	三浦市	0.20	秦野市	2,921.91	厚木市	779.48	伊勢原市	820.98	南足柄市	162.20	葉山町	33.80	大磯町	28.75	中井町	11.35	大井町	12.79	松田町	1,645.84	山北町	7,614.54	箱根町	1,667.71	真鶴町	51.00	湯河原町	769.94	愛川町	448.29	清川村	5,274.03	計	32,613.30				
種類	市町村	面積	施業方法				備考																																																																																																																																																																																								
			伐採方法	その他																																																																																																																																																																																											
水源かん養 保安林 ※	小田原市	1,004.84	1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所限り行うことができる。ただし禁伐地域は除く	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出																																																																																																																																																																																										
	相模原市	5,930.85																																																																																																																																																																																													
	秦野市	1,017.48																																																																																																																																																																																													
	伊勢原市	706.47																																																																																																																																																																																													
	南足柄市	2,133.70																																																																																																																																																																																													
	松田町	446.17																																																																																																																																																																																													
	山北町	5,265.46																																																																																																																																																																																													
	箱根町	0.02																																																																																																																																																																																													
	真鶴町	14.99																																																																																																																																																																																													
	清川村	1,901.67																																																																																																																																																																																													
計	18,421.65																																																																																																																																																																																														
土砂流出 防備保安林 ※	横須賀市	25.31	1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出																																																																																																																																																																																										
	平塚市	3.70																																																																																																																																																																																													
	鎌倉市	88.01																																																																																																																																																																																													
	小田原市	554.00																																																																																																																																																																																													
	逗子市	43.99																																																																																																																																																																																													
	相模原市	9,710.47																																																																																																																																																																																													
	三浦市	0.20																																																																																																																																																																																													
	秦野市	2,924.22																																																																																																																																																																																													
	厚木市	779.90																																																																																																																																																																																													
	伊勢原市	820.87																																																																																																																																																																																													
	南足柄市	162.40																																																																																																																																																																																													
	葉山町	33.16																																																																																																																																																																																													
	大磯町	28.75																																																																																																																																																																																													
	中井町	11.35																																																																																																																																																																																													
	大井町	12.74																																																																																																																																																																																													
	松田町	1,645.76																																																																																																																																																																																													
	山北町	7,642.66																																																																																																																																																																																													
箱根町	1,666.33																																																																																																																																																																																														
真鶴町	51.00																																																																																																																																																																																														
湯河原町	759.07																																																																																																																																																																																														
愛川町	448.29																																																																																																																																																																																														
清川村	5,250.04																																																																																																																																																																																														
計	32,662.23																																																																																																																																																																																														
種類	市町村	面積	施業方法		備考																																																																																																																																																																																										
			伐採方法	その他																																																																																																																																																																																											
水源かん養 保安林 ※	小田原市	1,004.84	1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所限り行うことができる。ただし禁伐地域は除く。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出																																																																																																																																																																																										
	相模原市	5,919.83																																																																																																																																																																																													
	秦野市	1,017.49																																																																																																																																																																																													
	伊勢原市	703.14																																																																																																																																																																																													
	南足柄市	2,050.96																																																																																																																																																																																													
	松田町	446.17																																																																																																																																																																																													
	山北町	5,265.43																																																																																																																																																																																													
	箱根町	0.02																																																																																																																																																																																													
	真鶴町	14.99																																																																																																																																																																																													
	清川村	1,902.87																																																																																																																																																																																													
計	18,325.74																																																																																																																																																																																														
土砂流出 防備保安林 ※	横須賀市	24.95	1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出																																																																																																																																																																																										
	平塚市	3.50																																																																																																																																																																																													
	鎌倉市	88.00																																																																																																																																																																																													
	小田原市	554.07																																																																																																																																																																																													
	逗子市	43.93																																																																																																																																																																																													
	相模原市	9,656.06																																																																																																																																																																																													
	三浦市	0.20																																																																																																																																																																																													
	秦野市	2,921.91																																																																																																																																																																																													
	厚木市	779.48																																																																																																																																																																																													
	伊勢原市	820.98																																																																																																																																																																																													
	南足柄市	162.20																																																																																																																																																																																													
	葉山町	33.80																																																																																																																																																																																													
	大磯町	28.75																																																																																																																																																																																													
	中井町	11.35																																																																																																																																																																																													
	大井町	12.79																																																																																																																																																																																													
	松田町	1,645.84																																																																																																																																																																																													
	山北町	7,614.54																																																																																																																																																																																													
箱根町	1,667.71																																																																																																																																																																																														
真鶴町	51.00																																																																																																																																																																																														
湯河原町	769.94																																																																																																																																																																																														
愛川町	448.29																																																																																																																																																																																														
清川村	5,274.03																																																																																																																																																																																														
計	32,613.30																																																																																																																																																																																														

樹立案					現行					検討の視点		
単位 面積 : ha					単位 面積 : ha					ウ		
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考	
			伐採方法	その他					伐採方法			その他
土砂崩壊 防備保安林 ※	横浜市	0.49	1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その他の森林にあつては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出	土砂崩壊 防備保安林 ※	横浜市	0.49	1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その他の森林にあつては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出	
	横須賀市	9.62					横須賀市	9.62				
	鎌倉市	16.79					鎌倉市	16.79				
	小田原市	115.53					小田原市	115.49				
	逗子市	0.27					逗子市	0.27				
	相模原市	86.85					相模原市	86.22				
	三浦市	2.52					三浦市	2.52				
	秦野市	4.08					秦野市	4.11				
	厚木市	32.43					厚木市	32.43				
	伊勢原市	6.08					伊勢原市	6.08				
	南足柄市	7.21					南足柄市	7.21				
	葉山町	3.91					葉山町	3.91				
	大磯町	1.61					大磯町	1.61				
	二宮町	1.05					二宮町	1.05				
	中井町	13.68					中井町	13.68				
	大井町	11.57					大井町	11.57				
	計	469.40					計	468.10				
飛砂防備 保安林	平塚市	22.25	1. 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあつては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	飛砂防備 保安林	平塚市	22.25	1. 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあつては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	
	藤沢市	16.66					藤沢市	16.66				
	茅ヶ崎市	45.80					茅ヶ崎市	48.91				
	大磯町	3.55					大磯町	3.22				
	計	88.26					計	91.05				

樹立案					現行					検討の視点		
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考	
			伐採方法	その他					伐採方法	その他		
防風保安林	三浦市	0.98	1. 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね 20 m未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね 10 m未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐。）。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出	三浦市	横須賀市	0.98 0.06	1. 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね 20 m未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね 10 m未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐。）。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出	
	横須賀市	0.06										
	計	1.04	同じ。			計	1.04	同じ。				
水害防備保安林	茅ヶ崎市	1.31	1. 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	茅ヶ崎市		1.31	1. 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	
	計	1.31										
潮害防備保安林	横須賀市	0.48	1. 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	横須賀市	藤沢市	茅ヶ崎市	三浦市	大磯町	二宮町	計
	藤沢市	1.09										
	茅ヶ崎市	0.08										
	三浦市	10.83										
	大磯町	1.60										
	二宮町	0.03										
計	14.12											
干害防備保安林	小田原市	0.89	1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	小田原市	相模原市	0.89 2.49	1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可 又は 届出	
	相模原市	2.49										
	計	3.38				計	3.38					

ウ

樹立案					現行					検討の視点	
単位 面積 : ha					単位 面積 : ha						
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考
			伐採方法	その他					伐採方法	その他	
落石防止保安林	藤沢市	0.20	1. 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。 2. その他の森林にあつては、禁伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出	落石防止保安林	藤沢市	0.20	1. 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。 2. その他の森林にあつては、禁伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出
	計	0.20					計	0.20			
魚つき保安林	真鶴町 二宮町	35.18 0.03	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあつては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可又は届出	魚つき保安林	真鶴町 二宮町	35.18 0.03	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあつては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可又は届出
	計	35.21					計	35.21			
航行目標保安林	大磯町	28.13	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その他の森林にあつては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可又は届出	航行目標保安林	大磯町	28.13	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その他の森林にあつては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同上	許可又は届出
	計	28.13					計	28.13			

樹立案					現行					検討の視点		
単位 面積 : ha					単位 面積 : ha					ウ		
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考	
			伐採方法	その他					伐採方法			その他
保健保安林	横浜市	58.29	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものについては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在の樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新がある高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出	横浜市	58.45	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものについては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在の樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新がある高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出		
	横須賀市	38.73				横須賀市	38.79					
	平塚市	2.36				鎌倉市	114.52					
	鎌倉市	114.61				藤沢市	1.09					
	藤沢市	1.09				逗子市	55.15					
	逗子市	55.15				相模原市	1,593.97					
	相模原市	1,593.97				三浦市	10.65					
	三浦市	10.65				秦野市	253.53					
	秦野市	253.53				厚木市	144.13					
	厚木市	144.13				伊勢原市	122.99					
	伊勢原市	122.99				南足柄市	140.02					
	南足柄市	140.02				葉山町	29.35					
	葉山町	29.35				大磯町	28.13					
	大磯町	28.13				大井町	11.06					
	大井町	11.06				山北町	1,868.72					
	山北町	1,868.72				箱根町	114.36					
	箱根町	114.36				真鶴町	24.25					
	真鶴町	24.25				湯河原町	78.73					
	湯河原町	78.73				愛川町	4.58					
	愛川町	4.58				清川村	766.81					
清川村	766.81	計	5,461.52									
計	5,461.52					計	5,444.78					

樹立案						現行						検討の視点
単位 面積 : ha						単位 面積 : ha						ウ
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考	
			伐採方法	その他					伐採方法	その他		
風致保安林	横浜市	2.17	1. 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その他の森林にあつては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出	横浜市	2.17	1. 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その他の森林にあつては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出		
	川崎市	1.03				川崎市	1.03					
	横須賀市	3.09				横須賀市	3.22					
	平塚市	7.52				平塚市	7.59					
	鎌倉市	59.95				鎌倉市	59.89					
	藤沢市	15.08				藤沢市	15.07					
	小田原市	0.38				小田原市	3.43					
	茅ヶ崎市	9.55				茅ヶ崎市	10.35					
	逗子市	0.26				逗子市	0.26					
	相模原市	6.59				相模原市	6.54					
	厚木市	0.13				厚木市	0.13					
	三浦市	0.65				三浦市	0.72					
	秦野市	0.71				秦野市	0.71					
	大和市	0.23				大和市	0.23					
	伊勢原市	0.17				伊勢原市	0.17					
	南足柄市	1.36				南足柄市	1.36					
	葉山町	0.36				葉山町	0.47					
	大磯町	3.79				大磯町	3.79					
	二宮町	0.22				二宮町	0.22					
	松田町	0.40				松田町	0.43					
山北町	0.40	山北町	0.40									
箱根町	0.03	箱根町	7.69									
湯河原町	0.44	湯河原町	0.44									
愛川町	2.32	愛川町	2.32									
計	116.83	計	128.64									

樹立案					現行					検討の視点	
単位 面積 : ha					単位 面積 : ha						
種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備考	種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備考
			伐 採 方 法	そ の 他					伐 採 方 法	そ の 他	
砂 防 法 に よ る 砂 防 指 定 地	平 塚 市	2.20	1. 特定しない。		更新は原	砂 防 法 に よ る 砂 防 指 定 地	平 塚 市	2.20	1. 特定しない。		更新は原
	鎌 倉 市	2.83			則として		鎌 倉 市	2.83			更新は原
	小田原市	15.26			現在樹種		小田原市	15.26			更新は原
	逗 子 市	24.23			の天然更		逗 子 市	24.23			更新は原
	相模原市	245.58			新及び人		相模原市	245.58			更新は原
	秦 野 市	59.58			工植栽に		秦 野 市	59.58			更新は原
	厚 木 市	47.24			よる。		厚 木 市	47.24			更新は原
	伊勢原市	44.16					伊勢原市	44.16			更新は原
	南足柄市	23.56					南足柄市	23.56			更新は原
	葉 山 町	20.46					葉 山 町	20.46			更新は原
	大 磯 町	9.99					大 磯 町	9.99			更新は原
	二 宮 町	0.70					二 宮 町	0.70			更新は原
	中 井 町	1.78					中 井 町	1.78			更新は原
	大 井 町	3.84					大 井 町	3.84			更新は原
	松 田 町	38.73					松 田 町	38.73			更新は原
	山 北 町	80.65					山 北 町	80.65			更新は原
	箱 根 町	224.41					箱 根 町	224.41			更新は原
	湯河原町	17.62					湯河原町	17.62			更新は原
	愛 川 町	53.92					愛 川 町	53.92			更新は原
清 川 村	106.91				清 川 村	106.91			更新は原		
計	1,023.65				計	1,023.65			更新は原		

樹立案				現行				検討の視点			
単位 面積 : ha				単位 面積 : ha							
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考
			伐採方法	その他					伐採方法	その他	
国立公園 特別 保護地区	南足柄市	16.84	1. 特別保護地区内における森林の施業については、原則として禁伐とする。ただし学術研究用、病害虫駆除並びに公園利用ルートの確保等管理上必要な行為に伴う森林の伐採については、協議のうえ行うことができるものとする。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び人工植栽による。ただし、特別保護地区内の植栽については、許可を受けることを要する。	許可	国立公園 特別 保護地区	南足柄市	16.84	1. 特別保護地区内における森林の施業については、原則として禁伐とする。ただし学術研究用、病害虫駆除並びに公園利用ルートの確保等管理上必要な行為に伴う森林の伐採については、協議のうえ行うことができるものとする。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び人工植栽による。ただし、特別保護地区内の植栽については、許可を受けることを要する。	許可
	箱根町	256.43					箱根町	256.43			
	計	273.27					計	273.27			
国立公園 第1種 特別地域	小田原市	122.44	2. 第1種特別地域 (1) 第1種特別地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。			国立公園 第1種 特別地域	小田原市	122.44	2. 第1種特別地域 (1) 第1種特別地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。		
	箱根町	897.46					箱根町	897.46			
	計	1,019.90					計	1,019.90			
国立公園 第2種 特別地域	小田原市	202.73	3. 第2種特別地域 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 (2) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。			国立公園 第2種 特別地域	小田原市	202.73	3. 第2種特別地域 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 (2) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。		
	南足柄市	55.31					南足柄市	55.31			
	箱根町	4,172.06					箱根町	4,172.06			
計	4,430.10	計	4,430.10								
国立公園 第3種 特別地域	小田原市	435.00				国立公園 第3種 特別地域	小田原市	435.00			
	箱根町	110.13					箱根町	110.13			
	湯河原町	165.35					湯河原町	165.35			
計	710.48	計	710.48								
国立公園 特別 保護地区	相模原市	375.00				国立公園 特別 保護地区	相模原市	375.00			
	山北町	581.33					山北町	581.33			
	清川村	437.56					清川村	437.56			
計	1,393.89	計	1,393.89								
国立公園 第1種 特別地域	相模原市	30.00				国立公園 第1種 特別地域	相模原市	30.00			
	伊勢原市	71.85					伊勢原市	71.85			
	山北町	1,143.87					山北町	1,143.87			
清川村	304.69	清川村	304.69								
計	1,550.41	計	1,550.41								
国立公園 第2種 特別地域	相模原市	211.49				国立公園 第2種 特別地域	相模原市	211.49			
	秦野市	214.01					秦野市	214.01			
	伊勢原市	195.00					伊勢原市	195.00			
松田町	145.00	松田町	145.00								
山北町	2,259.39	山北町	2,259.39								
清川村	763.03	清川村	763.03								
計	3,787.92	計	3,787.92								
国立公園 第3種 特別地域	相模原市	5,746.90				国立公園 第3種 特別地域	相模原市	5,746.90			
	秦野市	2,948.03					秦野市	2,948.03			
	厚木市	840.30					厚木市	840.30			
伊勢原市	841.61	伊勢原市	841.61								
松田町	1,070.62	松田町	1,070.62								
山北町	3,800.95	山北町	3,800.95								
清川村	2,262.40	清川村	2,262.40								
計	17,510.81	計	17,510.81								

樹立案					現行					検討の視点			
単位 面積 : ha					単位 面積 : ha								
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考		
			伐採方法	その他					伐採方法	その他			
県立自然公園第1種特別地域	真鶴町	31.00	4. 第3種特別地域 (1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。			県立自然公園第1種特別地域	真鶴町	31.00	4. 第3種特別地域 (1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。				
	計	31.00					計	31.00					
県立自然公園第2種特別地域	相模原市	76.20				県立自然公園第2種特別地域	相模原市	76.20					
	湯河原町	128.74					湯河原町	128.74					
	愛川町	7.00					愛川町	7.00					
	清川村	378.00					清川村	378.00					
計	589.94	計	589.94										
県立自然公園第3種特別地域	相模原市	2,296.63				県立自然公園第3種特別地域	相模原市	2,296.63					
	真鶴町	11.95					真鶴町	11.95					
	清川村	880.75					清川村	880.75					
	湯河原町	1,266.51					湯河原町	1,266.51					
計	4,455.84	計	4,455.84										
県立自然公園特別地域 (地種区分なし)	秦野市	162.01	1. 特定しない。 ただし、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見される伐区においては、択伐法等により景観上の配慮をすること。		更新は原則として 現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可	県立自然公園特別地域 (地種区分なし)	秦野市	162.01	1. 特定しない。 ただし、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見される伐区においては、択伐法等により景観上の配慮をすること。		更新は原則として 現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可
	伊勢原市	28.95						伊勢原市	28.95				
	山北町	1,085.03					山北町	1,085.03					
計	1,275.99	計	1,275.99										

樹立案					現行					検討の視点		
単位 面積 : ha					単位 面積 : ha					ウ		
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考	
			伐採方法	その他					伐採方法			その他
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区	山北町	1,619.27	1. 木竹を伐採する場合は、許可を受けなければならない。ただし単木択伐、立木本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈、除伐については許可不要である。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区	山北町	1,619.27	1. 木竹を伐採する場合は、許可を受けなければならない。ただし単木択伐、立木本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈、除伐については許可不要である。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可	
	箱根町	238.37					山北町	238.37				
	真鶴町	4.66					真鶴町	4.66				
	清川村	740.54					清川村	740.54				
	計	2,602.84					計	2,602.84				
都市緑地法による特別緑地保全地区	横浜市	523.80	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	同上	許可	都市緑地法による特別緑地保全地区	横浜市	433.40	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	同上	許可	
	川崎市	137.20					川崎市	128.10				
	鎌倉市	49.40					鎌倉市	48.80				
	藤沢市	55.80					藤沢市	35.80				
	茅ヶ崎市	7.80					茅ヶ崎市	7.80				
	逗子市	0.40					逗子市	0.40				
	相模原市	9.90					相模原市	9.90				
	厚木市	0.20					厚木市	0.20				
	大和市	17.00					大和市	17.00				
	座間市	10.30					座間市	10.30				
大磯町	1.30	大磯町	1.30									
計	813.10	計	693.00									
首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地特別保全地区	横浜市	201.60	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	同上	許可	首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地特別保全地区	横浜市	194.00	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	同上	許可	
	横須賀市	244.00					横須賀市	244.00				
	鎌倉市	131.00					鎌倉市	131.00				
	相模原市	176.80					相模原市	176.80				
	三浦市	65.00					三浦市	65.00				
	葉山町	33.20					葉山町	33.20				
計	851.60	計	844.00									
首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地保全区域	横浜市	802.00	1. 特定しない。	同上	届出	首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地保全区域	横浜市	802.00	1. 特定しない。	同上	届出	
	横須賀市	1,012.00					横須賀市	1,012.00				
	鎌倉市	294.00					鎌倉市	294.00				
	逗子市	282.00					逗子市	282.00				
	相模原市	644.00					相模原市	644.00				
	三浦市	688.00					三浦市	688.00				
	葉山町	1,078.00					葉山町	1,078.00				
計	4,800.00	計	4,800.00									
都市計画法による風致地区	横浜市	3,710.00	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。	同上	許可	都市計画法による風致地区	横浜市	3,710.00	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。	同上	許可	
	川崎市	284.80					川崎市	284.80				
	横須賀市	1,355.70					横須賀市	1,355.70				
	平塚市	96.20					平塚市	96.20				
	鎌倉市	2,194.00					鎌倉市	2,194.00				

樹立案					現行					検討の視点	
単位 面積 : ha					単位 面積 : ha						
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考
			伐採方法	その他					伐採方法	その他	
都市計画 法による 風致地区	藤沢市	584.10	1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1 ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。			都市計画 法による 風致地区	藤沢市	584.10	1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1 ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。		
	小田原市	320.00					小田原市	320.00			
	逗子市	90.20					逗子市	90.20			
	三浦市	904.40					三浦市	904.40			
	葉山町	406.50					葉山町	406.50			
	大磯町	11.00					大磯町	11.00			
	二宮町	57.90					二宮町	57.90			
	湯河原町	3,448.00					湯河原町	3,448.00			
	愛川町	1,514.70					愛川町	1,514.70			
	計	14,977.50					計	14,977.50			
急傾斜地の 崩壊による 災害の防止 に関する法 律による急 傾斜地崩壊 危険区域	横浜市	92.17	1. 特定しない。 更新は原則として 現在樹種の天然更 新及び人工植栽に よる。	更新は原則として 現在樹種の天然更 新及び人工植栽に よる。	許可	急傾斜地の 崩壊による 災害の防止 に関する法 律による急 傾斜地崩壊 危険区域	横浜市	92.17	1. 特定しない。 更新は原則として 現在樹種の天然更 新及び人工植栽に よる。	更新は原則として 現在樹種の天然更 新及び人工植栽に よる。	許可
	川崎市	22.41					川崎市	22.41			
	横須賀市	75.35					横須賀市	75.35			
	平塚市	1.32					平塚市	1.32			
	鎌倉市	91.55					鎌倉市	91.55			
	藤沢市	2.34					藤沢市	2.34			
	小田原市	3.41					小田原市	3.41			
	逗子市	24.58					逗子市	24.58			
	相模原市	1.94					相模原市	1.94			
	三浦市	14.45					三浦市	14.45			
	秦野市	7.23					秦野市	7.23			
	厚木市	15.53					厚木市	15.53			
	伊勢原市	1.03					伊勢原市	1.03			
	海老名市	0.76					海老名市	0.76			
	綾瀬市	0.16					綾瀬市	0.16			
	葉山町	35.31					葉山町	35.31			
	大磯町	0.23					大磯町	0.23			
	二宮町	0.10					二宮町	0.10			
	中井町	4.65					中井町	4.65			
	大井町	0.85					大井町	0.85			
山北町	2.57	山北町	2.57								
箱根町	1.82	箱根町	1.82								
真鶴町	0.42	真鶴町	0.42								
湯河原町	1.69	湯河原町	1.69								
愛川町	6.67	愛川町	6.67								
計	408.54	計	408.54								

樹立案					現行					検討の視点		
単位 面積 : ha					単位 面積 : ha					ウ エ (表現の修正)		
種類	市町村	面積	施業方法		備考	種類	市町村	面積	施業方法		備考	
			伐採方法	その他					伐採方法			その他
文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	横浜市	16.86	1. 立木を伐採する場合は、原則として許可を受けなければならない。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	横浜市	16.86	1. 原則として禁伐。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可	
	横須賀市	4.27					横須賀市	4.27				
	鎌倉市	83.11					鎌倉市	83.11				
	藤沢市	11.34					藤沢市	11.34				
	小田原市	31.00					小田原市	0.27				
	茅ヶ崎市	0.14					茅ヶ崎市	0.14				
	相模原市	1.00					大和市	0.33				
	逗子市	1.00					伊勢原市	71.65				
海老名市	0.50	南足柄市	16.00									
湯河原町	0.08	大磯町	10.49									
計	149.30	箱根町	2.00									
		清川村	37.03									
		計	253.49									
自然環境保全条例による特別地区	相模原市	33.47	1. 主伐は、標準伐期齢以上の立木（針葉樹人工林に限る。）とし、原則として択伐法によるが、植生の群落構成を変えるなど自然環境に著しい変化を招くおそれが少ない場合には、小面積の皆伐法によることができる。 2. 択伐できる限度は、現在蓄積の30%以内とする。皆伐法の場合には、一伐区的面積を2ha以内とし、伐区は努めて分散させる。	同上	許可	自然環境保全条例による特別地区	相模原市	33.47	1. 主伐は、標準伐期齢以上の立木（針葉樹人工林に限る。）とし、原則として択伐法によるが、植生の群落構成を変えるなど自然環境に著しい変化を招くおそれが少ない場合には、小面積の皆伐法によることができる。 2. 択伐できる限度は、現在蓄積の30%以内とする。皆伐法の場合には、一伐区的面積を2ha以内とし、伐区は努めて分散させる。	同上	許可	
	計	33.47					計	33.47				
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土特別保存地区	鎌倉市	573.60	次のいずれかに該当し、かつ歴史的風土をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土特別保存地区	鎌倉市	573.60	次のいずれかに該当し、かつ歴史的風土をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可	
	計	573.60					計	573.60				
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土保存区域	鎌倉市	982.20	1. 特定しない。	同上	届出	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土保存区域	鎌倉市	982.20	1. 特定しない。	同上	届出	
	逗子市	6.80					逗子市	6.80				
計	989.00	計	989.00									

樹立案		現行		検討の視点
用語の解説 (前略)		用語の解説 (前略)		イー② (以降同様)
項目	内容	項目	内容	
林道開設	林道を新たに作ることをいい、「新設」ともいう。	林道開設	林道を新たに作ることをいい、「新設」ともいう。	
林道改築	既にある林道の幅員を3mから4mにするなど、林道を路線単位で規格構造を向上させることをいう。	林道改築	既にある林道の幅員を3mから4mにするなど、林道を路線単位で規格構造を向上させることをいう。	
林道改良	既にある林道の局部的構造を質的に向上させることをいう。	林道改良	既にある林道の局部的構造を質的に向上させることをいう。	
作業道	林道より簡易な道で、軽トラックや小型の運搬車両が通れる道をいう。	作業道	林道より簡易な道で、軽トラックや小型の運搬車両が通れる道をいう。	
林道密度	森林の単位面積当たりの林道延長をいい、 林道延長 ÷ 地域森林計画対象森林面積 で算出する。	林道密度	森林の単位面積当たりの林道延長をいい、 林道延長 ÷ 地域森林計画対象森林面積 で算出する。	
林家	林業経営体のうち所有山林又は、保有山林が0.1ha以上の世帯をいう。世帯員のうち、何人かの名義に分かれていても、世帯にまとめて0.1ha以上あれば林家となる。	林家	林業経営体のうち所有山林又は、保有山林が0.1ha以上の世帯をいう。世帯員のうち、何人かの名義に分かれていても、世帯にまとめて0.1ha以上あれば林家となる。	
林業経営体	主として所有森林を対象に林業経営を行う林家等をいう。	林業経営体	主として所有森林を対象に林業経営を行う林家等をいう。	
林業事業体	主として施業等の受託または請負により林業経営を行う森林組合、素材生産事業体、造林事業体等をいう。	林業事業体	主として施業等の受託または請負により林業経営を行う森林組合、素材生産事業体、造林事業体等をいう。	
民間事業者	林業を営む民間の法人又は個人（林業を営もうとする法人又は個人を含む）	民間事業者	林業を営む民間の法人又は個人（林業を営もうとする法人又は個人を含む）	
林業経営者	森林経営管理法に基づく経営管理実施権配分計画の定めるところにより経営管理実施権が設定された民間事業者	林業経営者	森林経営管理法に基づく経営管理実施権配分計画の定めるところにより経営管理実施権が設定された民間事業者	
かながわ森林・林材業活性化協議会	県産材のより一層の需要拡大、安定供給、加工流通体制の整備等を推進し、森林・林材業の活性化と森林の公益的機能の向上を図ることを目的として、神奈川県森林組合連合会、神奈川県木材業協同組合連合会など川上から川下までの18団体が会員となって活動している。	かながわ森林・林材業活性化協議会	県産材のより一層の需要拡大、安定供給、加工流通体制の整備等を推進し、森林・林材業の活性化と森林の公益的機能の向上を図ることを目的として、神奈川県森林組合連合会、神奈川県木材業協同組合連合会など川上から川下までの18団体が会員となって活動している。	
(削除)	(削除)	県産木材認証生産者	<u>かながわ県産木材産地認証制度（かながわ森林・林材業活性化協議会が実施）に基づき神奈川県産木材の生産者認証を受けている者。</u> <u>建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。</u>	
プレカット	建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。	プレカット	建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。	
JAS材	<u>日本農林規格（JAS）に適合した木材製品</u>			
認証工務店	<u>かながわ森林・林材業活性化協議会が認証した県産木材を使用した住宅づくりを行う住宅建設事業者</u>			
(削除)	(削除)	集成材	<u>ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品をいう。</u>	
保安林	森林法第25条又は第25条の2に基づき、水源のかん養、土砂の流出その他の災害の防備、レクリエーションの場の提供など、特定の公共目的を達成するために指定された森林をいい、指定目的により17種類に分類される。	保安林	森林法第25条又は第25条の2に基づき、水源のかん養、土砂の流出その他の災害の防備、レクリエーションの場の提供など、特定の公共目的を達成するために指定された森林をいい、指定目的により17種類に分類される。	
(後略)		(後略)		

樹立案	現行	検討の視点																																					
<p>参考資料</p> <p>持続的伐採可能量</p> <p>第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）</p> <p style="text-align: right;">単位 材積：千m³</p> <table border="1" data-bbox="278 533 1154 644"> <tr> <td>主伐（皆伐）上限量の目安（千m³）</td> </tr> <tr> <td>264</td> </tr> </table> <p>第2表 持続的伐採可能量（年間）</p> <p style="text-align: right;">単位 再造林率：％ 材積：千m³</p> <table border="1" data-bbox="278 863 1154 1470"> <thead> <tr> <th>再造林率</th> <th>持続的伐採可能量</th> <th>間伐立木材積</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>264</td> <td rowspan="11" style="text-align: center;">123</td> <td>387</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>238</td> <td>361</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>211</td> <td>334</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>185</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>158</td> <td>281</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>132</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>106</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>79</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>53</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>26</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table>	主伐（皆伐）上限量の目安（千m ³ ）	264	再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計	100	264	123	387	90	238	361	80	211	334	70	185	308	60	158	281	50	132	255	40	106	229	30	79	202	20	53	176	10	26	149	<p>(新設)</p>	<p>エ (国の運用改正による)</p>
主伐（皆伐）上限量の目安（千m ³ ）																																							
264																																							
再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計																																				
100	264	123	387																																				
90	238		361																																				
80	211		334																																				
70	185		308																																				
60	158		281																																				
50	132		255																																				
40	106		229																																				
30	79		202																																				
20	53		176																																				
10	26		149																																				